

門真市地域防災計画

【資料編】

令和 8 （2026） 年 5 月

<目次>

第1 防災組織・体制関係

資料1-1	門真市防災会議条例-----	1
資料1-2	門真市防災会議の構成-----	3
資料1-3	門真市災害対策本部条例-----	4
資料1-4	門真市災害対策本部事務分掌-----	5
資料1-5	災害時における各課の配備職員数一覧表-----	14
資料1-6	門真市災害警戒本部・災害対策本部の組織-----	15
資料1-7	初動対策部及び現地災害対策本部の組織-----	17
資料1-8	初動対策部の事務分掌-----	18

第2 自然条件・災害履歴関係

資料2-1	気象庁震度階級関連解説表-----	19
資料2-2	大阪における主要被害地震-----	24
資料2-3	門真市周辺地域の活断層の状況-----	25
資料2-4	主な災害の台風進路-----	27
資料2-5	雨の強さと降り方-----	28
資料2-6	風の強さと吹き方-----	29
資料2-7	過去の主な台風経路図-----	30
資料2-8	寝屋川流域での過去の浸水被害状況-----	31
資料2-9	各河川による浸水想定-----	32
資料2-10	南海トラフ地震の津波被害想定図-----	34
資料2-11	南海トラフ地震の液状化被害想定図-----	35
資料2-12	南海トラフ地震の地震火災被害想定図-----	36

第3 通信関係

資料3-1	気象予警報等の種類-----	37
資料3-2	関係機関の通信窓口-----	38
資料3-3	大阪府防災行政無線多重回線構成図-----	41
資料3-4	大阪地区非常通信経路計画（市町村系）-----	42
資料3-5	災害時の広報文例-----	43

第4 消防・水防関係

資料4-1	台風情報発表文例-----	50
資料4-2	守口市門真市消防組合における消防力の状況-----	51
資料4-3	消防水利の現況-----	54
資料4-4	防火管理者選任状況-----	55
資料4-5	守口市門真市消防組合の組織-----	56
資料4-6	門真市消防団の組織-----	57
資料4-7	消防組合保有資器材一覧表-----	58
資料4-8	消防相互応援協定一覧表-----	60
資料4-9	消防通信-----	61
資料4-10	公設防火水槽分布図-----	62
資料4-11	貯留施設及び増補幹線-----	63
資料4-12	門真市防災資機材貸与要綱-----	64

第5 注意施設関係

資料5-1	中高層建築物の現況-----	70
資料5-2	危険物施設数-----	70

第6 上下水道関係

資料6-1	排水ポンプ施設一覧表-----	71
資料6-2	給水用車両及びタンク等保有一覧表-----	73
資料6-3	上下水道事業用無線-----	73

第7 備蓄関係

資料7-1	備蓄物資一覧表-----	74
資料7-2	防疫用器具、器材、備蓄一覧表-----	75
資料7-3	備蓄倉庫位置図-----	76
資料7-4	大阪府災害救助用食料緊急引渡要領-----	77

第8 医療・清掃・遺体処理関係

資料8-1	要配慮者利用施設一覧表-----	93
資料8-2	し尿収集委託業者一覧表-----	107
資料8-3	一般ごみ等収集業務委託業者一覧表-----	107
資料8-4	公営葬儀業者一覧表-----	108
資料8-5	大阪府内災害拠点病院一覧表-----	109

第9 都市計画関係

資料9-1	都市計画公園一覧表-----	110
資料9-2	都市計画道路一覧表-----	111
資料9-3	都市計画公園・都市計画道路一覧図-----	112
資料9-4	防火・準防火地域指定状況図-----	113
資料9-5	地震時等に著しく危険な密集市街地-----	114

第10 交通関係

資料10-1	公用車一覧表-----	115
資料10-2	緊急交通路予定路線図-----	116
資料10-3	ヘリポート候補地一覧表-----	117

第11 避難関係

資料11-1	一時避難地一覧表-----	118
資料11-2	広域避難地一覧表-----	118
資料11-3	避難所一覧表-----	119
資料11-4	洪水時避難所一覧表-----	120
資料11-5	給食調理施設一覧表-----	121
資料11-6	広域避難の受入概要-----	122
資料11-7	一時滞在施設一覧-----	128

第12 災害応援関係

資料12-1	災害相互応援協定一覧表-----	129
資料12-2	協定書-----	133

第13 被害情報関係

資料13-1	災害救助法の対象項目と程度、 方法及び期間並びに実費弁償の額-----	199
--------	--	-----

第14 復旧・復興関係

資料14-1	門真市災害弔慰金の支給等に関する条例-----	206
資料14-2	門真市災害見舞金等支給条例-----	211
資料14-3	災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例--	214
資料14-4	応急仮設住宅建設候補地-----	219

第 15 防災拠点関係

資料 15-1	防災機能を有する施設一覧表	220
---------	---------------	-----

様式集

様式 1	職員動員報告書	221
様式 2	非常無線通信用紙	222
様式 3	防疫活動完了報告書	223
様式 4	遺体対策票	234
様式 5	遺留品処理票	224
様式 6	遺体対策台帳	226
様式 7	火葬埋葬台帳	227
様式 8	(欠番)	
様式 9	緊急通行車両確認申出書、確認証明書及び標章	228
様式 10	避難所状況報告書	231
様式 11	避難者名簿	232
様式 12	避難者カード	233
様式 13	食料依頼伝票	234
様式 14	物資管理伝票	235
様式 15	物資受渡簿	236
様式 16	自衛隊の災害派遣及び撤収要請書	237
様式 17	公用令書	238
様式 18	応援等要請のための連絡事項	241
様式 19	参集途上被災状況報告書	242
様式 20	災害連絡票	243
様式 21	各種被害状況報告書	244
様式 22	相談対応票	245
様式 23	義援金・救援物資受付記録簿	246

【資料 1－1 門真市防災会議条例】

門真市防災会議条例

昭和40年3月29日

条例第1号

改正 昭和43年3月28日 条例第20号

平成12年3月28日 門真市条例第14号

平成25年3月28日 門真市条例第18号

平成26年6月23日 門真市条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき門真市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 門真市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、30名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 本市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
 - (3) 大阪府知事の部内の職員
 - (4) 大阪府警察の警察官
 - (5) 本市の職員
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、

関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年3月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日門真市条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日門真市条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年6月23日門真市条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 1－2 門真市防災会議の構成】

会長及び委員

(令和 7 年 1 月現在)

	所属及び補職名	備 考
1	門真市長	会長
2	農林水産省近畿農政局大阪府拠点 総括農政推進官	指定地方行政機関の職員
3	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所長	
4	陸上自衛隊 第36普通科連隊第 5 中隊長	本市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
5	大阪府枚方土木事務所 参事（地域防災監）	大阪府知事の部内の職員
6	大阪府守口保健所長	
7	大阪府門真警察署長	大阪府警察の警察官
8	門真市副市長	門真市の職員
9	門真市教育委員会 教育長	教育長
10	守口市門真市消防組合消防長	消防長及び消防団長
11	門真市消防団長	
12	日本郵便株式会社門真郵便局長	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
13	西日本電信電話株式会社 関西支店 設備部長	
14	関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪北電力本部 守口配電営業所長	
15	淀川左岸水防事務組合 事務局長	
16	京阪電気鉄道株式会社 枚方エリア統括駅長	
17	京阪バス株式会社 門真支所長	
18	大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部 総務チームマネージャー	
19	一般社団法人門真市医師会長	
20	門真市薬剤師会長	
21	一般社団法人門真市歯科医師会長	
22	門真市消防団 女性消防団員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

【資料 1－3 門真市災害対策本部条例】

門真市災害対策本部条例

昭和40年 3 月29日

条例第 2 号

改正 平成 8 年 3 月29日 門真市条例第 2 号

平成24年 9 月28日 門真市条例第25号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、門真市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員の中から本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和40年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月29日門真市条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 9 月28日門真市条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料１－４ 門真市災害対策本部事務分掌】

災害対策本部

組織名	構 成	主 な 事 務 分 掌
災害対策本部会議	(本部長) 市長 (副本部長) 副市長 (本部員) 教育長 統括理事 副教育長 各部局長 会計管理者	1. 災害応急対策の基本方針に関する事 2. 動員配備体制に関する事 3. 各部班間の調整事項に関する事 4. 避難指示及び警戒区域の設定に関する事 5. 避難所の開設に関する事 6. 自衛隊災害派遣要請に関する事 7. 他の市町村への応援要請に関する事 8. 国・府及び関係機関との連絡調整に関する事 9. 災害救助法適用要請に関する事 10. 激甚災害の指定の要請に関する事 11. ボランティアの受入れの可否に関する事 12. その他災害応急対策の実施及び調整に関する事

本部事務局

組織名	構 成	主 な 事 務 分 掌	
本 部 事 務 局	(事務局長) 総務部次長 (統括責任者) 秘書課長 魅力発信課長 ICT推進課長 人事課長 危機管理課長 (局員) 秘書課 魅力発信課 ICT推進課 人事課 危機管理課	庶務係	1. 本部会議室等必要居室の確保及び必要資機材の設置に関すること 2. 本部会議の事務に関すること 3. 災害応急対策実施状況の取りまとめ及び関係機関への被害状況の報告に関すること 4. 府及び関係機関への応援要請及び受入れに関すること 5. 本部長、副本部長の秘書に関すること 6. 国、府関係者等の応接に関すること
		情報係	<収 集> 1. 市民からの緊急問い合わせに関すること 2. 各部局・関係機関からの情報収集に関すること 3. 未確認地区の情報確認依頼に関すること <整 理> 1. 各部局から収集した情報及び資料を地区別、被害内容別の整理及び被害状況の把握に関すること 2. データ集計・図面作成等に関すること 3. 被害状況のとりまとめに関すること
		連絡係	1. 通信手段の点検及び確保に関すること 2. 各部局に対する命令の伝達及び連絡に関すること 3. 関係機関との連絡調整に関すること 4. 通信手段途絶の場合の情報伝達に関すること

※本部事務局員は、個々の業務と兼任とする。

各部局

Aグループ：本部長指示がなくても、緊急に活動に入る必要のある部課
 Bグループ：情報収集によらなければ効果的な活動のできない部課
 Cグループ：緊急性があるとしても、事態に照らし、半日から1日程度、任務によつてはそれ以上遅れても、それほど支障がないと思われる部課

部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
企画財政部・企画財政部長	広報班 魅力発信課長	秘書課 魅力発信課	1. 報道機関との連絡、調整に関する事 2. 災害の広報に関する事 3. 災害状況等の記録撮影に関する事 4. 部内の連絡調整に関する事	○	○ ○ ○	
	調達班 財政課長	企画課 財政課 ICT推進課	1. 総合的な復旧・復興計画の立案及び関係部署の調整に関する事 2. 市の災害復旧資金計画及び資金の調達に関する事 3. 災害対策諸物資の調達・検収及び契約に関する事 4. 本部の指示による各部局の応援に関する事	○	○	○ ○
総務部・総務部長	総務班 財産活用課長	総務課 財産活用課	1. 庁舎等応急修理に関する事 2. 車両の確保及び輸送に関する事 3. 当該部局に属する市有財産の被害状況調査に関する事 4. 市有財産の被害状況の把握に関する事 5. 部内の連絡調整に関する事	○ ○ ○		○ ○
	人事班 人事課長	人事課	1. 職員の動員及び調整に関する事 2. 職員の給食救護及び災害給与に関する事 3. 職員の現況把握に関する事 4. 災害対策従事者への夜食等の配給に関する事 5. 他市及び他の機関からの応援職員に関する事	○	○ ○	○ ○
	調査班 課税課長	課税課 収納課	1. 災害による被害状況調査に関する事 2. 罹災証明書の交付に関する事	○		○

部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
市民文化部・市民文化部長	災害相談班 人権市民相談 課長	地域政策課 市民課 人権市民相談課	1. 災害に関する苦情受付及び処理に関する事 2. 市民の災害相談に関する事 3. 被災者応急用品等の確保、あつせん並びに物価の安定監視に関する事 4. 施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関する事 5. 部内の連絡調整に関する事 6. 本部の指示による各部局の応援に関する事		○ ○ ○ ○	○
	商工農政班 産業振興課長	産業振興課	1. 商工業者の被害調査、復旧対策に関する事 2. 商工業者の罹災証明書の交付並びに復旧資金のあつせん事務に関する事 3. 耕地、かんがい用ため池の被害状況調査及び復旧対策に関する事 4. 農業者の被害調査及び復旧対策に関する事 5. 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 6. 畜産関係の被害調査並びに応急対策及び保健所の指導、連絡に関する事		 ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
保健福祉部・保健福祉部長	福祉対策班 福祉事務所長	福祉政策課 保護課 障がい福祉課 高齢福祉課	1. 福祉施設入所者並びに利用者の安全確保に関すること 2. 要援護世帯の被災状況調査に関すること 3. 福祉施設の被災状況調査及び保安措置に関すること 4. 日本赤十字社大阪府支部、その他社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関すること 5. ボランティアの受付、登録に関すること 6. 義援物品・救援物資の受入れに関すること 7. 災害援護資金、生活資金等の貸付けに関すること 8. 災害弔慰金等の支給に関すること 9. 遺体安置所の確保及び遺体の収容に関すること 10. 部内の連絡調整に関すること	○		
	保健医療対策班 健康増進課長	健康増進課 こども家庭センター（母子保健グループ）	1. 救護所の設置、運営に関すること 2. 医師会救護班の出動要請に関すること 3. 医師会救護班との連絡調整に関すること 4. 医薬品及び衛生資材の確保に関すること 5. 被災住民、避難住民の健康調査及び相談に関すること 6. 医療機関の被害調査及び傷病者の収容可能病院の把握に関すること 7. 防疫活動（調査、健康診断）に関すること		○	
		保健福祉センター 休日診療所	1. 施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること	○		
	食料班 健康保険課長	健康保険課	1. 食料品、生活必需品等の確保及びあっせんに関すること 2. 災害時における主食販売業者の指揮監督に関すること 3. 災害応急用食料の調達及び配給に関すること 4. 被災者に対する炊き出しに関すること		○	
こども部・こども部長	園児対策班 こども政策課長	こども政策課 こども家庭センター（家庭児童相談グループ） 保育幼稚園課 認定こども園	1. 施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること 2. 被災園児の被災状況調査の取りまとめ及び報告に関すること 3. 被災園児に対する学用品の調達及び支給に関すること 4. 災害時における園児の応急給食に関すること 5. 被災者への炊き出し給食業務の協力に関すること 6. 園長との連絡、調整に関すること	○		

保健医療対策 班 健康増進課長	健康増進課 こども家庭セ ンター（母子 保 健 グル プ）	1. 救護所の設置、運営に関する事		○	
		2. 医師会救護班の出動要請に関する事		○	
		3. 医師会救護班との連絡調整に関する事		○	
		4. 医薬品及び衛生資材の確保に関する事		○	
		5. 被災住民、避難住民の健康調査及び相談に関する事			○
		6. 医療機関の被害調査及び傷病者の収容可能病院の把握に関する事	○		
		7. 防疫活動（調査、健康診断）に関する事			○

部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
まちづくり部・まちづくり部長	庶務班 都市政策課長	都市政策課 地域整備課 庁舎エリア整備課	1. 被災者応急用建築資材の確保、あっせんに関する事 2. 住宅の災害復興対策の企画に関する事 3. 被災者の応急仮設住宅の建設用地の決定及び入居者の選定に関する事 4. 部内の連絡調整に関する事 5. 本部の指示による各部局の応援に関する事		○	○ ○
	建築班 建築指導課長	公共建築課 建築指導課	1. 公共建物、設備等の具体的被害調査及び応急復旧に関する事 2. 被災者の応急仮設住宅建設に関する事 3. 被災住宅の応急修理に関する事 4. 緊急時における民間等への協力依頼に関する事 5. 被災建築物の応急危険度判定に関する事 6. 被災家屋の解体及び除去に関する事	○		○ ○ ○ ○
	土木班 道路公園課長	道路公園課	1. 市内道路、橋りょうに係る被害状況調査及び応急対策に関する事 2. 市内道路上の障害物の除去及び道路構造物の管理に関する事 3. 公園の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関する事 4. 災害時における交通規制及び関係機関との連絡調整に関する事 5. 市内の河川、水路、一般下水道施設、樋門、排水ポンプ等の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関する事 6. 部の掌握する被害状況調査の取りまとめ、報告等部の事務に関する事 7. 緊急時における民間等への協力依頼に関する事	○	○ ○ ○ ○	○ ○

部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
環境水道部・環境水道部長	清掃班 環境水道部 次長	環境政策課 クリーンセンター 業務課 クリーンセンター 施設課	1. 災害時における清掃計画に関すること 2. 被災地域のごみの応急処理に関すること 3. 施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること 4. 緊急時における民間等への協力依頼に関すること 5. 死亡獣畜の収集及び処理に関すること 6. 防疫活動（消毒、害虫駆除等）に関すること 7. 放浪動物の保護収容等の対策に関すること 8. し尿くみ取りの応急処理に関すること 9. 仮設トイレの調達に関すること	○	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	給水班 お客さまセンター長	お客さまセンター	1. 水道施設の被害状況並びに応急、復旧状況の取りまとめ及び報告に関すること 2. 職員の動員、各班の連絡調整、各班の応援等に関すること	○	○	
	総務班 経営総務課長	経営総務課	3. 断水時における広報宣伝に関すること 4. 断水地区への臨時給水に関すること 5. 水道事業の災害復旧資金計画に関すること 6. 材料手配、連絡、部の庶務に関すること		○	○ ○ ○
	施設班 水道事業課長	水道事業課	1. 災害時における送配水の確保に関すること 2. 浄配水場施設、送配水管及び給水管の復旧並びに係る機関との連絡に関すること 3. 災害時における水道施設の巡視に関すること 4. 水道施設に係る被害調査及び応急対策に関すること 5. 水質調査並びに検査に関すること 6. 工事事業者の復旧班の応援に関すること 7. 緊急時における民間等への協力依頼に関すること	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	
	下水道班 公共下水道事業課長	公共下水道事業課	1. 公共下水道施設の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関すること 2. 部の掌握する被害状況調査の取りまとめ、報告等部の事務に関すること 3. 緊急時における民間等への協力依頼に関すること 4. 部内の連絡調整に関すること	○ ○		○ ○
会計・会計管理者	経理班 会計課長	会計課	1. 災害対策の収入及び支出に関すること 2. 災害救助時の決算に関すること 3. 義援金の受領に関すること			○ ○ ○

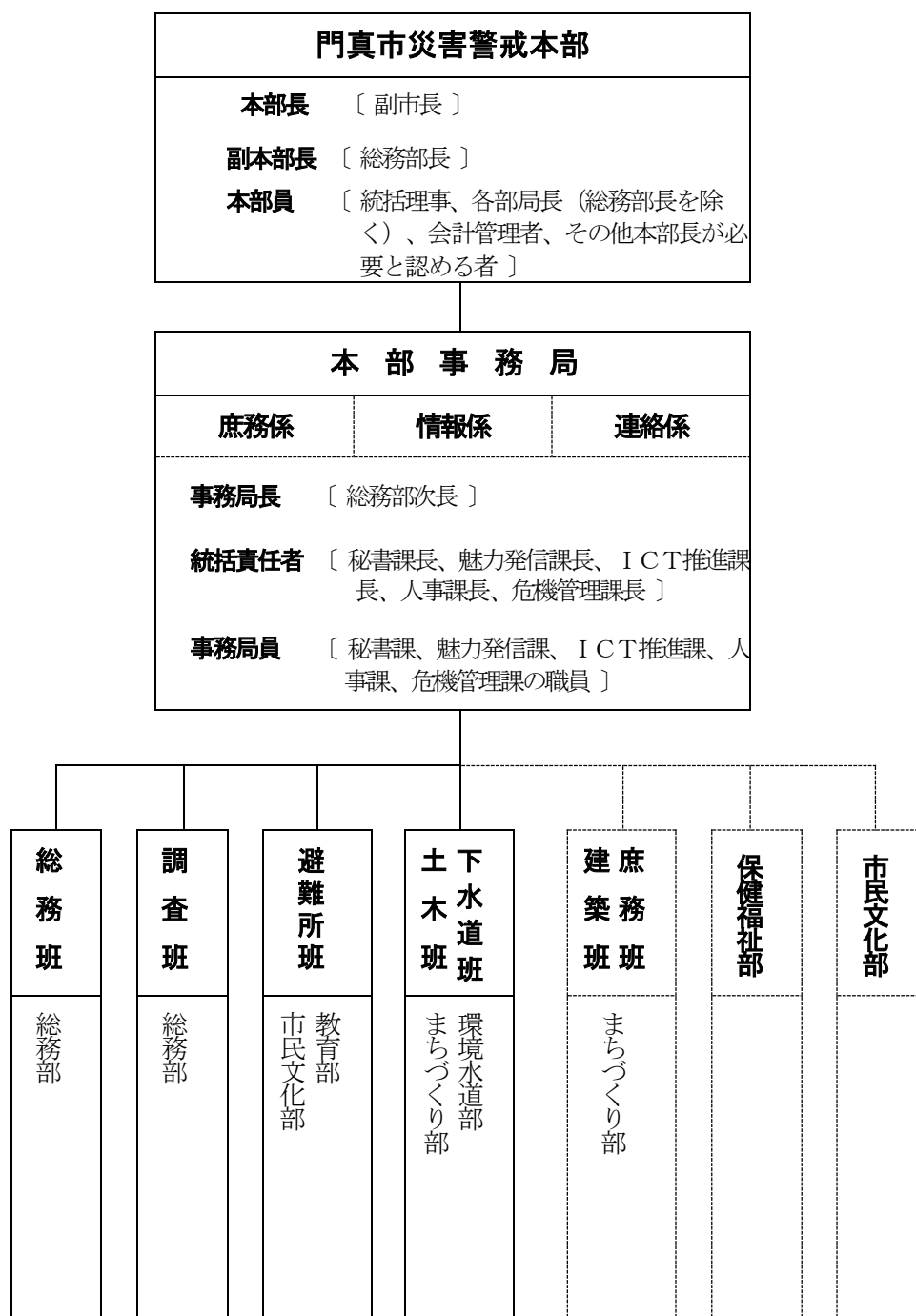
部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
教育部・教育部長 市民文化部・市民文化部長	教育班 教育総務課長	教育総務課 教育企画課	1. 教育施設の被害状況調査の取りまとめ及び報告に関すること 2. 被災児童、生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること 3. 教育機能の復旧に関すること 4. 校長との連絡調整に関すること 5. 教育委員会内の連絡調整に関すること 6. 災害時における児童・生徒の応急給食に関すること 7. 被災者への炊き出し給食業務の協力に関すること	○	○	○
	避難所班 学校教育課長	生涯学習課 学校教育課 北島図書館	1. 避難所の設置、管理及び運営に関すること 2. 避難所ボランティア受入れに関すること 3. 避難者の誘導に関すること 4. 文化財の保安措置及び被害状況の調査に関すること 5. 施設利用者の安全確保措置及び被害状況の調査に関すること	○	○	○
選挙管理委員会事務局長・固定資産 評価審査委員会事務局長・公平委員 会事務局長・監査委員事務局長			1. 本部の指示による各部局の応援に関すること		○	
議会事務局長			1. 市議会との連絡・調整に関すること 2. 本部の指示による各部局の応援に関すること		○	

【資料１－５ 災害時における各課の配備職員数一覧表】（令和７年４月現在）

部局	課	１号配備	２号配備	３号配備
企画財政部	秘書課	１	１	全員
	企画課	１	１	
	財政課			
	魅力発信課	１	２	
	ＩＣＴ推進課	１	１	
総務部	総務課	１	１	全員
	人事課	２	２	
	財産活用課	１	２	
	危機管理課	全員	全員	
	課税課	１	２	
	収納課	１	１	
市民文化部	地域政策課	１	２	全員
	産業振興課	１	２	
	市民課			
	人権市民相談課	１	１	
	生涯学習課	１	１	
	北島図書館			
保健福祉部	福祉政策課	１	１	全員
	健康増進課	１	２	
	保護課			
	障がい福祉課	１	１	
	高齢福祉課	１	１	
	健康保険課			
こども部	こども政策課	３	３	全員
	こども家庭センター			
	保育幼稚園課			
	認定こども園			
まちづくり部	都市政策課	６	１２	全員
	地域整備課			
	土木課			
	公共建築課			
	庁舎エリア整備課			
	建築指導課			
環境水道部	環境政策課	２	２	全員
	クリーンセンター業務課	１	１	
	クリーンセンター施設課	１	１	
	経営総務課			
	水道事業課			
	お客さまセンター			
	公共下水道事業課			
会計	会計課			全員
教育委員会事務局 教育部	教育総務課	１	１	全員
	教育企画課	１	１	
	学校教育課	１	１	
選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局				全員
議会事務局		１	１	全員
【備考】 ・被害の規模等に応じて各部局長は配備職員数を増減できる。 ・市長が判断する配備体制をとる場合がある。 ・環境水道部（経営総務課、水道事業課、お客さまセンター、公共下水道事業課）は独自の配備体制とする。				

【資料 1－6 門真市災害警戒本部・災害対策本部の組織】

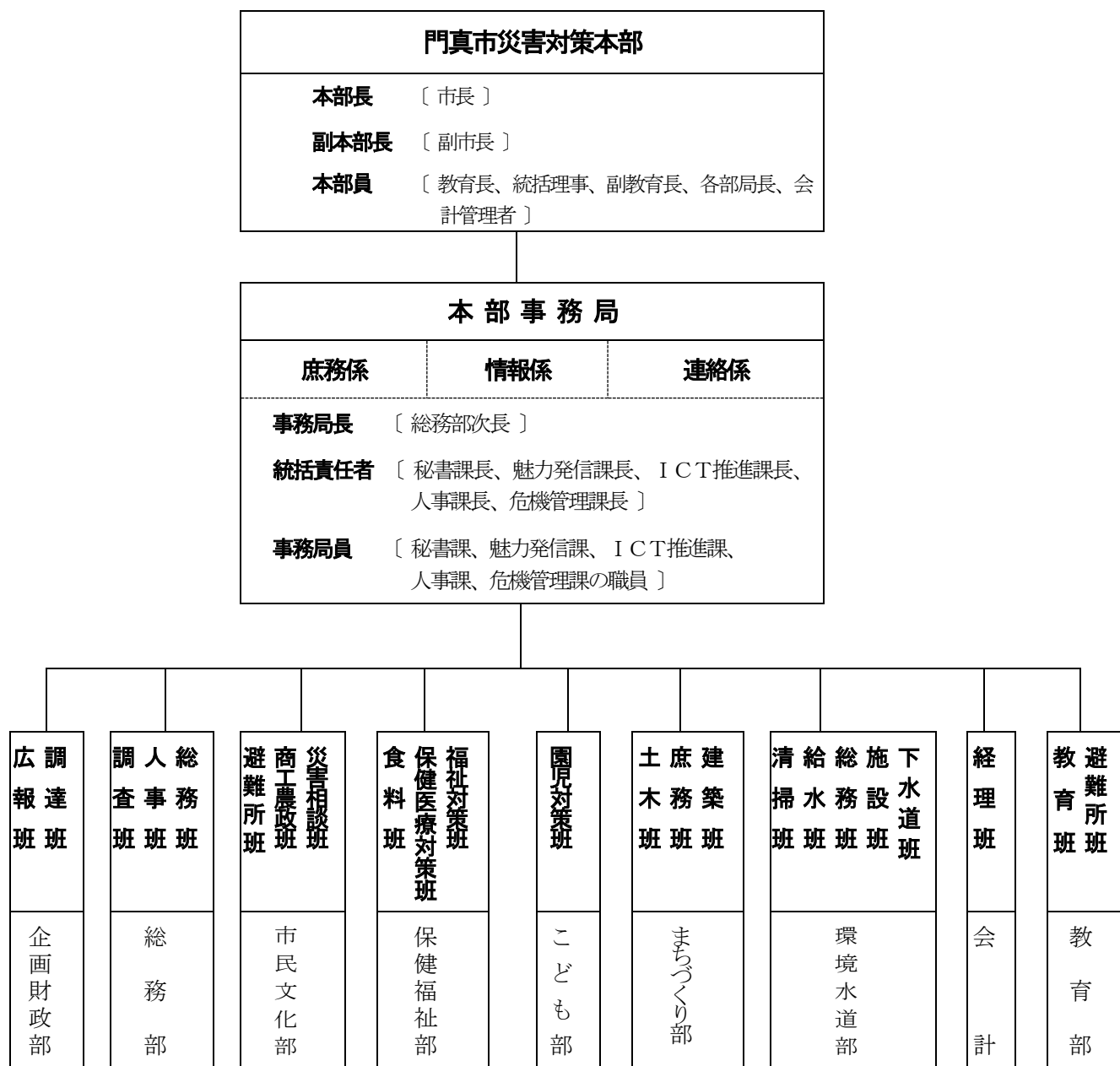
門真市災害警戒本部の組織



※市民文化部、保健福祉部及び庶務班、建築班は予備職員のため、市長または本部長が指示した場合、直ちに配備につくものとする。

※各班の体制は、各部長がそれぞれ指名する部の職員が配備につくものとする。

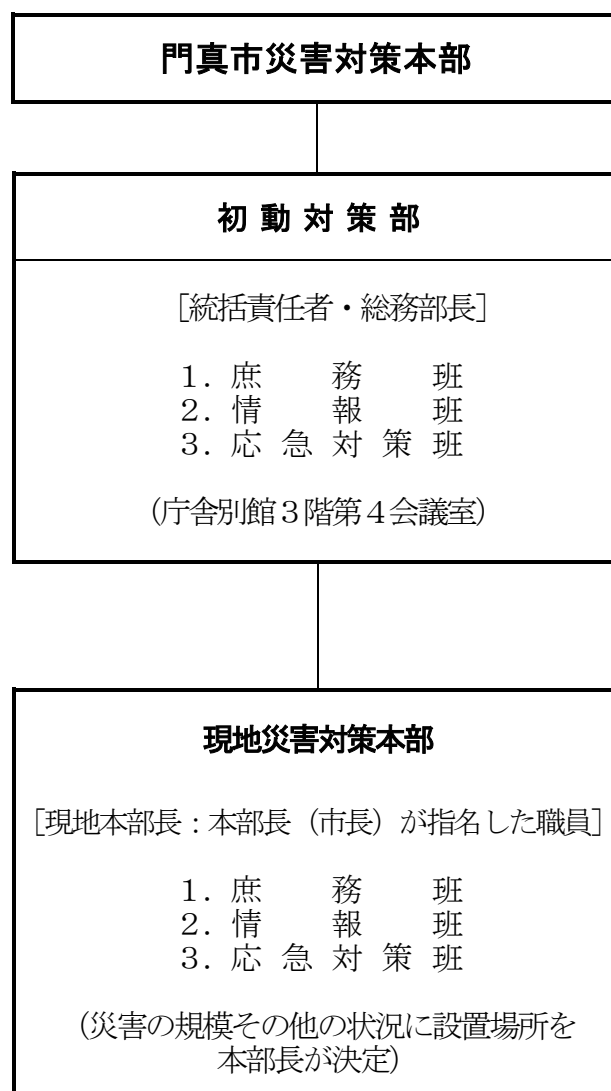
門真市災害対策本部の組織



※上記以外の部・局・課は、事務分掌に準ずる。

※各班の体制は、各部長がそれぞれ指名する部の職員が酒備につくものとする。

【資料 1－7 初動対策部及び現地災害対策本部の組織】



※現地災害対策本部の組織、運営については、本部長（市長）の指示する内容とし、業務内容に応じて必要人員を確保し、弾力的に構成

【資料１－８ 初動対策部の事務分掌】

	初動対策部の主な初動活動
庶務班	☐ 初動体制の統括 ☐ 初動対策部開設 ☐ 通信手段の確保(電話・携帯電話・ファクシミリ・府防災情報システム等) ☐ 災害対策本部の開設準備及び災害対策本部会議準備 ☐ 本部長・副本部長・本部員の指示、伝達 ☐ 本部会議用議案の作成(初動応急対策案) ☐ 職員の参集状況の把握(庁内、現地対策部、避難所等) ☐ 府への被害報告及び応援要請(自衛隊・赤十字等) ☐ 職員の被害状況の把握(本人、家族の人身被害、家屋倒壊等) ☐ 参集職員の食料・食堂・宿泊場所の確保
情報班	<情報収集係> ☐ 参集職員(庁舎・現地対策部・避難所・各市施設等)から「参集途上被災状況報告書」を収集 ☐ 警察・消防・住民・病院・鉄道・NTT・関西電力送配電・大阪ガス・その他防災関係機関・各種団体企業等から情報収集(電話・ファクシミリ等) ☐ 報道関係機関(ラジオ・テレビ・新聞等)より情報収集 ☐ 防災行政無線・電話・携帯電話・ファクシミリ等で収集した情報を「災害連絡票」に記入 <整理・連絡係> ☐ 収集した情報を、地区別・被害内容別に整理 ☐ データ集計・整理 ☐ 図面上で整理 ☐ 被害状況を庶務班へ連絡 (庶務班から大阪府・防災関係機関へ報告) ☐ 被害状況を各班へ連絡 ☐ 未確認地区の情報確認依頼 <広報係> ☐ 市民窓口(情報収集・対応・広報等) ☐ 報道機関への対応(ラジオ・テレビ・新聞等) ・プレス発表 ・広報等の協力要請(市から市民への広報)
応急対策班	☐ 庁舎の被害把握 ☐ 庁内の通信機器の機能点検 ☐ 災害活動用車両、駐車場の確保 ☐ 災害用資機材の確保 (テント・乾電池・懐中電灯・スコップ・軍手・長靴・雨具・ビニールシート・ヘルメット等) ☐ 救援物資の受入れ対応 ☐ 自治体・企業等からの応援の受入れ ☐ 二次災害関連調査(災害危険区域、河川等の調査) ☐ 緊急道路網の確保 ☐ 二次災害防止についての市民への呼びかけ

【資料２－１ 気象庁震度階級関連解説表】

（出典：気象庁資料、平成21年３月）

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などに、ひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁など大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂（※1）や液状化（※2）が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある（※3）。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある（※）。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある（※）。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。 （安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動（※）による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

【資料２－２ 大阪における主要被害地震】

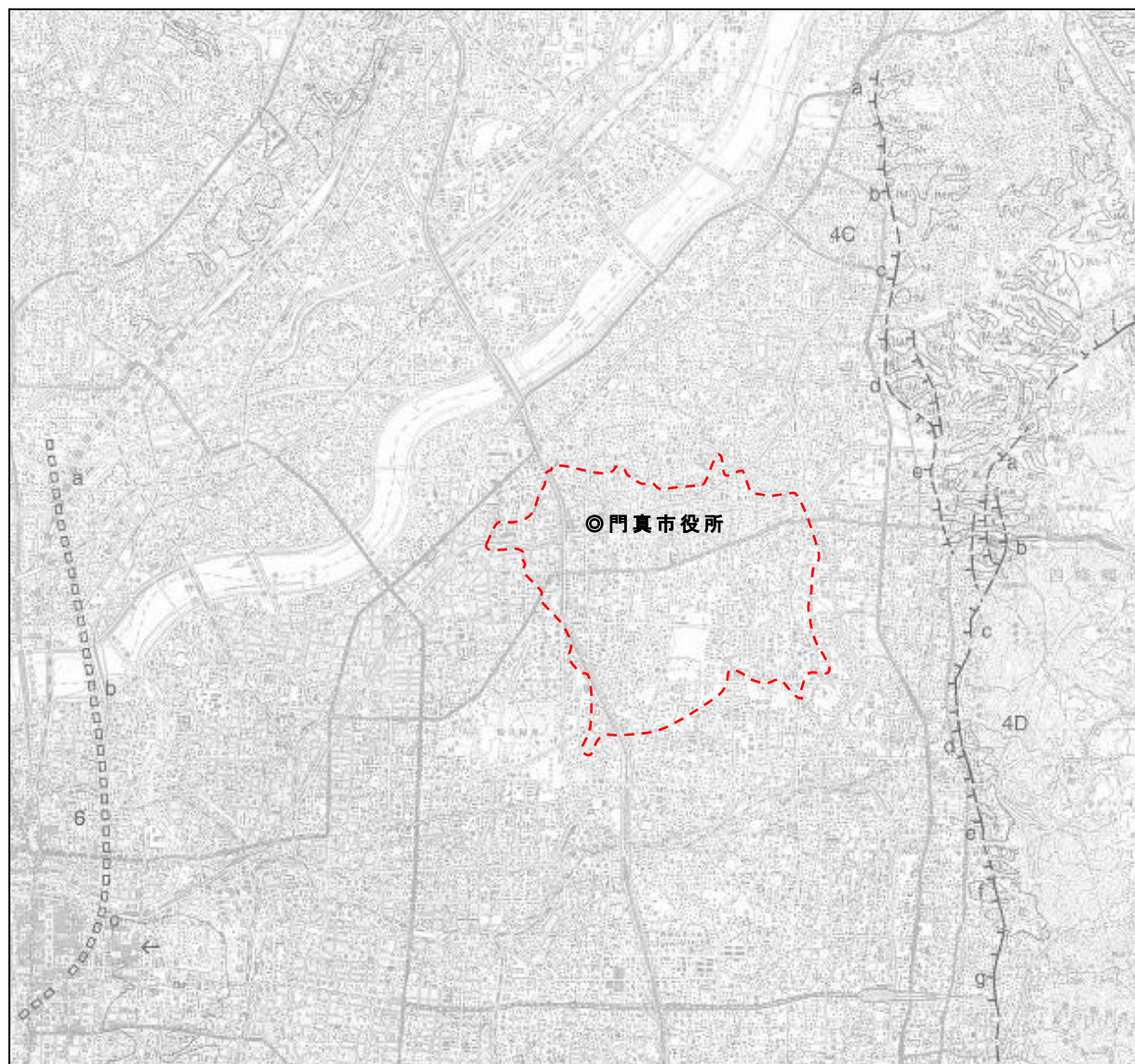
(出典：大阪府地域防災計画関連資料集、令和２年３月修正)

年 月 日	名称又は 震央の地名	マグニ チュー ド	府域の 震度 (推定含む)	大阪市を 中心とした 震央距離 (k m)	府域の被害の概要
887年 8月26日	南海道沖	8. 6	—	190	津波による死者多数
1361年 8月3日	南海道沖	8. 4	—	190	四天王寺倒壊、 津波による死者数百名
1510年 9月21日	摂津河内	6. 7	—	20	河内葛井寺、その他21社 倒壊、人家の被害多数
1579年 2月25日	摂津	6. 2	—	5	四天王寺の鳥居崩壊
1596年 9月5日	京都及び畿内 (伏見地震)	7. 0	4	30	堺で死者600人、 大阪も人家被害多数
1662年 6月16日	滋賀県西部	7. 6	5	80	高槻城、岸和田城破損、 大阪で若干の死者
1707年 10月28日	宝永地震 (東南海道沖)	8. 4	6	180	大阪で死者約750人、 他に津波により死者多数、 船舶被害1300、落橋50
1854年 12月23日	安政東海地震	8. 4	5	220	大阪で倒壊200軒
1854年 12月24日	安政南海地震	8. 4	5～6	150	津波による死者多数、 船舶被害1,800、落橋10
1891年 10月28日	濃尾地震	8. 0	5	150	死者24人、負傷者94人、 全壊1,011、半壊708
1899年 3月7日	紀伊半島南東部	7. 0	4	70	大阪市内砲兵工廠、小学 校等損傷
1927年 3月7日	北丹後地震	7. 3	4	110	死者21人、負傷者126人、 全壊117、半壊127
1936年 2月21日	河内大和地震	6. 4	4～5	25	死者8人、負傷者52人、 全壊18、半壊89
1944年 12月7日	東南海地震	7. 9	4	130	大阪市内で死者6人、 負傷者120人、全壊122、 半壊(小破を含む)2,500
1946年 12月21日	南海道地震	8. 0	4	185	死者32人、負傷者46人、 全壊261、半壊217
1952年 7月18日	吉野地震	6. 8	4	30	死者2人、負傷者75人、 全壊9、半壊7
1995年 1月17日	兵庫県南部地震	7. 3	4	—	死者31人、 負傷者3,589人、 全壊895棟、 半壊7,232棟
2000年 10月6日	鳥取県西部地震	7. 3	—	—	負傷者4人
2004年 9月5日	紀伊半島南東沖	7. 4	—	—	負傷者10人
2011年 3月11日	東北地方太平洋 沖地震	9. 0	—	—	負傷者1人
2013年 4月13日	淡路島地震	6. 3	5	70	負傷者34人、全壊6棟 半壊66棟
2018年 6月18日	大阪府北部を震 源とする地震	6. 1	6弱	20	死者6人、負傷者369人、 全壊18棟、半壊512棟

【資料 2－3 門真市周辺地域の活断層の状況】

1. 活断層の分布

（出典：近畿の活断層、東京大学出版会）



番号	断層名	確実度	長さ
6	上町断層帯	I	8.8km
4 C	生駒断層帯・枚方断層	I	7 km
4 D	生駒断層帯・生駒断層	I	9.5 km

※確実度 I は確実な活断層

II は活断層であると推定されるもの

III は活断層の可能性のあるもの

2. 主要な活断層や海溝型地震の発生可能性

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の発生可能性等評価している。本市周辺に確認されている断層及び東南海、南海地震の評価は次のとおりである。

(1) 活断層の長期評価

断層帯名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			我が国の主な活断層における相対評価	平均活動間隔(上段)と最新活動時期(下段)
		30年以内	50年以内	100年以内		
生駒断層帯	7.0～7.5程度	ほぼ0% ⁺ ～0.1%	ほぼ0% ⁺ ～0.2%	ほぼ0% ⁺ ～0.6%	我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する	3000年～6000年 1600年前～1000年
上町断層帯	7.5程度	2%～3%	3%～5%	6%～10%	我が国の主な活断層の中では高いグループに属する	8000年 28000年前～9000年前

注1) 発生確率等の基準日は2005年1月1日

2) 「ほぼ0%」は $10^{-3}\%$ 未満の確率値

3) 今後30年間で発生する確率の例

: 交通事故で死亡する確率 = 約0.2%

: 交通事故でケガをする確率 = 約20%

(参考) 1995年兵庫県南部地震発生直前における確率

断層帯名	発生した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率	平均活動間隔
		30年以内	
野島断層	7.3	0.4%～8% (暫定値)	1800年～3000年 (暫定値)

(2) 海溝型地震の長期評価の概要

項目	将来の地震発生確率
	南海トラフ地震(M8～9クラス)
今後10年以内の発生確率	ほぼ0～40%
今後30年以内の発生確率	60～90%程度以上
今後50年以内の発生確率	90%程度 もしくはそれ以上
地震後経過率	0.82

注1) 評価時点は2025年1月1日現在

2) 地震後経過率: 前回の地震発生以降、経過した時間の平均活動間隔に対する割合

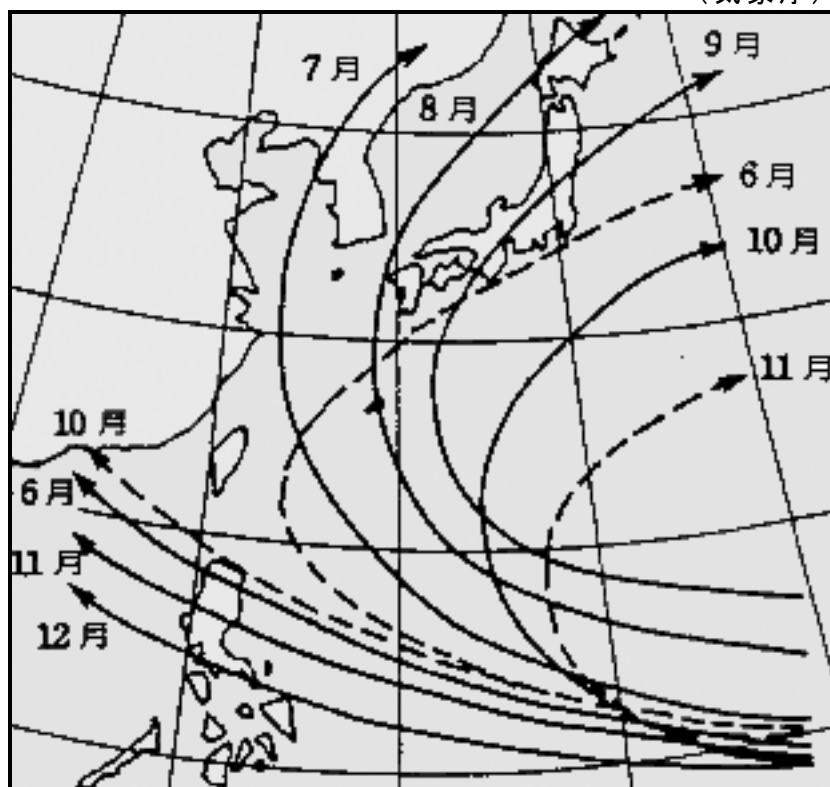
3) 今後30年間で発生する確率の例

: 交通事故で死亡する確率 = 約0.2%

: 交通事故でケガをする確率 = 約20%

【資料２－４ 主な災害の台風進路】

(気象庁)



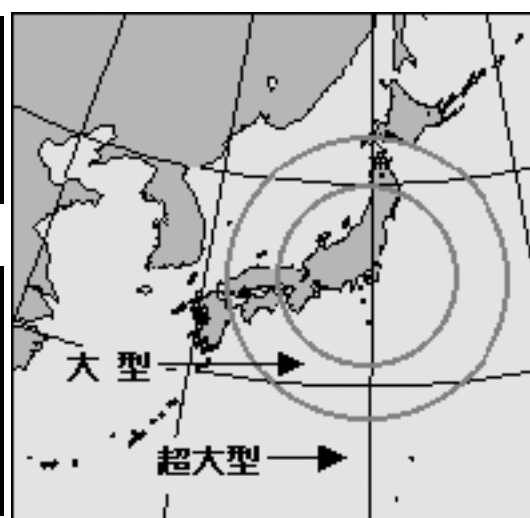
● 大きさの階級分け

階級	風速15m/s以上の半径
大 型：(大きい)	500km以上～800km未満
超大型：(非常に大きい)	800km以上

● 強さの階級分け

階級	最 大 風 速
強い	33m/s(64kt)以上～44m/s(85kt)未満
非常に強い	44m/s(85kt)以上～54m/s(105kt)未満
猛烈な	54m/s(105kt)以上

(注) kt：ノット



【資料２－５ 雨の強さと降り方】

(出典：気象庁資料、平成29年９月一部改正)

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への 影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の 様子	車に乗っていて
10以上 ～20未満	やや 強い雨	ザーザーと 降る	地面からの 跳ね返りで 足元がぬれ る	雨の音で話し声が良 く聞き取れない	地面一面 に水たまりが できる	
20以上 ～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさして いてもぬれ る	寝ている人の半数く らいが雨に気がつく		ワイパーを速く しても見づらい
30以上 ～50未満	激しい雨	バケツをひ っくり返し たように降 る			道路が川 のようにな る	高速走行時、車 輪と路面の間に 水膜が生じブレ ーキが効かなくな る(ハイドロ プレーニング現 象)
50以上 ～80未満	非常に 激しい雨	滝のように 降る(ゴーゴ ーと降り続 く)	傘は全く役 に立たなく なる		水しぶき であたり 一面が白 っぽくな り、視界 が悪くな る	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくな るような圧 迫感がある。 恐怖を感じ る				

(注１) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注２) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測した・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、発表の基準は地域によって異なります。

【資料２－６ 風の強さと吹き方】

(出典：気象庁資料、平成29年９月一部改正)

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその 時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10 以上 15 未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩け にくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始 める。 電線が揺れ始め る。	道路の吹流しの 角度が水平にな り、高速運転中 では横風に流され る感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始め る。	- 20 -
強い風	15 以上 20 未満	～70km		風に向かって歩け なくなり、転倒する 人も出る。 高所での作業はさ わめて危険。	電線が鳴り始め る。 看板やトタン板が 外れ始める。	高速運転中では、 横風に流される感 覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材が はがれるものがある。 雨戸やシャッターが 揺れる。	
非常に強い風	20 以上 25 未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっ ていないと立ってい られない。 飛来物によって負 傷するおそれがある。	細い木の幹が折れ たり、根の張ってい ない木が倒れ始め る。 看板が落下・飛散 する。 道路標識が傾く。	通常で速度で運 転するのが困難 になる。	屋根瓦・屋根葺材が 飛散するものがある。 固定されていない プレハブ小屋が移動、 転倒する。 ビニールハウスのフ ィルム(被覆材)が広 範囲に破れる。	- 30 -
	25 以上 30 未満	～110km						
猛烈な風	30 以上 35 未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極 めて危険。		走行中のトラック が横転する。	固定の不十分な金 属屋根の葺材がめく れる。 養生の不十分な仮 設足場が崩落する。	- 40 -
	35 以上 40 未満	～140km					外装材が広範囲に わたって飛散し、下 地材が露出するもの がある。	- 50 -
	40 以上	140km～					住家で倒壊するもの がある。 鉄骨構造物で変形す るものがある。	- 60 -

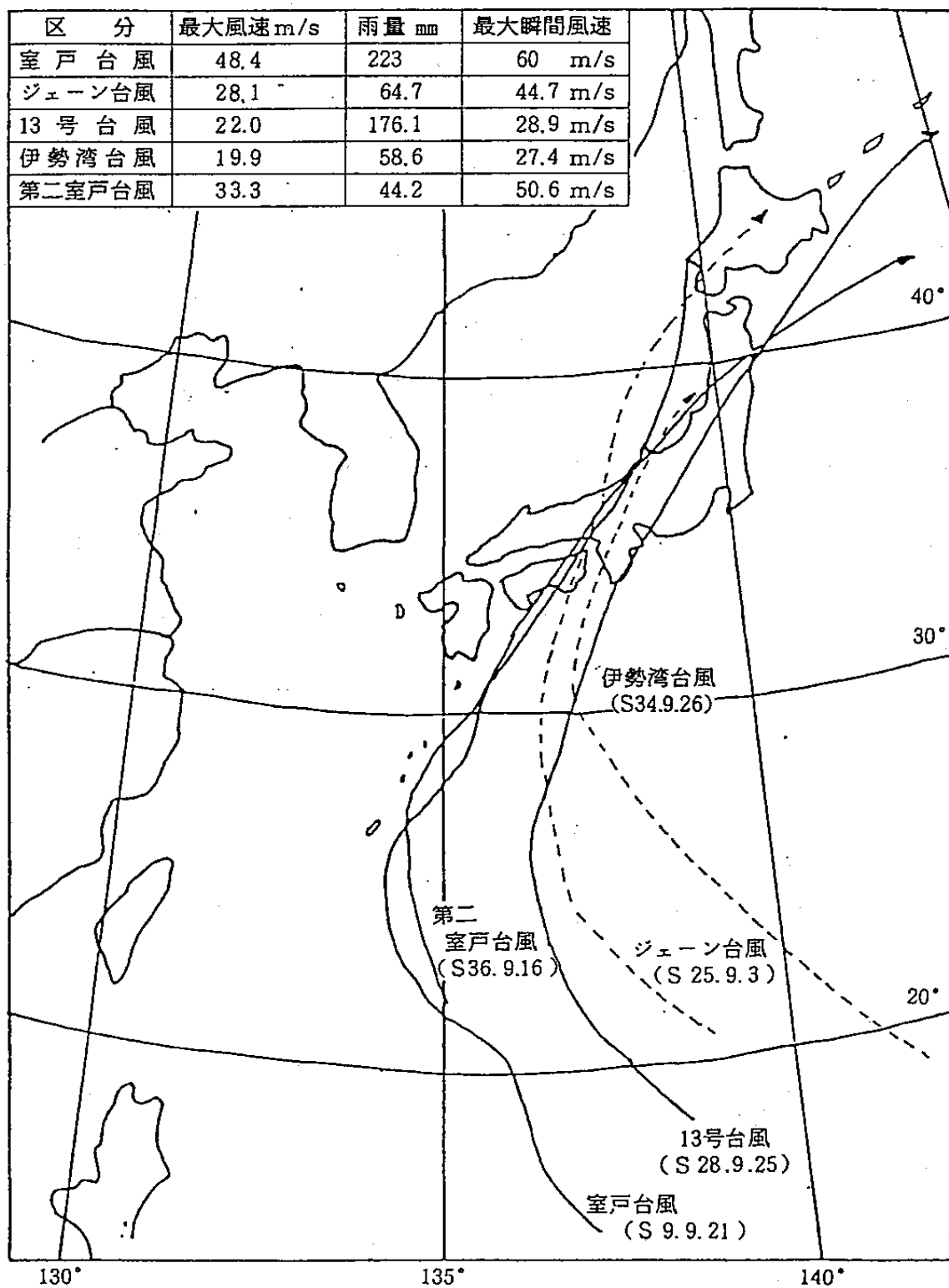
(注１) 強風によって災害が起こるおそれのある時は強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注２) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注３) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

【資料 2－7 過去の主な台風経路図】



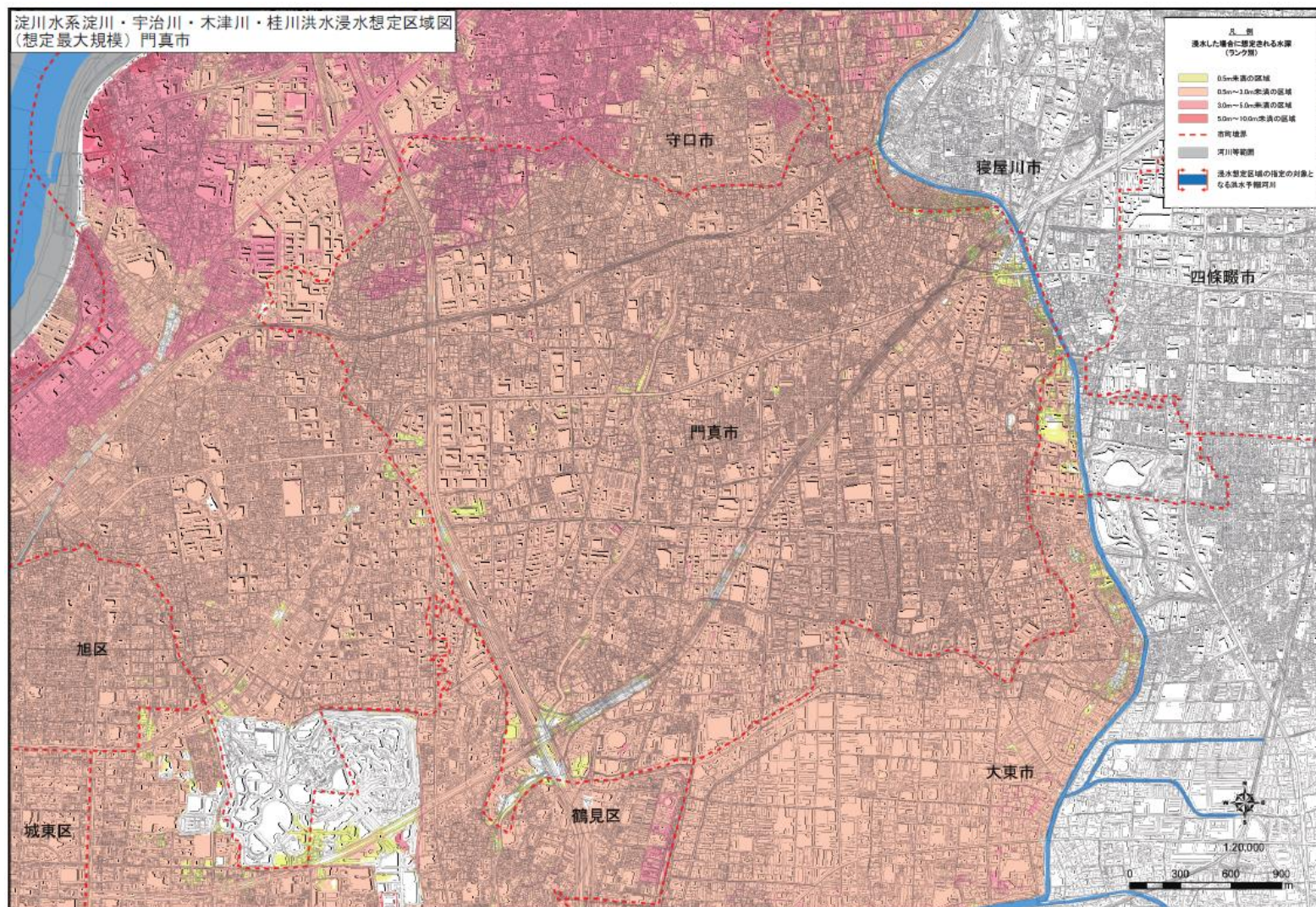
【資料２－８ 寝屋川流域での過去の浸水被害状況】

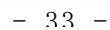
(出典：寝屋川流域水害対策計画、平成26年８月)

年 月 日	気象要因	流域最大降雨量		浸水被害		
		時間最大 (mm)	総雨量 (mm)	床上(戸)	床下(戸)	計(戸)
昭和 27 年7月 11 日	梅雨前線	25.6	214.0	2,636	43,416	46,052
昭和 28 年9月 25 日	台風 13 号	38.0	192.0	3,200	48,553	51,753
昭和 32 年6月 26 日	梅雨前線・台風5号	62.9	326.1	—	—	—
昭和 42 年7月 8 日	梅雨前線	41.5	129.0	894	22,796	23,663
昭和 47 年7月 12 日～13 日	梅雨前線	20.0	237.5	6,138	37,273	43,411
昭和 47 年9月 15 日～16 日	台風 20 号	47.5	115.0	8,902	52,505	61,407
昭和 54 年6月 27 日～7月2日	梅雨前線	25.0	268.5	1,044	12,043	13,087
昭和 54 年9月 30 日～10 月1日	台風 16 号	66.0	96.0	4,045	23,691	27,736
昭和 57 年8月2日～3日	台風 10 号・低気圧	39.5	150.5	6,778	43,262	50,040
平成元年9月2日～3日	秋雨前線	23.0	166.0	26	1,927	1,953
平成元年9月 14 日	秋雨前線	49.0	75.5	68	3,600	3,668
平成元年9月 19 日～20 日	台風 22 号	41.0	104.0	3	1,694	1,697
平成7年7月2日～6日	梅雨前線	32.0	290.0	14	2,026	2,040
平成9年7月9日	梅雨前線	35.0	74.0	9	163	172
平成9年7月 13 日	梅雨前線	42.0	114.0	61	3,767	3,828
平成9年8月5日	低気圧	61.0	75.0	67	3,135	3,202
平成9年8月7日	前線	80.0	116.0	359	8,854	9,213
平成 11 年6月 26 日～27 日	梅雨前線	50.0	94.0	3	398	401
平成 11 年6月 29 日～30 日	梅雨前線	42.0	130.0	2	195	197
平成 11 年8月 10 日～11 日	熱帯低気圧	56.0	244.0	364	3,116	3,480
平成 11 年9月 17 日	局地的豪雨	88.0	106.0	85	3,872	3,957
平成 15 年5月8日	前線	47.0	80.0	15	611	626
平成 16 年5月 13 日	前線	41.0	89.0	22	310	332
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号	42.0	134.0	15	490	505
平成 20 年8月6日	局地的豪雨	63.5	73.5	183	2,357	2,540
平成 23 年8月 27 日	局地的豪雨	77.5	88.0	65	1,486	1,551
平成 24 年8月 14 日	局地的豪雨	111.0	159.0	2,554	17,080	19,634

【資料 2－9 各河川による浸水想定】

(出典：国土交通省近畿地方整備局、平成 29 年 6 月)





【資料 2－10 南海トラフ地震の津波被害想定図】

(出典：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第3回部会資料、平成25年8月)

大阪府津波浸水想定(全体図)

[津波シミュレーション条件]

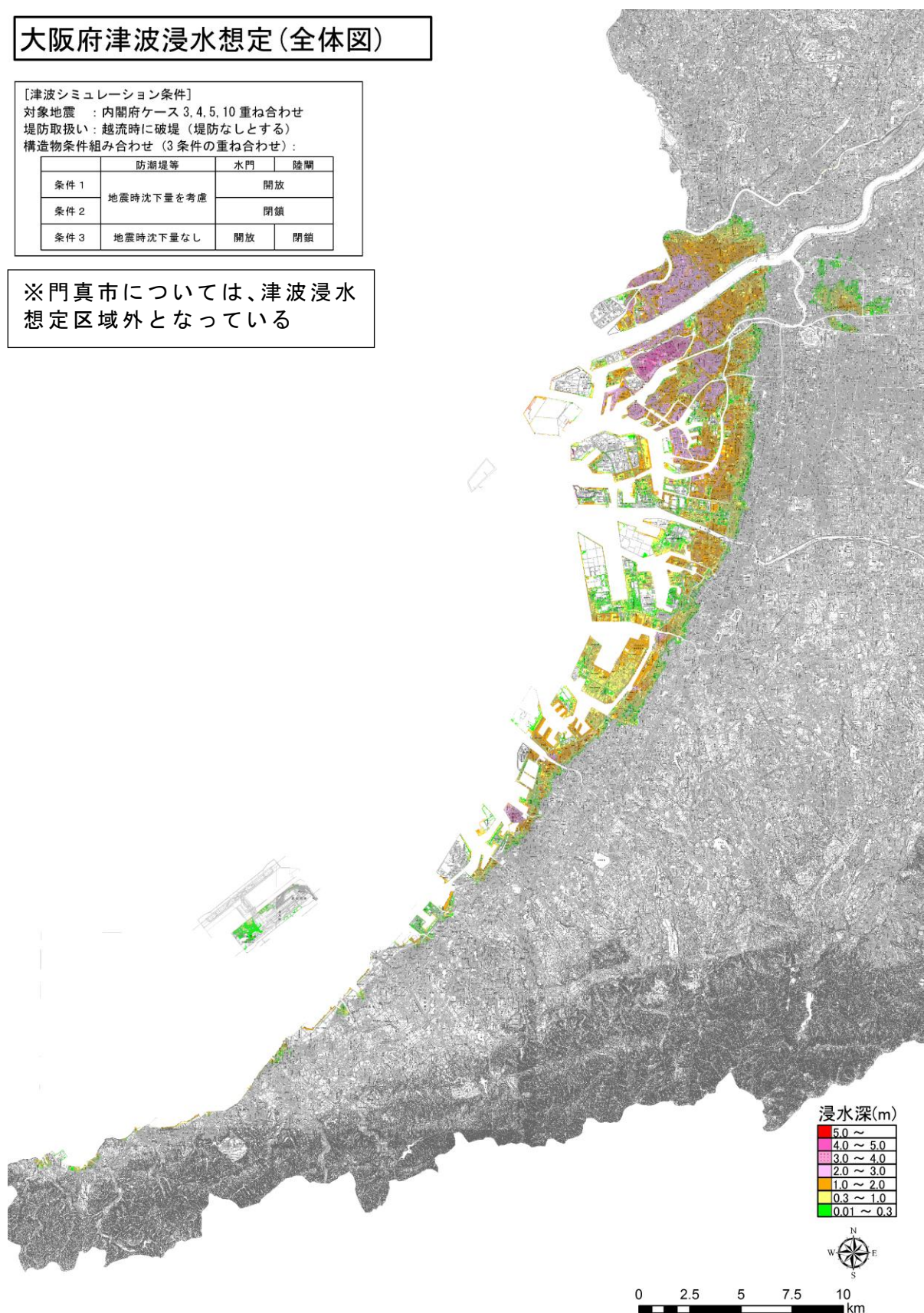
対象地震：内閣府ケース3, 4, 5, 10 重ね合わせ

堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）

構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

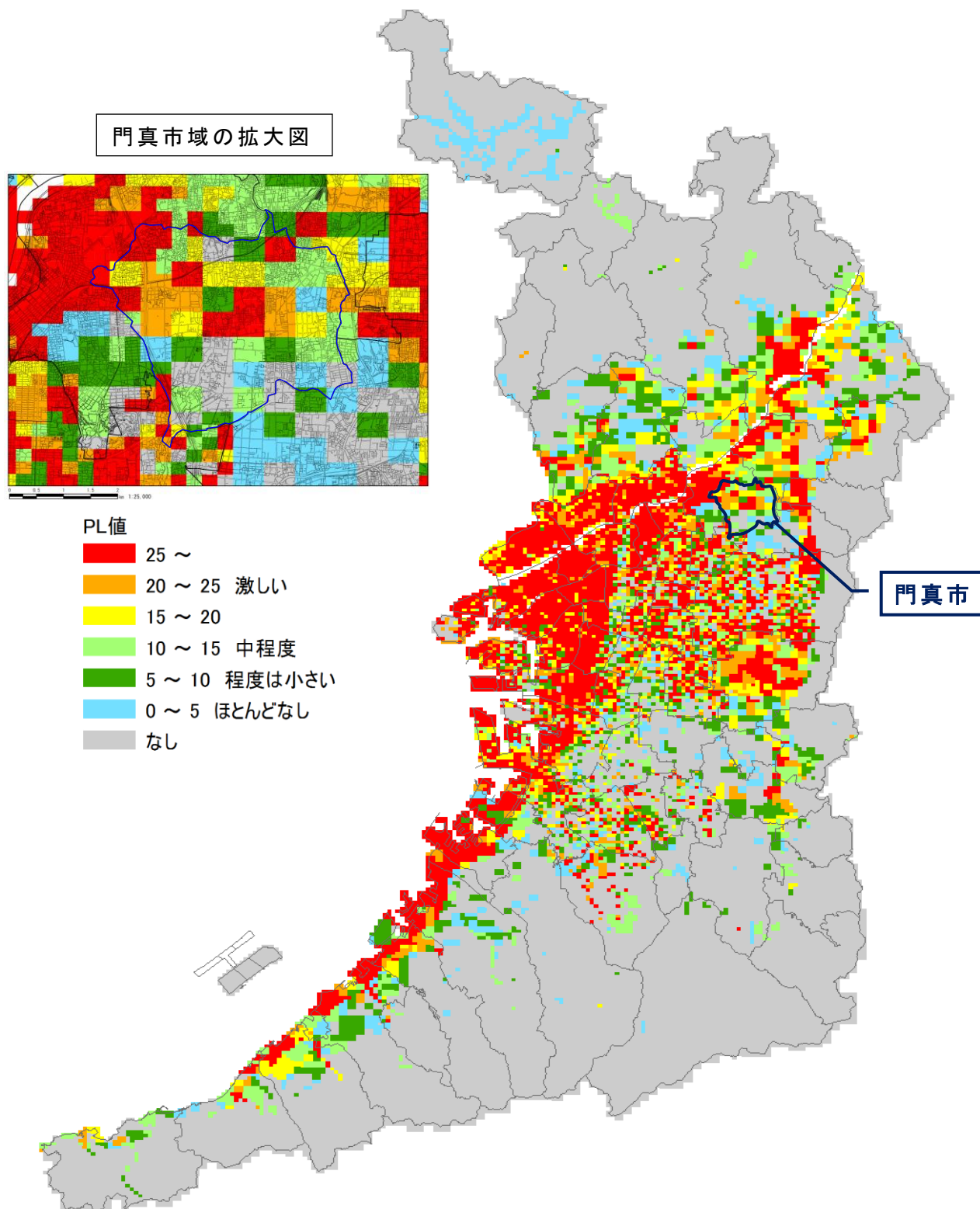
	防潮堤等	水門	陸閘
条件1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件2		閉鎖	
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

※門真市については、津波浸水想定区域外となっている



【資料 2－11 南海トラフ地震の液状化被害想定図】

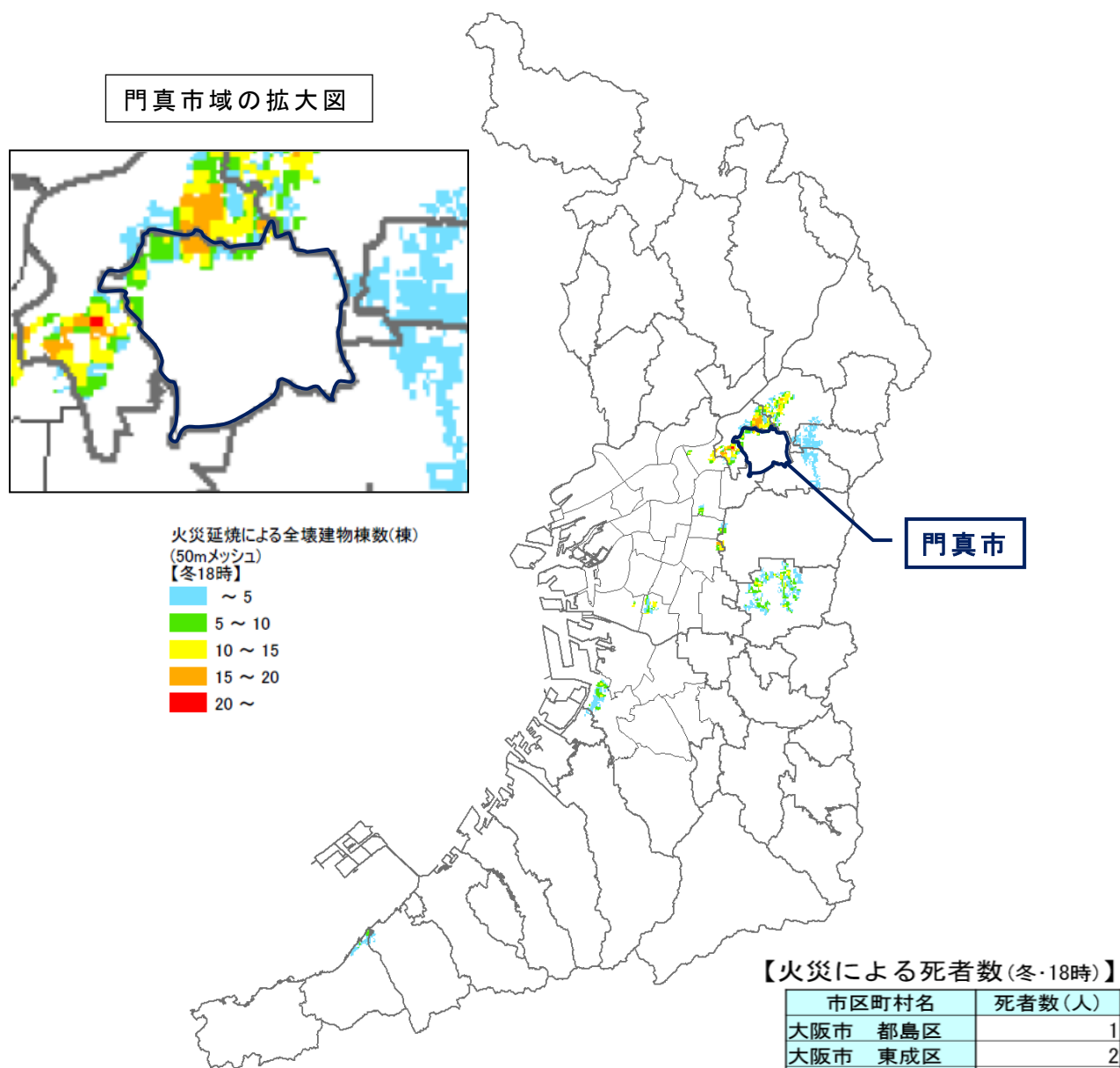
(出典：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第3回部会資料、平成25年8月)



【資料 2－12 南海トラフ地震の地震火災被害想定図】

(出典：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第4回部会資料、平成25年10月)

【火災による全焼棟数】



【火災による死者数(冬・18時)】

市区町村名	死者数(人)
大阪市 都島区	1
大阪市 東成区	2
大阪市 生野区	4
大阪市 旭区	6
大阪市 城東区	3
大阪市 住吉区	1
堺市 西区	2
守口市	80
枚方市	1
八尾市	17
寝屋川市	34
大東市	2
門真市	14
東大阪市	2
四條畷市	1
阪南市	6
合計	176

【資料3－1 気象予警報等の種類】

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和8年5月28日現在
発表官署 大阪管区気象台

門真市	府県予報区	大阪府	
	一次細分区域	大阪府	
	市町村等をまとめた地域	東部大阪	
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
	波浪		
危険警報	レベル4大雨	表面雨量指数基準	別紙1－3の対象格子において別紙1－1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－4の対象河川の格子において別紙1－2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表)
	レベル4高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	
警報	レベル3大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準 ^{*1}	別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表)
	レベル3高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準 ^{*1}	別紙1－2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－3のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%	
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雪 ^{*2}	
	低温	最低気温-5℃以下	
	霜	晩霜期 最低気温4℃以下	
	霜氷		
	霜雪	24時間降雪の深さ: 平地20cm以上 山地40cm以上 気温:-2℃～2℃	
レベル5災害特別警報・レベル4災害危険警報・レベル3災害警報・レベル2災害注意報の発表対象となる河川予報区のうち、門真市に關係する河川予報区名及び基準観測所名		別紙3	

^{*1} 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 気温は大阪管区気象台の値。

※上の表における別紙などの詳細は、気象庁ホームページ

「特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表」を参照

【資料３－２ 関係機関の通信窓口】

(総務部危機管理課調べ、令和７年４月現在)

	名 称	所 在 地	電 話 (FAX)
本 部	災害対策本部 (初動対策部)	中町１－１	06-6902-1231 (06-6902-4935) 危機管理課
市 施 設	南部市民センター	島頭４－４－１	072-885-1141 (072-887-2073)
	保健福祉センター	御堂町14-1	06-6904-6400
	消費生活センター	末広町41-2 (そよら古川橋駅前３階 くらしの相談窓口)	06-6902-7249
	女性サポートステーション	末広町41-2 (そよら古川橋駅前３階 くらしの相談窓口)	06-6900-8550
	クリーンセンター	深田町19-5	06-6909-0048 業務課 06-6909-4392 施設課
	環境水道部泉町浄水場	泉町 7-23	06-6903-2123 水道事業課 06-6903-2121 お客さまセンター 06-6903-4492 公共下水道事業課
	教育センター	中町 1-19	06-6902-6912
	公民館	新橋町34-24	06-6908-9114
	歴史資料館	柳町11-1	06-6908-8840
	門真市民プラザ	北島546	072-887-6682
	市民文化会館 (ルミエールホール)	末広町29-1	06-6908-5300 (06-6908-5922)
	市民交流会館 (中塚荘)	月出町11-1	06-6907-8101 (06-6901-0551)
	旧第六中学校運動広場	中町 1-25	06-6909-3011
	旧北小学校運動場	泉町 4-12	06-6902-7195 生涯学習課
	北島図書館	北島546 (門真市民プラザ内)	072-887-6648 (072-887-6649)
	こども発達支援センター	北島546 (門真市民プラザ内)	072-883-1680 (072-800-7300)
	総合体育館	中町11-70	06-6115-5166 (06-6905-8287)

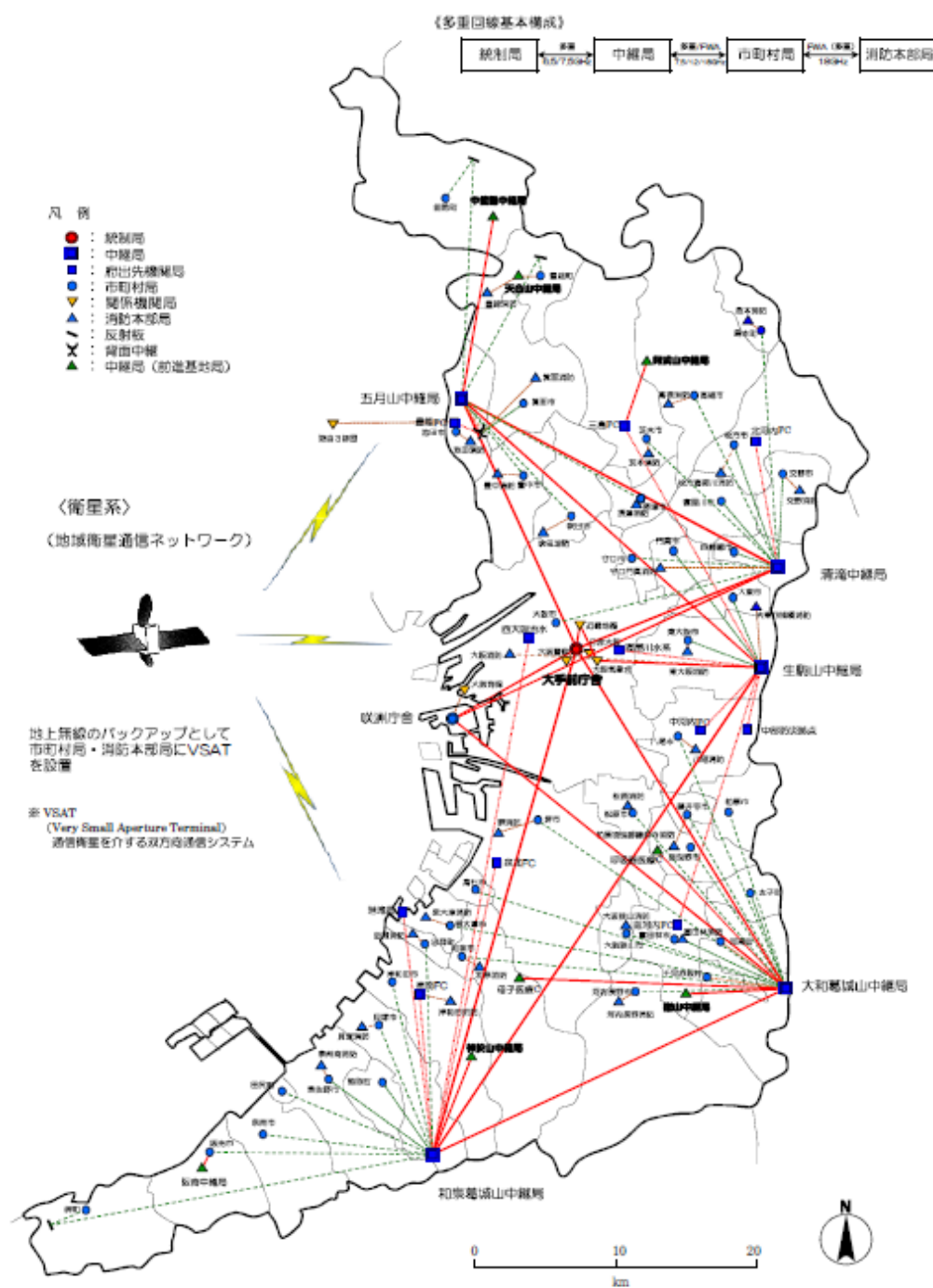
	名 称	所 在 地	電 話 (F A X)
消 防	守口市門真市消防組合 消防本部	殿島町 7-1	06-6906-1122 (06-6906-3388)
	守口市門真市消防組合 門真消防署	殿島町 7-1	06-6905-0119 (06-6900-3222)
	守口市門真市消防組合 門真消防署上野口出張所	上野口町 8-10	072-883-0119
	守口市門真市消防組合 門真消防署南部出張所	千石西町10-16	072-885-0119
大 阪 府	大阪府危機管理室	大阪府中央区大手前 2	06-6941-0351 (06-6944-6654) 直通06-6944-6478
	大阪府門真警察署	柳町13-14	06-6906-1234 (06-6902-4345)
	大阪府枚方土木事務所	枚方市岡東町19-1 ステーションヒル枚方オフィ スB6階	072-844-1331 (072-843-4623)
	大阪府寝屋川水系 改修工営所	大阪府城東区東中浜 4- 6-35	06-6962-7664 (06-6969-6483)
	中部農と緑の総合事務所	八尾市庄内町 2-1-36	072-994-1515 (072-991-8281)
	大阪府守口保健所	守口市京阪本通 2-5-5	06-6993-3131 (06-6993-3136)
	東部流域下水道事務所	東大阪府川俣 2-1-1	06-6784-3721 (06-6784-3720)
国 関 係	農林水産省近畿農政局 大阪府拠点	大阪府中央区大手前 1- 5-44 大阪合同庁舎第 1 号 館 6 階	06-6943-9691 (06-6943-9699)
	国土交通省近畿運輸局	大阪府中央区大手前 4- 1-76大阪合同庁舎第 4 号 館	06-6949-6404 (06-6949-6458)
	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所	枚方市新町 2-2-10	072-843-2861
	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所	大阪府城東区今福西 2-12-35	06-6932-1421 (06-6932-1439)
	厚生労働省大阪労働局 門真公共職業安定所	殿島町 6-4	06-6906-6831
	気象庁大阪管区气象台	大阪府中央区大手前 4- 1-76 大阪合同庁舎第 4 号 館	06-6949-6303 (06-6941-1846)
	陸上自衛隊 第 3 師団第36普通科連隊	兵庫県伊丹市緑が丘 7-1- 1	072-782-0001

	名 称	所 在 地	電 話 (FAX)
公 共 機 関 等	日本郵便株式会社 門真郵便局	一番町 4-8	06-6909-1301 (06-6903-0982)
	N T T 西日本株式会社 関西支店	大阪市都島区東野田4-15-82	06-6490-1324 (06-6881-5044)
	関西電力送配電株式会社大阪支社 大阪北電力本部守口配電営業所	守口市八雲東町 1-9-15	0800-777-3081 (06-6906-3303)
	大阪ガスネットワーク株式会社 北東部導管部	東大阪市稲葉 2-3-17	0729-66-5354
	京阪電気鉄道株式会社 枚方市駅	枚方市岡東町19-14	072-841-3526
	大阪市高速電気軌道株式会社	大阪市西区九条南 1-12-62	06-6585-6106
	近鉄バス株式会社 稲田営業所	東大阪市稲田三島町 1-12	06-6746-2565 (06-6746-2567)
	大阪モノレール株式会社	吹田市千里万博公園 1-8	06-6319-9961 (06-6875-6302)
	京阪バス株式会社 門真営業所	千石東町17-20	072-887-2121 (072-882-0798)
	西日本高速道路株式会社 関西支社大阪高速道路事務所	茨木市大字小坪井 527-12	06-6877-4855 (06-6877-9559)
	淀川左岸水防事務組合	枚方市三矢町 6-11	072-841-2310 (072-841-0741)
医 療 関 係	保健福祉センター (休日診療所)	御堂町14-1	06-6903-3000
	門真市医師会	御堂町14-1 (保健福祉センター内)	06-6904-0175 (06-6905-9674)
	門真市歯科医師会	御堂町14-1 (保健福祉センター内)	06-6904-0670 (06-6904-4624)
	門真市薬剤師会	御堂町14-1 (保健福祉センター内)	06-6907-2770 (06-6907-2771)
	日本赤十字社大阪府支部	大阪府中央区大手前 2-1-7	06-6943-0705 (06-6941-2038)
応 援 協 定 都 市	守口市 危機管理室	守口市京阪本通 2-5-5	06-6992-1221 (06-6994-7494) 直通06-6992-1497
	枚方市 危機管理部 危機管理対策推進課	枚方市大垣内町 2-1-20	072-841-1221 (072-841-3092) 直通072-841-1270
	寝屋川市 危機管理部防災課	寝屋川市本町 1-1	072-824-1181 (072-825-2633) 直通072-825-2194
	大東市 危機管理室	大東市曙町 4-6 大東市立市民会館401号	072-872-2181 (072-870-1555) 直通072-889-1511
	四條畷市 都市整備部危機管理課	四條畷市中野本町 1-1	072-877-2121 (072-879-4343)
	交野市 危機管理室	交野市私部 1-1-1	072-892-0121 (072-893-2636)

【資料 3-3 大阪府防災行政無線多重回線構成図】

(出典：大阪府地域防災計画関連資料集、令和6年6月修正)

大阪府防災行政無線 多重回線構成図



【資料３－４ 大阪地区非常通信経路計画（市町村系）】

（総務部危機管理課調べ、令和６年２月現在）

発信 (市町村)	非常通信経路 (中継)	着信 (大阪府)
門真市 危機管理課	・・・：使送区間 ーーー：無線区間 〜〜〜：有線区間 1.3 km 隣 ーーー 門真警察署 ーーー 府警察本部 〜〜〜 (警備課) (通信司令室)	大阪府 危機管理室
	1.2 km 3.0 km ーーー 関西電力送配電 〜〜〜 関西電力本店 ・・・ 守口配電営業所 (IT戦略室 (守口配電営業所契約運営) 情報通信センター)	
	0.4 km 1.5 km ・・・ 京阪門真市駅 京阪電鉄本社 ・・・ (係員室) 〜〜〜 (経営統括室総務担当) ーーー 京阪守口市駅	
	1.5 km ・・・ 佐太水防屯所 ーーー 淀川左岸水防事務組合 (淀川左岸移動局)	
	消 救 ーーー 消防本部 ーーー 大阪市消防局 ーーー (司令課) (指令情報センター)	
	1.5 km 消 救 消 救 ・・・ 門真消防署 ーーー 消防本部 ーーー 大阪市消防局 (消防課) (司令課) (指令情報 センター)	

【資料３－５ 災害時の広報文例】

（総務部危機管理課作成、令和７年３月現在）

番号	概要
1	地震発生時の放送（震度５弱程度以上の場合）
2	地震発生直後の注意事項（震度５弱以上の場合）
2-1	地震発生直後から30分後位の場合
2-2	地震発生30分後以降２時間以内の場合
2-3	地震発生後２時間～６時間以内の場合
2-4	地震発生後６時間以降の場合
3	火災地区住民への避難指示等の伝達
4	水災地区住民への避難指示等の伝達
5	現地対策災害対策本部及び市民災害相談窓口の開設の周知のための広報
6	安心情報の伝達（認定こども園・学校・事業所等）

発生時の広報文例

〔例文１〕 地震発生時の放送（震度５弱程度以上の場合）
● こちらは、門真市役所です。ただいま、大きな地震がありました。 市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。 声をかけあって、まず火の始末をしましょう。 そして、テレビ・ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。 くりかえしお知らせいたします。

〔例文 2〕 地震発生直後の注意事項（震度 5 弱以上の場合）

2 - 1 地震発生直後から 30 分後位の場合（震度 5 弱以上の場合）

- こちらは、門真市役所です。ただいま大きな地震がありました。
まず火の元を消してください。ガスの元栓をしめてください。
電気器具のスイッチ、ブレーカーも切ってください。
ふろ場に火の気はありませんか。
電気がとだえた場合、照明には懐中電灯を使ってください。
照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、漏れているガスに引火する場合があります。
マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、門真市役所です。
- こちらは、門真市役所です。
皆さん、落ち着いてまわりを見てください。地震で一番こわいのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。ガスの元栓は閉まっていますか。
子どもさんは無事ですか。
ガラスの破片などでケガしないよう、スリッパや靴をはいてください。
屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないでください。
もしガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓やガスボンベの元栓を閉めてください。そして全員家から外へ出てください。
屋外にいる人は、まわりに何も無いところにとどまり、様子を見てください。
壊れた建物やビル、高圧線から離れてください。
ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけてください。ブロック塀から離れてください。
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消してください。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、門真市役所です。
- こちらは、門真市役所です。
車に乗っている方は、車を左側に寄せてください。
エンジンを切って、とりあえず様子を見てください。
道路中央は、消防車や救急車など緊急車両が通れるように、必ずあけておいてください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、門真市役所です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・

（3 回繰り返すことをもって 1 セットとして使用すること）

2-2 地震発生30分後以降2時間以内の場合（震度5弱以上の場合）

（注） 情報の空白時間帯をつくらないう、30分～1時間おきに、広報車等により放送すること。

（注） 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらは、門真市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。引き続き、地震活動に注意してください。

ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいてください。

市民の皆さん あわてて外に飛び出さないでください。

自宅にいる人はそのまま中にいてください。

建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。

やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいてください。

壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦などの落下物に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道の中央を歩いてください。

垂れ下がった電線には絶対に触れないでください。

以上、門真市役所です。

- こちらは、門真市役所です。
皆さん 落ち着いてまわりを見てください。地震で一番こわいのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。
電話はかかりにくくなっています。
緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないでください。
また地震で受話器がはずれたままになっていませんか。もう一度確かめてください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、門真市役所です。

- こちらは、門真市役所です。
さきほどの地震は「震度 」と発表されました。
引き続き、地震活動に注意してください。

自宅にいる人はそのまま中にいてください。
水道は使えますか。水はできるだけ確保してください。
風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいてください。
トイレの水は流さないでください。
タンクの中の水は、飲み水や料理のための水に使うことができます。
近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家はありませんか。
身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳をかさない、人に伝えないようにお願いします。
以上、門真市役所です。

- こちらは、門真市役所です。
地域の自主防災組織や自治会の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始してください。
また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。 以上、門真市役所です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること）

2-3 地震発生後2時間～6時間以内の場合（震度5弱以上の場合）

（注） 情報の空白時間帯をつくらないう、1～2時間おきに広報車等により放送すること。

（注） 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

● こちらは、門真市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。地震活動がまだ続いています。引き続き、注意してください。
家族全員にケガがないかどうか確かめてください。
小さい子どもさんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせてください。
たとえ大丈夫そうに見えても小さい子どもたちは特に注意して見てあげる必要があります。

● こちらは、門真市役所です。
さきほどの地震は「震度 」と発表されました。地震活動がまだ続いています。引き続き、注意してください。
近所の人たちを確かめてください。
もし助けを必要としていれば、手伝ってあげてください。
お年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家庭はありませんか。
身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。
ガスの元栓を閉めるようにしてあげてください。
電気器具のスイッチ、避難時にはブレーカーも切ってあげてください。

● こちらは、門真市役所です。
大阪地方の地震はおさまりました。
門真市の震度は「震度 」と発表されました。
地震活動がまだ続いています。次の事柄に関して、しばらくの間は注意してください。
○電話は緊急時以外使わない。
○水はむだにしない。
○むやみに見物に出かけない。
○必要もないのに表に出ない。
○照明スイッチをつけたり消したりしない。
○マッチ、ライター、ろうそくは使わない。
○タバコはしばらく、がまんしてください。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳をかさない、人に伝えないようお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
地域の自主防災組織や自治会の役員、リーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始してください。
また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。
以上、門真市役所です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること）

2-4 地震発生後6時間以降の場合（震度5弱以上の場合）

（注） 情報の空白時間帯をつくらないう、2～3時間おきに広報車等により放送すること。

（注） 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに何回かに分けて必要な事項を取捨選択して放送することが望ましい。

- こちらは、門真市災害対策本部です。
これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方及び重傷の方は 人です。
そのうちわけは、 地区で 人、 地区で 人です。
半壊、又全壊した家屋は 棟です。
そのうちわけは、 地区で 棟、 地区で 棟です。
詳しい情報は、避難場所や災害対策本部などの掲示板でお知らせします。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳をかさない、人に伝えないようお願いします。
以上、門真市災害対策本部です。
 - こちらは、門真市災害対策本部です。
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
しばらくの間自分たちだけで過ごせるよう、地域の人たちとともに準備してください。

また、小さい子どもさんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいたら、まず、一声かけて安心させることを心掛けてください。
復旧には何日もかかることが予想されます。
詳しい情報は、避難場所や災害対策本部などの掲示板でお知らせします。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳をかさない、人に伝えないようお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
 - こちらは、門真市災害対策本部です。
地域の自主防災組織や自治会の役員、リーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始してください。
また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。
以上、門真市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・
- （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること）

[例文 3] 火災地区住民への避難指示等の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、門真市災害対策本部です。
避難の用意をしてください。
地区の火災は、地区へ燃え広がっています。
(地区の火災は、地区へ燃え広がる危険があります。)
飛び火に注意してください。
お年寄りや子どもさんなど、安全な(避難場所)へ早めに避難させてください。
くりかえしお知らせいたします。(・・・・・・)
以上、門真市災害対策本部です。
- 緊急放送。緊急放送。こちらは、門真市災害対策本部です。
避難指示等が出ました。
現在地区の火災が、地区へ燃え広がっています。
(地区の火災は、地区へ燃え広がる危険があります。)
地区の住民の方は、直ちにへ(方面へ)避難してください。

なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。

以上、門真市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・
(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

[例文 4] 水災地区住民への避難指示等の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、門真市災害対策本部です。
避難の用意をしてください。
現在、町付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや子どもさんを安全な(小学校、中学校、高校など)へ早めに避難させてください。
また、その他の人もいつでも避難できるように準備をしてください。
火の元を消してください。
避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。
以上、門真市災害対策本部です。
- 緊急放送。緊急放送。こちらは、門真市災害対策本部です。
避難指示等が出ました。
地域一帯は、川の付近が決壊し、浸水しています。
(地域一帯は、川の付近が決壊のおそれがあります。)
地域の住民の方々は、直ちに避難してください。
避難先は、(小学校、中学校、高校など)です。

なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。
以上、門真市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・
(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

〔例文 5〕 現地対策災害対策本部及び市民災害相談窓口の開設の周知のための広報

- こちらは、門真市災害対策本部です。
現地災害対策本部及び市民災害相談窓口の設置場所についてお知らせします。
- 現地災害対策本部は、
に設置しました。
 - 市民災害相談窓口は、庁舎
に設置したほか、現地災害対策本部でも相談の受付を行います。どうぞご利用ください。
 - 現地災害対策本部では行方の分からなくなった家族や知人の捜索受付を行うほか、災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。
- 以上、門真市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・
- （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること）

〔例文 6〕 安心情報の伝達（認定子ども園・学校・事業所等）

- こちらは、門真市災害対策本部です。
これまでにわかった安心情報をお知らせします。
- 地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
 - 市立の認定子ども園、小・中学校の児童・生徒及び職員については、現在、全員無事との報告が入っています。
なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。
 - 学校、
学校では数人のケガ人が出ておりますが、いずれも軽傷で、生命に別状はありません。児童・生徒は、全員、各学校で保護されております。
 - 園、
学校の園児、児童は全員、無事に◇◇へ避難しています。
 - 小学校、
中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員元気で校庭（
）に待機しています。
 - 株式会社
工場は、従業員全員の無事が確認されました。
 - ビルは大きな被害もなく従業員・来訪者とも全員の無事が確認されました。
ビル自衛消防隊は、周辺地域において、自主的な応急復旧活動に協力してくれています。
- 以上、門真市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・
- （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること）

【資料 4－1 台風情報発表文例】

(出典：大阪管区気象台資料、平成27年12月 1 日現在)

平成 2 7 年 台風第 2 3 号に関する情報 第 34 号

平成 27 年 10 月 8 日 16 時 54 分 気象庁予報部発表

(見出し)

台風第 23 号から変わった発達中の低気圧の影響で、北海道地方では引き続き 9 日にかけて、高潮に厳重に警戒し、暴風、高波、大雨に警戒してください。東北地方では暴風や高波に、関東地方では高波に警戒してください。

(本文)

[気圧配置など]

超大型の台風第 23 号は、8 日 12 時に温帯低気圧に変わりました。台風から変わった発達中の低気圧は、8 日 15 時には根室市の南東海上にあって北へ進んでいます。最大風速は 30 メートルで、北日本から東日本にかけての広い範囲で、風速 15 メートル以上の強い風が吹いています。

低気圧は、8 日夜にかけて北海道地方に最も接近し、その後、9 日は千島近海からオホーツク海に進む見込みです。

[防災事項]

<暴風・高波>

北日本では非常に強い風が吹いており、北日本と関東地方の海上は大しけとなっている所があります。

北海道地方では 9 日夕方にかけて、東北地方では 9 日朝にかけて、非常に強い風が吹くでしょう。海上は、東北地方、関東地方では 9 日明け方にかけて、北海道地方では 9 日昼過ぎにかけて、大しけが続くでしょう。

9 日にかけて予想される最大風速（最大瞬間風速）は、

北海道地方 25 メートル（35 メートル）

東北地方 23 メートル（35 メートル）

9 日にかけて予想される波の高さは、

北海道地方 8 メートル

東北地方 7 メートル

関東地方 6 メートル

の見込みです。

暴風や高波に警戒してください。

<高潮>

台風から変わった低気圧の影響で、北海道地方では潮位がかなり高くなっているところがあります。

9 日にかけて潮位の高い状態が続く見込みです。

海岸や河口付近の低地では、高潮による浸水や冠水に厳重に警戒してください。

<大雨>

北海道地方では 9 日明け方にかけて、雷を伴った 1 時間に 50 から 60 ミリの非常に激しい雨の降る所があるでしょう。

9 日 18 時までの 24 時間に予想される雨量は、北海道地方の多い所で、150 ミリの見込みです。

低い土地の浸水、河川の増水やはん濫、土砂災害に警戒してください。

[補足事項]

地元気象台が発表する警報、注意報、気象情報に留意してください。

これで「台風第 23 号に関する情報（総合情報）」は終了しますが、今後「暴風と高波に関する全般気象情報」を 9 日 5 時頃に発表する予定です。

【資料４－２ 守口市門真市消防組合における消防力の状況】

(出典：消防年報・令和６年版、令和７年４月１日現在)

１ 守口市門真市消防組合 署所の配置

署 所 別	所 在 地	構 造	敷地面積	建築面積	延 面 積
消 防 本 部	門真市殿島町７番１号	鉄 骨 造 ５ 階 建	m ² 3,859.51	m ² 532.03	m ² 2,436.26
守 口 消 防 署	守口市京阪本通２丁目 13番9号	鉄 筋 コンクリート造 ６ 階 建	1500.00	842.21	2,602.08
三 郷 出 張 所	守口市松下町１番21号	鉄 骨 造 ２ 階 建	232.56	166.47	310.54
東 部 出 張 所	守口市金田町１丁目 37番19号	鉄 筋 コンクリート造 ４ 階 建	1,230.09	540.79	1,196.02
門 真 消 防 署	門真市殿島町７番１号	鉄 骨 鉄 筋 コンクリート造 ３階建(訓練塔８階)	3,859.51	937.96	2,603.85
		(旧通信指令室棟) 鉄骨造３階建		97.22	247.50
上野口出張所	門真市上野口町８番10号	鉄 骨 造 ２ 階 建	152.72	99.70	199.16
南 部 出 張 所	門真市千石西町10番16号	鉄 筋 コンクリート造 ３ 階 建	1,200.00	650.14	1,542.05

2 職員定数・実数及び配置状況

(出典：消防年報・令和6年版、令和7年4月1日現在)

区 分	合 計	消 防 吏 員									そ の 他 員 の 職		
		消 正	防 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士			
条例定数	385	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
実 数	347	1	5	17	22	92	113	19	77	1			
消 防 本 部	小 計	136	1	3	9	10	43	38	6	25	1		
	消 防 長	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—		
	次 長	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—		
	総 務 課	18	—	—	2	3	7	4	1	—	1		
	総 務 課 付	19	—	—	—	1	—	—	—	18	—		
	予 防 課	8	—	1	1	1	2	3	—	—	—		
	警 備 課	日 勤	11	—	—	2	1	4	3	1	—	—	
		交 替 勤 1	12	4	—	—	—	—	2	1	1	—	—
		交 替 勤 2		4	—	—	—	—	2	1	1	—	—
		交 替 勤 3		4	—	—	—	—	1	2	—	1	—
	司 令 課	日 勤	3	—	—	1	—	1	1	—	—	—	
		交 替 勤 1	28	9	—	—	1	—	5	3	—	—	—
		交 替 勤 2		9	—	—	—	1	4	4	—	—	—
		交 替 勤 3		10	—	—	—	1	6	3	—	—	—
	救 助 課	日 勤	4	—	—	1	—	1	1	—	1	—	
		交 替 勤 1	30	10	—	—	—	1	3	5	—	1	—
		交 替 勤 2		10	—	—	—	1	2	3	1	3	—
		交 替 勤 3		10	—	—	1	—	3	4	1	1	—
守 口 消 防 署	小 計	106	—	1	4	6	26	35	4	30	—		
	本 署	日 勤	9	—	1	1	—	2	4	—	1	—	
		交 替 勤 1	51	17	—	—	1	1	4	5	1	5	—
		交 替 勤 2		17	—	—	1	1	4	5	—	6	—
		交 替 勤 3		17	—	—	1	1	4	5	—	6	—
	三 郷	交 替 勤 1	13	5	—	—	—	—	1	2	—	2	—
		交 替 勤 2		4	—	—	—	—	1	2	—	1	—
		交 替 勤 3		4	—	—	—	—	1	1	1	1	—
	東 部	交 替 勤 1	33	11	—	—	—	1	3	4	—	3	—
		交 替 勤 2		11	—	—	—	1	4	2	2	2	—
		交 替 勤 3		11	—	—	—	1	2	5	—	3	—
門 真 消 防 署	小 計	105	—	1	4	6	23	40	9	22	—		
	本 署	日 勤	10	—	1	1	—	4	2	2	—	—	
		交 替 勤 1	47	16	—	—	1	1	3	6	—	5	—
		交 替 勤 2		16	—	—	1	1	2	5	1	6	—
		交 替 勤 3		15	—	—	1	1	3	6	—	4	—
	上 野 口	交 替 勤 1	13	4	—	—	—	—	1	2	—	1	—
		交 替 勤 2		5	—	—	—	—	2	2	—	1	—
		交 替 勤 3		4	—	—	—	—	1	1	—	2	—
	南 部	交 替 勤 1	35	12	—	—	—	1	2	5	3	1	—
		交 替 勤 2		12	—	—	—	1	3	7	—	1	—
		交 替 勤 3		11	—	—	—	1	2	4	3	1	—

3 消防車両等の配置状況

(出典：消防年報・令和6年版、令和7年4月1日現在)

区 分	名 称	呼 出 名 称	登 録 番 号
消 防 本 部	指 令 車		大阪342 た 119
	査 察 広 報 車	もりかどささつ 2	大阪800 せ 3629
	多 目 的 搬 送 車	もりかどたもくてきはんそう 3	大阪800 さ 8968
	人 員 搬 送 車	もりかどじんいんはんそう 6	大阪800 せ 9061
	指 揮 調 査 車	もりかどしきちょうさ 8	大阪800 せ 9089
	救 助 工 作 車	もりかどきゅうじょ 1	大阪833 て 119
	水 難 救 助 兼 後 方 支 援 車	もりかどきゅうじょ 3	大阪800 ち 340
	救 急 車	もりかどきゅうきゅう 6	大阪830 す 2905
	救 急 車	もりかどきゅうきゅう 9	大阪830 さ 409
	救 急 車	もりかどきゅうきゅう 10	大阪800 せ 9943
	救 急 車	もりかどきゅうきゅう 11	大阪830 そ 3001
	救 急 車	もりかどきゅうきゅう 12	大阪800 そ 1131
	救 急 車	もりかどきゅうきゅう 13	大阪830 ね 108
	事 務 連 絡 車		大阪480 な 9900
	ミ ニ 消 防 車		大阪880 あ 5899
守 口 消 防 署	本 署	小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST11 大阪800 せ 8321
		小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST12 大阪800 そ 6125
		小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST13 大阪800 せ 2943
		化 学 車	もりかどかがく 1 大阪831 ち 11
		梯 子 車	もりかどはしご 1 大阪830 つ 14
		救 助 工 作 車	もりかどきゅうじょ 2 大阪830 ん 911
		指 揮 車	もりかどしき 15 大阪800 せ 4757
		指 揮 広 報 車	大阪800 せ 7368
		救 急 車	もりかどきゅうきゅう 1 大阪830 と 501
		査 察 広 報 車	大阪880 あ 1529
	三 出 張 所	小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST21 大阪800 せ 7105
		小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST22 大阪800 せ 3925
	東 部 出 張 所	小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST31 大阪800 そ 7554
		小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST32 大阪800 せ 1632
		救 急 車	もりかどきゅうきゅう 2 大阪830 に 602
		救 急 車	もりかどきゅうきゅう 3 大阪830 つ 203
門 真 消 防 署	本 署	小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST51 大阪800 せ 5161
		小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST52 大阪800 そ 6145
		指 揮 車	もりかどしき 55 大阪800 せ 4758
		指 揮 広 報 車	大阪800 せ 4951
		多 目 的 搬 送 車	もりかどたもくてきはんそう 93 大阪800 さ 9172
		救 急 車	もりかどきゅうきゅう 5 大阪830 さ 309
		査 察 広 報 車	大阪880 あ 1530
	上 野 口 出 張 所	小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST61 大阪800 せ 8322
	南 部 出 張 所	小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST71 大阪800 せ 7106
		小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST72 大阪800 せ 3926
		化 学 車	もりかどかがく 2 大阪830 に 51
		梯 子 車	もりかどはしご 2 大阪830 せ 74
		救 急 車	もりかどきゅうきゅう 7 大阪830 た 507
		救 急 車	もりかどきゅうきゅう 8 大阪830 と 608

【資料４－３ 消防水利の現況】

(出典：消防年報・令和６年版、令和７年４月１日現在)

区 分				合 計	守 口 市	門 真 市
公 設 消 火 栓	合 計			3,913	2,245	1,668
	配 管 口 径	150mm 未満	水利基準適合	945	702	243
			水利基準不適合	62	37	25
		150 mm		1,426	864	562
		200 mm		944	412	532
		250 mm		179	82	97
		300 mm		246	94	152
		350 mm		53	14	39
		400 mm		37	23	14
		450 mm		—	—	—
		500 mm		18	14	4
		600 mm		3	3	—
公設防火水槽	合 計			63	33	30
	貯 水 量	40 m³以上 60 m³未満		51	24	27
		60 m³以上100 m³未満		2	2	—
		100 m³ 以 上		10	7	3
指定消防水利	合 計			66	42	24
	防 火 水 槽	貯 水 量	40 m³以上 60 m³未満	2	2	—
			60 m³以上100 m³未満	1	—	1
			100 m³ 以 上	2	—	2
	プ ー ル			43	22	21
	私 設 消 火 栓			18	18	—
そ の 他 の 水 利 等	合 計			420	231	189
	防 火 水 槽	貯 水 量	40 m³以上 60 m³未満	149	69	80
			60 m³以上100 m³未満	21	16	5
			100 m³ 以 上	25	15	10
	プ ー ル			6	4	2
	私 設 消 火 栓			146	100	46
	河 川（取水箇所）			1	—	1
	池			1	—	1
	あ ん し ん 給 水 栓			27	11	16
	大 阪 市 消 火 栓			16	16	—

【資料４－４ 防火管理者選任状況】

(出典：消防年報・令和６年版、令和７年４月１日現在)

区 分 用 途 (令別表)			必要対象物			選任(届出) 対 象 物			消 防 計 画 届出対象物			選 任 (届出) 率(%)
			総 計			計			計			
			計	守口	門真	計	守口	門真	計	守口	門真	
			2,108	1,427	1,009	1,881	942	939	1,556	753	803	89.2
1	イ	劇 場 ・ 観 覧 場 等	3	1	2	3	1	2	3	1	2	100.0
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場	86	32	54	71	25	46	63	22	41	82.6
2	イ	キ ャ バ レ ー ・ カ フ ェ ー 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ	遊 技 場 ・ ダ ン ス ホ ー ル	12	6	6	12	6	6	12	6	6	100.0
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ニ	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等	3	1	2	3	1	2	3	1	2	100.0
3	イ	待 合 ・ 料 理 店 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ	飲 食 店	110	59	51	96	46	50	90	46	44	87.3
4		百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト 等	187	83	104	175	75	100	143	57	86	93.6
5	イ	旅 館 ・ ホ テ ル ・ 宿 泊 所 等	11	3	8	11	3	8	11	3	8	100.0
	ロ	寄 宿 舎 ・ 下 宿 ・ 共 同 住 宅	419	243	176	350	188	162	271	140	131	83.5
6	イ(1)	特定診療科名を有する病院等	1	—	1	1	—	1	1	—	1	100.0
	イ(2)	特定診療科名を有する有床診療所等	3	—	3	3	—	3	3	—	3	100.0
	イ(3)	(1)以外の病院・(2)以外の有床診療所等	8	2	6	8	2	6	8	2	6	100.0
	イ(4)	無 床 診 療 所 ・ 無 床 助 産 所	19	9	10	19	9	10	19	9	10	100.0
	ロ(1)	老人短期入所施設・有料老人ホーム等	128	66	62	128	66	62	118	56	62	100.0
	ロ(2)	救 護 施 設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ(3)	乳 児 院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ(4)	障 害 児 入 所 施 設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ(5)	障害者支援施設・共同生活援助施設等	11	8	3	10	7	3	8	6	2	90.9
	ハ(1)	老人デイサービスセンター等	34	22	12	32	20	12	28	16	12	94.1
	ハ(2)	更 生 施 設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ハ(3)	助産施設・保育所・児童養護施設等	59	37	22	58	36	22	54	32	22	98.3
	ハ(4)	児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 等	2	2	—	2	2	—	2	2	—	100.0
	ハ(5)	身体障害者福祉センター・障害者支援施設等	16	13	3	16	13	3	16	13	3	100.0
	ニ	幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	12	5	7	12	5	7	11	4	7	100.0
7		小 学 校 ・ 中 学 校 ・ 高 等 学 校 等	59	36	23	57	34	23	48	27	21	96.6
8		図 書 館 ・ 博 物 館 等	1	—	1	1	—	1	1	—	1	100.0
9	イ	蒸 気 浴 場 ・ 熱 気 浴 場 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ	イ 以 外 の 公 衆 浴 場	14	7	7	14	7	7	11	5	6	100.0
10		車 両 の 停 車 場 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11		神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会 等	16	10	6	15	9	6	14	8	6	93.8
12	イ	工 場 ・ 作 業 場	60	21	39	57	19	38	42	12	30	95.0
	ロ	映 画 ス タ ジ オ 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	イ	自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ	飛 行 機 の 格 納 庫 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14		倉 庫	30	5	25	30	5	25	25	4	21	100.0
15		前各項に該当しない事業場	126	64	62	113	55	58	91	39	52	89.7
16	イ	特防を含む複合用途防火対象物	534	266	268	464	230	234	376	184	192	86.9
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	139	94	45	119	78	41	83	58	25	85.6
17		重 要 文 化 財 等	1	—	1	1	—	1	1	—	1	100.0

※ は特定防火対象物（特防）

※ 消防法第８条に該当する防火対象物数であるもの

【資料４－５ 守口市門真市消防組合の組織】

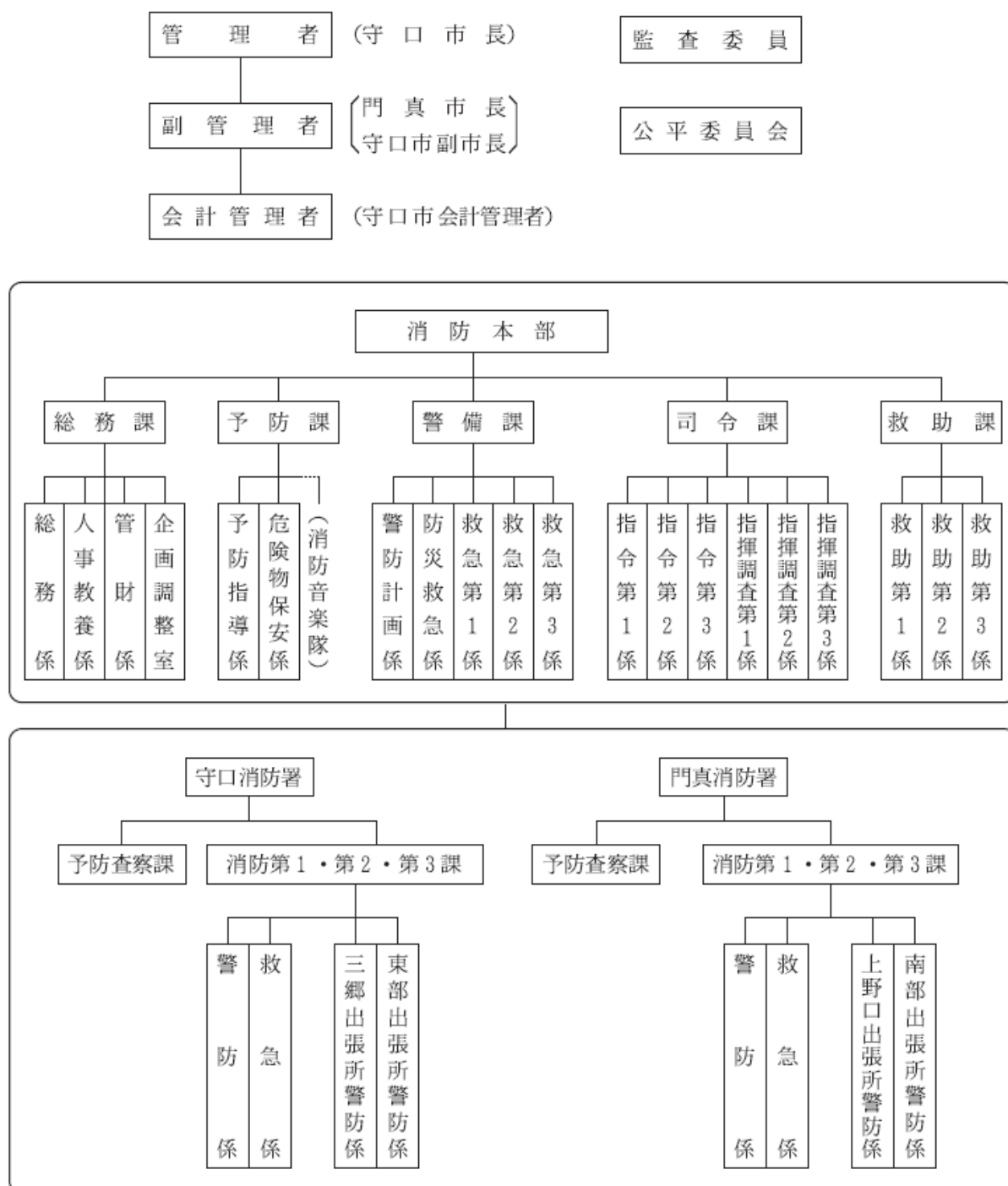
(出典：消防年報・令和６年版、令和７年４月１日現在)

消防組合議会

議員定数 15名(守口市８名、門真市７名)

執行機関

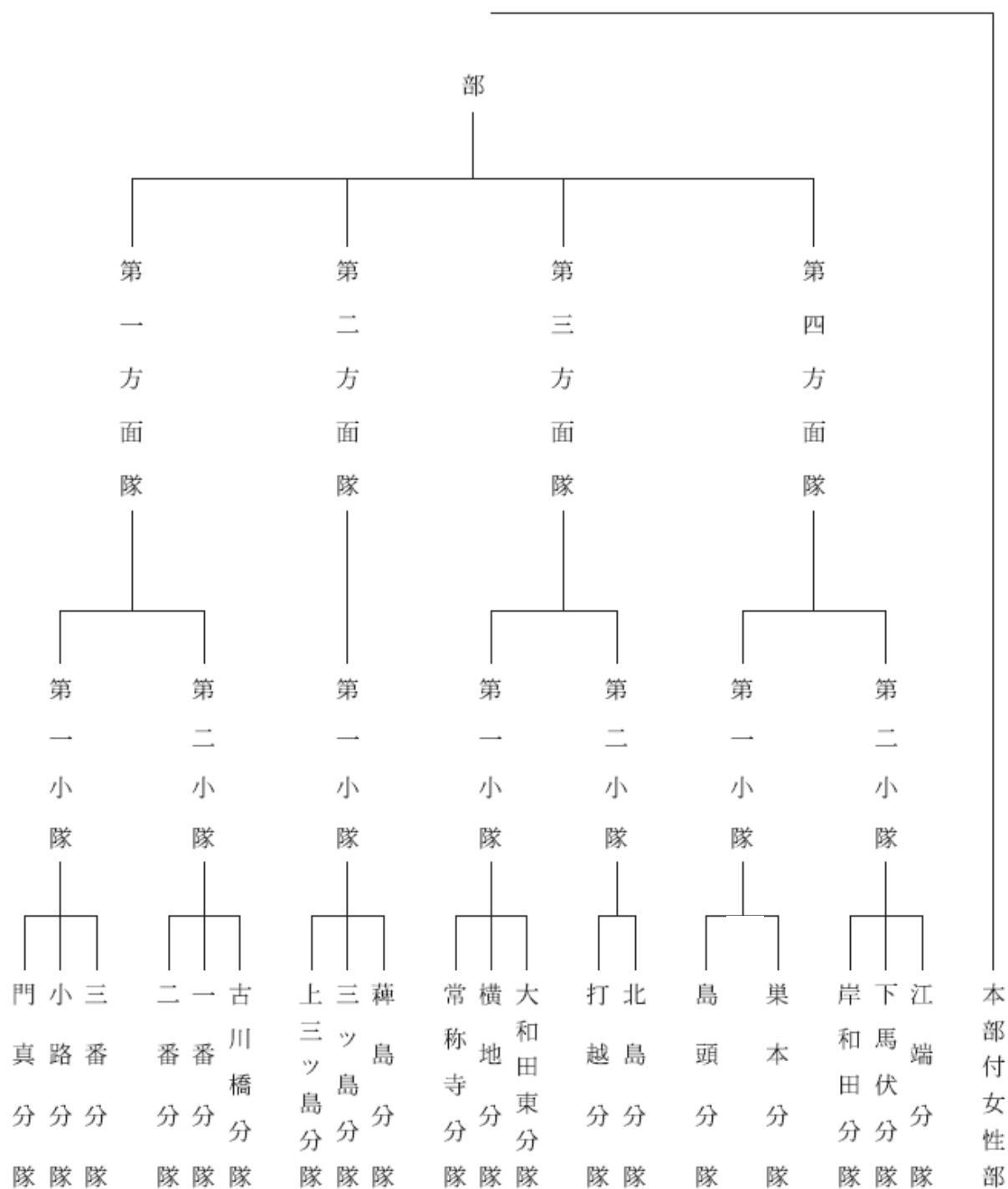
行政委員



【資料4－6 門真市消防団の組織】

(出典：消防年報・令和6年版、令和7年4月1日現在)

本



【資料４－７ 消防組合保有資器材一覧表】

(出典：消防年報・令和６年版、令和７年４月１日現在)

１ 警防資器材保有状況

種別	品 名	数 量	種別	品 名	数 量
放水器具	ホ ー ス	975	測定用器具	可燃性ガス測定器	9
	ツイスターノズル	33		有毒ガス測定器	2
	クアドラフオグノズル	6		放射線測定器	7
	発 泡 器 具	15		化学剤検知器	2
	ターレット(放水砲含む)	6		生物剤検知器	-
一般救助器具	三 連 梯 子	17	隊員保護用器具	陽圧式化学防護服	9
	空気式救助マット	2		化学防護服(陽圧式除く)	15
	救命索発射銃	2		放射線粉塵用マスク	6
	サバイバースリング	2		放射線防護服(個人用線量計)	4(5)
	平坦架・バスケット型担架	5		耐 熱 服	6
重量物排除用器具	油 圧 ジ ャ ッ キ	2	水難救助用器具	潜水器具一式	6
	油圧スプレッター(大型含む)	4		救 命 胴 衣	144
	可 搬 式 ウ イ ン チ	4		救 命 ボ ー ト	4
	マンホール救助器具	2		船 外 機	2
	マット型空気ジャッキ	2		潜水用空気ボンベ	12
切断用器具	油圧切断機(大型含む)	2	高度救助用器具	熱画像直視装置	10
	エンジンカッター	17		画像探索機	3
	ガス溶断器	1		地中音響探知機	1
	チェーンソー	2		夜間用暗視装置	1
	鉄線カッター	2		地震警報器	1
	空気鋸(エアーソー)	4	他の救助用器具	緩 降 機	2
	空気切断機(エアーカッター)	2		ロープ登降機	12
	鉄筋切断用チェーンソー	1		救助用降下機	21
破壊用器具	万 能 斧	52		発 電 機	27
	ハ ン マ ー	3		投 光 器	21
	携帯用コンクリート破壊器具	5		携帯投光器(強力ライト等)	74
	削 岩 機	3		携 帯 無 線 機 (署活系無線機)	32(118)
呼吸保護用具	空 気 呼 吸 器	93	その他	除 染 シ ャ フ ー	2
	同 ボ ン ベ	279		消 火 薬 剤 泡(ℓ)	1,760
	防 塵 マ ス ク	364			
	送 排 風 機	2			

2 救急車資器材積載状況

種 別	品 名	数 量
観 察 用 資 器 材	血 圧 計	18
	血 中 酸 素 飽 和 度 測 定 器	9
	検 眼 ラ イ ト	18
	心 電 計	9
	体 温 計	27
	聴 診 器	27
	血 糖 値 測 定 器	9
呼 吸 ・ 循 環 管 理 用 資 器 材	気 道 確 保 用 資 器 材	198
	吸 引 器 一 式	18
	喉 頭 鏡	9
	酸 素 吸 入 器 一 式	18
	自 動 式 人 工 呼 吸 器 一 式	9
	自 動 体 外 式 除 細 動 器	9
	手 動 式 人 工 呼 吸 器 一 式	9
	マ ギ ー ル 鉗 子	27
	ビ デ オ 硬 性 挿 管 用 喉 頭 鏡	9
資 器 材 創 傷 保 護 用	固 定 用 資 器 材	90
	創 傷 保 護 用 資 器 材	225
資 器 材 保 温 ・ 搬 送 用	雨 お お い	18
	ス ク ー プ ス ト レ ッ チ ャ ー	9
	担 架	27
	バ ッ ク ボ ー ド	9
	保 温 毛 布	9
器 毒 止 感 染 用 ・ 消 毒 材 資 器 材	感 染 防 止 用 資 器 材	72
	消 毒 用 資 器 材	27
資 器 材 通 信 用	無 線 装 置	12
	情 報 通 信 端 末	9
	携 帯 電 話	9
そ の 他 の 資 器 材	懐 中 電 灯	27
	救 急 バ ッ ク	9
	ト リ ア ー ジ タ ッ グ	900
	膿 盆	18
	は さ み	27
	ピ ン セ ッ ト	9
	分 娩 用 資 器 材	9
	冷 却 用 資 器 材	18

【資料４－８ 消防相互応援協定一覧表】

(出典：消防年報・令和６年版、令和７年４月１日現在)

(1) 消防相互応援協定

大規模な火災、その他の災害等に対処し、消防力の効率的な運用を図るため、消防組織法の規定に基づき、次のように消防相互応援協定を締結している。

消防相互応援協定一覧表

協 定 名	締 結 年 月 日	協 定 市 町 村
大阪府北ブロック消防相互応援協定	昭和40年6月22日	吹田市・守口市・高槻市・枚方市・茨木市・寝屋川市・門真市・大東市・摂津市・四條畷市・交野市・島本町・枚方寝屋川消防組合
大阪市、守口市門真市消防組合消防相互応援協定	昭和40年12月1日 平成25年11月1日 再締結	大 阪 市
大阪市、守口市門真市消防組合航空消防応援協定	昭和45年10月1日 平成22年4月1日 再締結	大 阪 市
守口市門真市消防組合、東大阪市消防相互応援協定	昭和51年3月22日 平成22年3月20日 再締結	東 大 阪 市
大阪府下広域消防相互応援協定	昭和63年9月1日 平成27年9月1日 再締結	府下の消防本部を設置する市町
第二京阪道路（枚方東インターチェンジから第二京阪門真インターチェンジまで）消防相互応援協定	平成22年1月27日 平成26年4月1日 再締結	京田辺市・交野市・大東四條畷消防組合・枚方寝屋川消防組合

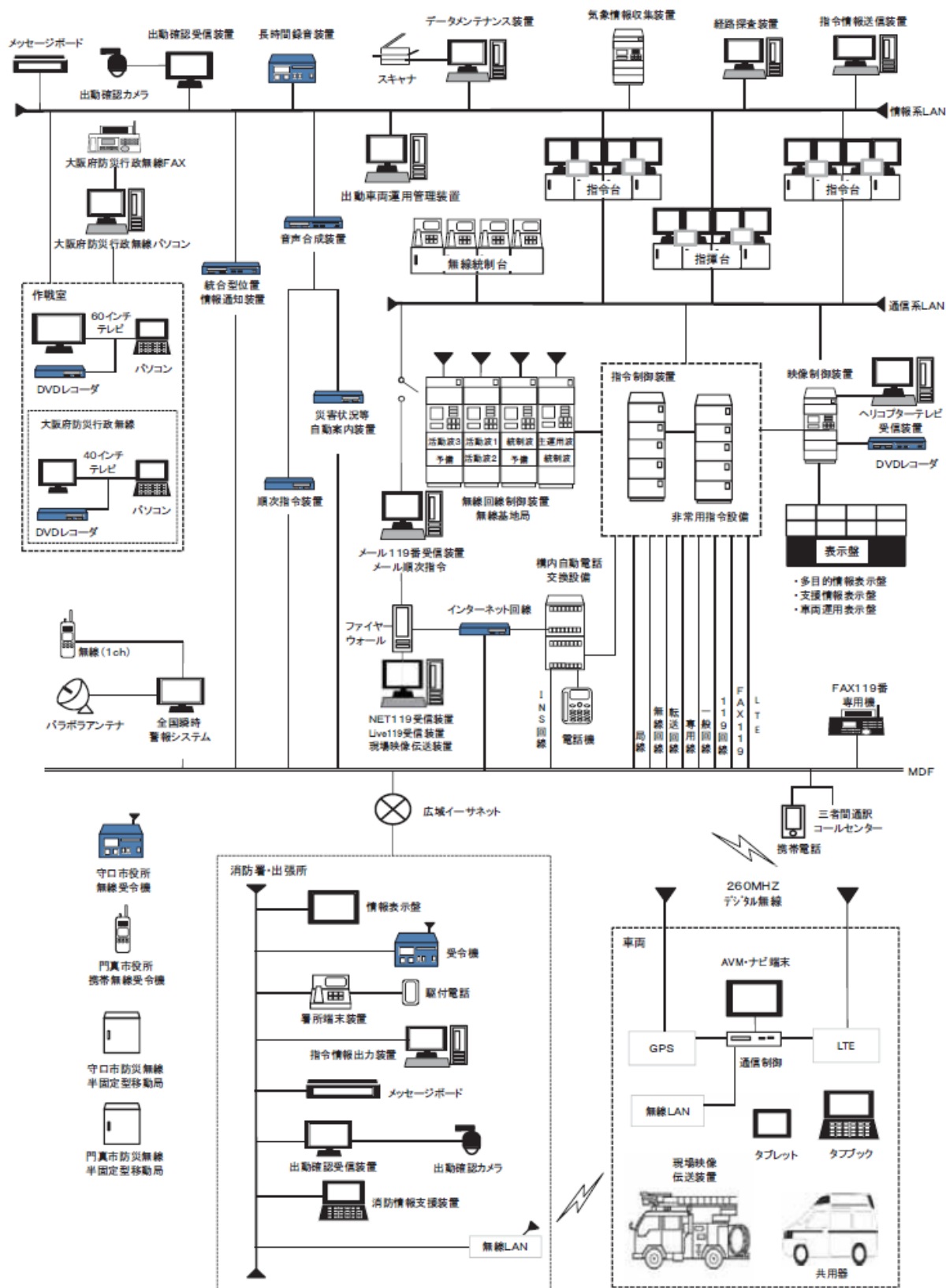
(2) 市域境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定

市域境界線上に位置する消防対象物に対する消防法に基づく立入検査、消防用設備等の設置指導、防火管理並びに火災の原因及び損害額の調査等の事実上の事務処理の一元化を図り、住民の便宜等を考慮するとともに、消防行政の執行を適性かつ効率的に行うため、隣接する1市2消防組合（大阪市・大東四條畷消防組合・枚方寝屋川消防組合）と協定を締結している。

【資料 4-9 消防通信】

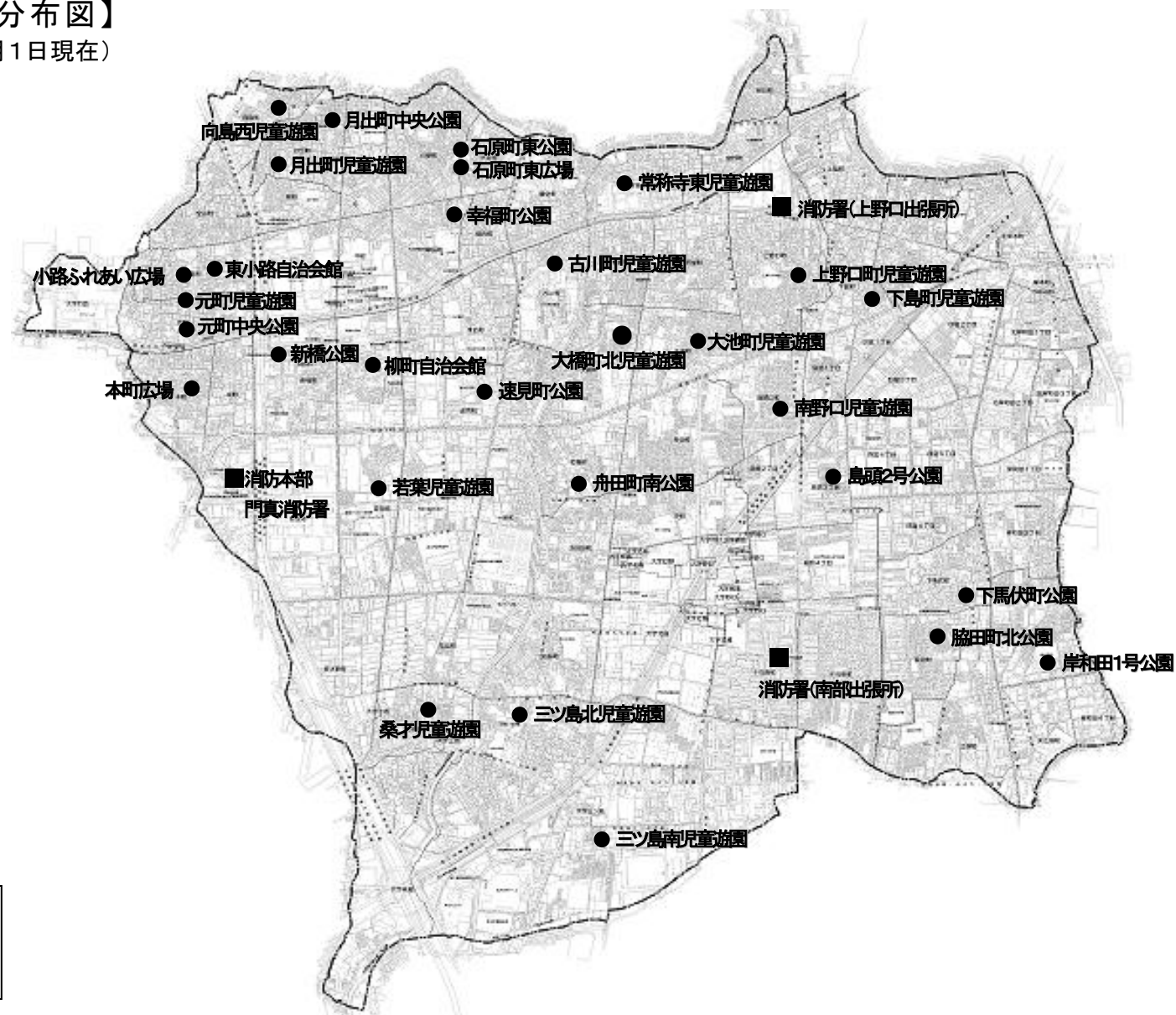
(出典：消防年報・令和6年版、令和7年4月1日現在)

通信系統図



【資料4-10 公設防火水槽分布図】

(総務部危機管理課調べ、令和7年3月1日現在)



< 凡例 >

- 防火水槽
- 消防本部・消防署・出張所

【資料４－１１ 貯留施設及び増補幹線】

(まちづくり部、環境水道部調べ、令和８年３月現在)

(１) 調整池 (地下に雨水を一時貯留するもの)

調整池名	貯留量 (m ³)	上面施設	完成
三ツ島調整池	24,000	テニスコート	平成７年度
一番町調整池	15,000	運転免許試験場	平成13年度
門真南調整池	35,000	道路	平成22年度

(２) 北部地下河川 (第２京阪道路地下に巨大トンネルを築造するもの)

地下河川名	貯留量 (m ³)	既設延長	既設完成
古川調整池 (鶴見立坑～古川取水立坑)	130,000	3.7km	平成14年10月
北島調整池 (古川取水立坑～北島立坑)			平成23年６月
門真調整池 (北島立坑～讃良立坑)	70,000	2.9km	平成27年６月

※ 全体計画延長：14.3km

(３) 増補幹線 (既存の流域下水道管の排水能力を補うもの)

下水道名	効果	完成
大東(二)増補幹線	増補幹線の整備により、雨水ポンプ場・下水道管の排水能力を超える雨水を途中で増補幹線に落とすため、浸水被害発生の可能性を低く抑えることができる。	平成17年11月
大東門真増補幹線		平成25年６月
門真寝屋川増補幹線		平成25年６月
中央(一)増補幹線(一)		平成30年２月
中央(一)増補幹線(二)		
大東(一)増補幹線		
門真守口増補幹線		令和６年６月 (一部区間の先行供用) (未供用区間は整備中)

【資料4-12 門真市防災資機材貸与要綱】

(目的)

第1条 この要綱は、市内に結成された自主防災組織に対し、災害救助活動を行うために必要な災害救助用資機材（以下「防災資機材」という。）を貸与することにより、自主防災組織の育成並びに地域住民の自発的防災意識の高揚及び自主防災活動の促進を図ることを目的とする。

(意義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地震・風水害の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において被害を防止し、若しくは軽減し、又は火災その他の災害を予防するため、地域住民の自発的な意思により自治会等を単位として結成した防災組織をいう。

(貸与の申請)

第3条 別表に定める防災資機材の貸与を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「代表者」という。）は、門真市防災資機材貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約等
- (2) 自主防災組織の構成員及び役員の名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(防災資機材の貸与)

第4条 市長は、第3条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、門真市防災資機材貸与決定通知書（様式第2号）により、当該申請のあった代表者に通知するものとする。

- 2 代表者は、前項の規定により、貸与を決定された防災資機材を受領したときは、速やかに門真市防災資機材受領報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(貸与の期間等)

第5条 防災資機材の貸与は、1組織に対して1回とし、貸与の期間は、3年とする。ただし、当該自主防災組織が継続して貸与を申し出た場合には、市長が必要と認めたときは、3年ごとに延長することができる。

(貸与後の防災資機材の管理及び修理等)

第6条 防災資機材の貸与を受けた自主防災組織は、善良なる管理者の注意をもって当該防災資機材を管理し、修理等の必要が生じた場合は市長と協議しなければならない。

(貸与の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災資機材の貸与を取り消し、当該防災資機材を返還させることができる。

- (1) 自主防災組織として適当でないと認めるとき。
- (2) 自主防災組織を解散したとき。
- (3) 不正の手段により防災資機材の貸与を受けたとき。

- (4) 貸与された防災資機材をこの要綱の目的に反して使用したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(管理)

第8条 市長は、防災資機材貸与記録簿（様式第4号）を備え、常にその状況を明らかにするものとする。

(細目)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

防災資機材一覧表
グラスファイバーハンマー（3.5kg）、鋸（300mm）、バラシバール縦型（900mm）、つるはし、アルミボルトクリッパー（350mm）、パイプ柄スコップ、レスキューアックス、テコバール、掛矢、ジャッキ（パンタグラフ式1トン）、カマセ木2個（高強度）、収納箱（プラスチックダンボール製）（1,030mm×410mm×170mm）

様式第 1 号（第 3 条関係）

門真市防災資機材貸与申請書

年 月 日

門真市長（氏 名） 様

申請者 自主防災組織名
住 所
代 表 者

⑩

防災機材の貸与を受けたいので、門真市防災資機材貸与要綱第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 自主防災組織の世帯数
- 2 防災資機材の保管場所
- 3 添付書類等
 - (1) 自主防災組織の規約
 - (2) 自主防災組織の構成員名簿
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

門真市防災資機材貸与決定通知書

年 月 日

自主防災組織名

代表者

様

門真市長（氏 名）印

年 月 日申請のありました防災資機材の貸与について、次の
とおり決定します。

記

貸 与 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日
防災機材の管理場所	

※ 代表者及び管理場所が変更になった場合は、速やかに報告すること。

様式第 3 号（第 4 条関係）

門真市防災資機材受領報告書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

自主防災組織名
住 所
代 表 者

⑩

次のとおり防災資機材を受領したので、門真市防災資機材貸与要綱第 4 条第 2 項の規定により報告します。

記

受 領 品 目	
防災資機材一式	
受領年月日	年 月 日
保 管 場 所	

様式第 4 号（第 8 条関係）

防災資機材貸与記録簿

貸与 番号	自主防災組織名	貸与期間				備考
1		始 至	年 年	月 月	日 日	
2		始 至	年 年	月 月	日 日	
3		始 至	年 年	月 月	日 日	
4		始 至	年 年	月 月	日 日	
5		始 至	年 年	月 月	日 日	
6		始 至	年 年	月 月	日 日	
7		始 至	年 年	月 月	日 日	
8		始 至	年 年	月 月	日 日	
9		始 至	年 年	月 月	日 日	
10		始 至	年 年	月 月	日 日	

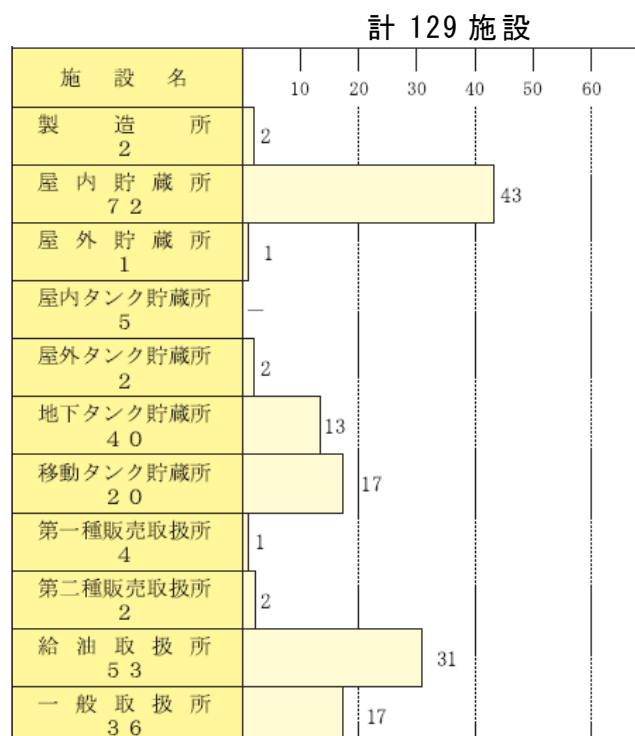
【資料５－１ 中高層建築物の現況】

(消防年報・令和６年版、令和７年４月１日現在)

階	棟数
４階	547
５階	259
６階	80
７階	56
８階	42
９階	24
10階	20
11階	16
12階	2
13階	6
14階	12
15階	9
合計	1,073

【資料５－２ 危険物施設数】

(消防年報・令和６年版、令和７年４月１日現在)



【資料６－１ 排水ポンプ施設一覧表】

(まちづくり部調べ、令和８年３月現在)

	名 称	所 在 地	口径	水量	台数
1	小路第１号ポンプ場	小路町25-18	200	5.5	2
2	月出町ポンプ場	月出町14-21	150	3.0	2
3	浜町ポンプ場	浜町 9-2	150	3.1	2
4	上島第１号ポンプ場	上島町47	100	2.0	1
5	上島第２号ポンプ場	上島町47	100	2.0	1
6	上島第３号ポンプ場	上島町23-31	50	／	1
			100	1.0	2
7	宮野町第４号ポンプ場	宮野町19-19	150	3.3	1
8	宮野町第５号ポンプ場	宮野町19- 8	100	1.3	1
9	宮野町中央第７号ポンプ場	宮野町12-23	350	20.0	1
10	宮野町第８号ポンプ場	宮野町 9-17	100	0.6	1
11	常称寺町第１号ポンプ場	常称寺町29-20	100	0.8	1
12	常称寺町第２号ポンプ場	常称寺町11-16	100	1.4	1
13	常称寺町第３号ポンプ場	常称寺町10- 3	100	2.0	1
14	常称寺町第５号ポンプ場	常称寺町 1- 9	100	2.0	1
15	御堂町第３号ポンプ場	御堂町 6- 3	100	2.0	1
16	常盤町第１号ポンプ場	常盤町 1- 2	50	／	1
17	常盤町第３号ポンプ場	常盤町20-21	100	2.0	1
18	大橋町ポンプ場	大橋町13-19	150	4.5	1
			300	20.0	1
19	古川町第１号ポンプ場	古川町 7- 6	100	2.0	1
20	古川町第２号ポンプ場	古川町 8-24	100	2.0	1
21	古川町第３号ポンプ場	古川町13-11	100	2.0	1
22	寿町第２号ポンプ場	寿町15-14	100	0.8	1
23	寿町第３号ポンプ場	寿町22-27	100	1.0	1
24	一番町第１号ポンプ場	一番町 2-11	100	1.0	1
25	一番町第２号ポンプ場	一番町 2- 1	100	1.0	1
26	打越町第１号ポンプ場	打越町 5-22	100	1.0	1
27	打越町第３号ポンプ場	打越町10-19	100	0.7	1

	名 称	所 在 地	口径	水量	台数
28	打越中央第 4 ポンプ場	打越町11-15	400	23.0	2
			400	20.0	2
			150	4.0	1
29	五月田町府住第 1 号ポンプ場	五月田町20-12	250	7.0	1
			150	3.0	1
30	五月田町第 2 号ポンプ場	五月田町22-10	150	4.0	1
31	五月田町第 3 号ポンプ場	五月田町26	150	3.5	1
			200	4.0	1
32	北島町第 1 号ポンプ場	北島町 1-8	100	1.6	1
33	北島町第 2 号ポンプ場	北島町 4-10	100	0.5	1
34	北島町北第 3 号ポンプ場	北島町 9-7	150	2.0	1
35	北島町第 4 号ポンプ場	北島町 9-7	100	0.6	1
36	北島町南第 5 号ポンプ場	北島町 9-8	80	06	1
			150	4.0	1
37	北島町第 6 号ポンプ場	北島町10-9	100	2.0	1
38	北島小学校第 8 号ポンプ場	北島町27-1	150	／	2
39	東田町第 1 号ポンプ場	東田町21-2	100	1.6	1
40	東田町市住第 2 号ポンプ場	東田町26-1	250	7.0	1
41	三ツ島第 1 号ポンプ場	三ツ島 1 丁目 1-5	100	0.8	1
42	三ツ島第 2 号ポンプ場	三ツ島 1 丁目 3-20	100	0.6	1
43	三ツ島第 3 号ポンプ場	三ツ島 2 丁目 1-5	150	4.0	1
44	三ツ島第 4 号ポンプ場	三ツ島 2 丁目19-22	100	1.0	1
45	三ツ島第 5 号ポンプ場	三ツ島 2 丁目23	100	1.0	1
46	桑才ポンプ場	桑才294-45	100	1.5	1
47	葎島第 1 号ポンプ場	ひえ島町484	100	1.0	1
48	葎島第 2 号ポンプ場	ひえ島町504	100	1.0	1
49	葎島第 3 号ポンプ場	ひえ島町508	100	1.0	1
50	葎島第 5 号ポンプ場	ひえ島町512-2	150	1.0	1
51	上八箇荘水路排水ポンプ場	北島町849-48	350	20.0	2
52	三ツ島北部線アンダーパスポンプ	三ツ島 4 丁目 1	150	1.6	2

【資料 6－2 給水用車両及びタンク等保有一覧表】

(環境水道部調べ、令和 3 年 2 月現在)

	車 種	台数		種 類	数量
車 両	小型ダンプ	1 台	給 水 タ ン ク 等	給水タンク（1 t）（車載型）	2 基
				給水タンク（1 t）（自立型）	23基
	給水車（2 t積載可能）	1 台		ポリ容器（20リットル）	198個
				給水バルーン（2 t）（貯水型）	3 基

【資料 6－3 上下水道事業用無線】

携帯電話網 I P 無線

(環境水道部調べ、令和 7 年 2 月現在)

所管課		台数	無線仕様
環境水道部	経営総務課	2 台	docomo 3 G/LTE au 4 G/LTE
	水道事業課	6 台	
	お客さまセンター	3 台	
	公共下水道事業課	3 台	

【資料 7 - 1 備蓄物資一覧表】

(総務部危機管理課調べ、令和 8 年 4 月現在)

主 な 物 資 名	数 量	主な備蓄場所
アルファ化米	64,500食	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
缶入りパン	13,466食	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
毛布	19,361枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、北巢本四宮小学校内、沖小学校内、上野口小学校内、速見小学校内、第二中学校内、第七中学校内、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
断熱シート	9,361枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、北巢本四宮小学校内、上野口小学校内、速見小学校内、第二中学校内、第七中学校内、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
防水シート	18,679枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、北巢本四宮小学校内、上野口小学校内、速見小学校内、第二中学校内、第七中学校内、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
飲料水袋	22,200個	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
簡易トイレ	565基	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
粉ミルク	25,090 g	門真市保健福祉センター内
哺乳瓶	230本	門真市民プラザ防災備蓄倉庫
おむつ(子ども用、大人用)	6,111枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
生理用品	26,916枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
タオル	31,565枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
便袋	77,520枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、上野口小学校内、速見小学校内、第二中学校内、第七中学校内
トイレットペーパー	6,260個	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
マスク	75,850枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫
食品用ラップ	1,998個	門真市民プラザ防災備蓄倉庫
段ボールベッド	230セット	門真市民プラザ防災備蓄倉庫
ペーパータオル	24,950個	門真市民プラザ防災備蓄倉庫

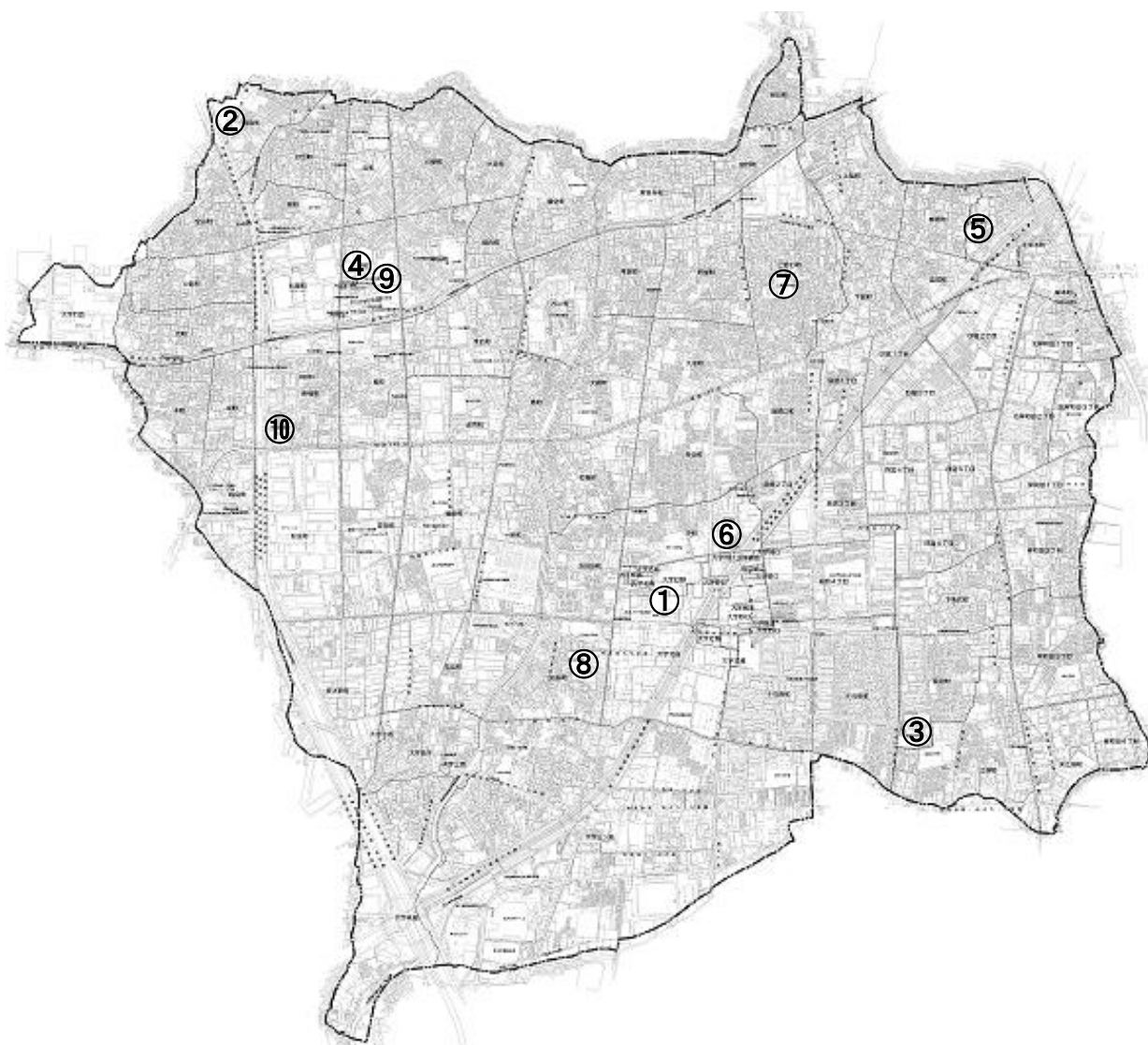
【資料 7－2 防疫用器具、器材、備蓄一覧表】

(環境水道部調べ、令和 7 年 3 月現在)

種 別	名 称	台 数
機動消毒用	動力噴霧機搭載車輛	1 台
手押消毒用	手押噴霧機 9 リットル	3 台
	手押噴霧機 13 リットル	4 台

【資料 7－3 備蓄倉庫位置図】

備蓄倉庫	①門真市民プラザ防災備蓄倉庫	北島546
	②N T T 門真ビル防災備蓄倉庫	向島町 2-24
	③水桜学園防災備蓄倉庫	脇田町 4- 1
	④門真はすはな中学校防災備蓄倉庫	中町 2- 1
	⑤北巢本四宮小学校内	北巢本町 2-11
	⑥沖小学校内	沖町28- 1
	⑦上野口小学校内	上野口町31- 1
	⑧第七中学校内	北島町29- 1
救援物資一時集積地	⑨市立総合体育館	中町11-70
	⑩市立公民館	新橋町34-24



【資料 7－4 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領】

大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

（趣旨）

第 1 この要領は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）（以下「基本要領」という。）、「災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定」（令和元年 11 月 11 日）（以下「精米基本協定」という。）及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」（平成 8 年 8 月 8 日）（以下「漬物保管協定」という。）に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が発動された場合における政府所有の米穀、米穀販売事業者所有の精米及び大阪府所有の漬物（以下「災害救助用食料」という。）の緊急引渡について、必要な事項を定める。

（緊急引渡を行う場合）

第 2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

（引渡品目）

第 3 緊急引渡しを行う品目は米穀（精米又は玄米）及び漬物とする。

（引渡数量）

第 4 緊急引渡を行う数量は、次表のとおりとする。

品 目 区 分	米穀	漬物
被災者供給用	精米 1 人 1 食当たり 200 g 又は 玄米 1 人 1 食当たり 220 g	1 人 1 食当たり 20 g
災害救助 従事者供給用	精米 1 人 1 食当たり 300 g 又は 玄米 1 人 1 食当たり 330 g	1 人 1 食当たり 20 g

(引渡手続)

第5 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

(1) 米穀（精米又は玄米）

- ① 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

- ② 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀販売事業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀販売事業者がその引渡数量を十分に供給できる場合には③、十分に供給できない場合には併せて④の手続きを行うものとする。

③米穀販売事業者が十分に供給できる場合

- ア 知事は、米穀販売事業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という。）を選定し、災害救助用食料（精米）供給要請書（様式第2号）により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀販売事業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

- イ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

- ウ 市町村長は、精米の受領後、速やかに供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）を1部提出する。

- エ 市町村長は、災害救助用食料（精米）受領報告書（様式第4号）に災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

④米穀販売事業者が十分に供給できない場合

- ア 知事は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、政府所有米穀の引渡しに関し電話等により連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書（様式第5号）を提出する。

- イ 農産局長は、アの要請を受け、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

- ウ 知事は、農産局長と政府所有主要米穀売買契約書（基本要領様式4-24）により契約を締結する。

- エ 農産局長は、ウの売買契約の締結後、速やかに受託事業者に対し知事又は知事が指定した者（以下「指定引取人」という。）に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

オ 知事又は指定引取人は、災害救助用米穀の受領後、速やかに受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と引換えに災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を提出し、必要に応じて米穀販売事業者に対し災害救助用米穀のとう精を要請する。

カ 市町村長は、災害救助用米穀の受領後、速やかに知事又は指定引取人へ災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を1部提出する。

キ 指定引取人からの引渡しを受けた市町村長は、災害救助用食料（米穀）受領報告書（様式第7号）に災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

（2）漬物

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管している者（以下「漬物保管者」という。）に災害救助用食料（漬物）引渡指示書（様式第8号）により、漬物の引渡指示を行う。

ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、漬物の受領後、速やかに漬物保管者へ災害救助用食料（漬物）受領書（様式第9号）を1部提出する。

オ 市町村長は、災害救助用食料（漬物）受領報告書（様式第10号）に災害救助用食料（漬物）受領書（様式第9号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

（1）米穀（玄米）

ア 市町村長は、農産局長に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の（1）の②以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

（2）漬物

ア 市町村長は、漬物保管者に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の（2）のイ以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

(買受手続等)

第6 知事は、市町村長が第5の1の(1)の③及び2の(1)により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を速やかに行うものとする。

(代金納付)

第7 知事は、第5の1の(1)の③及び2の(1)による災害救助用食料を受領した場合は、精米基本協定第8条に基づく請求があった日から起算して30日以内に供給業者に、第5の1の(1)の④による災害救助用食料を受領した場合は、基本要領様式4-24第3条の規定に基づき農産局長に、第5の1の(2)及び2の(2)による災害救助用食料を受領した場合は、漬物保管協定第3条第2項に基づく請求のあった日から起算して30日以内に漬物保管者に、それぞれ納付するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成2年4月1日から施行する。
- 2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領（昭和59年9月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は平成6年8月4日から施行する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要領は平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要領は平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は令和３年４月２１日から施行する。

附 則

この要領は令和３年１０月２７日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長

災害救助用食料緊急引渡申請書

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施する必要がありますので、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第 5 の 1 に基づき、下記のとおり、災害救助用食料の引渡しを受けたく申請します。

記

1. 災害件名

2. 災害状況

3. 給食期間 年 月 日から 年 月 日まで

4. 申請数量 米穀 (精米) k g
漬 物 k g
(内訳)
別紙のとおり

(別紙)

(1) 米穀 (精米)

区 分	ア 対象人員	イ 1人当たり 食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当た り給食数量	オ 計 (ウ×エ)	備 考
被災者用		食		0. 2 k g		(対象戸数) (災害救助従事者内訳)
災害救助 従事者用		食		0. 3 k g		
計						

※引渡希望場所

住 所

名 称

(主要道路から現地へのわかりやすい地図を添付すること)

(2) 漬物

区 分	ア 対象人員	イ 1人当たり の食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当り 給食数量	オ 計 (ウ×エ /1000g)	備 考
被災者用		食		2 0 g	k g	(対象戸数) (災害救助従事者内 訳)
災害救助 従事者用		食		2 0 g	k g	
計					k g	

※引渡希望場所

住 所

名 称

(主要道路から現地へのわかりやすい地図を添付すること)

(様式第 2 号)

年 月 日

(米穀販売事業者) 様

大 阪 府 知 事

災害救助用食料（精米）供給要請書

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施するため、災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定第 5 条及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第 5 の 1 の（１）に基づき、下記のとおり災害救助用食料の供給を実施していただきたく要請します。

記

1. 引渡市町村

2. 引渡場所

3. 引渡数量 精米 k g

(様式第3号)

年 月 日

(米穀販売事業者) 様

市 町 村 長

災害救助用食料（精米）受領書

大阪府災害救助用食料（精米）を下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者
所属部課名
職 名

2. 引取場所

3. 受領数量 精米 k g

(様式第4号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長

災害救助用食料（精米）受領報告書

大阪府災害救助用食料（精米）を下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

1. 供給業者

2. 引渡場所

3. 引渡数量 精米 k g

4. 添付書類 ・ 災害救助用食料（精米）受領書（写）
 ・ 納品書

(様式第 5 号)

第 年 月 号
日

農林水産省農産局長 様

大 阪 府 知 事

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 2 1 年 5 月 2 9 日付け 2 1 総食第 1 1 3 号総合食料局長通知）第 4 章 I 第 1 1 の 1 に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（k g）	引渡希望時期	引 渡 場 所	引 渡 方 法	備 考

（注）備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

(様式第6号)

年 月 日

〔大阪府知事
指定引取人
受託事業体
(いずれかを記入)〕様

〔大阪府知事
市町村長
指定引取人
(いずれかを記入)〕

災害救助用食料（米穀）受領書

災害救助用食料（米穀）を下記のとおり受領しました。

記

1. (大阪府・市町村・指定引取人) 引取責任者
所属部課名※
職 名※

※指定引取人が受領する際は記入しない。

2. 引取場所

3. 受領数量 精米 k g
 玄米 k g

(様式第7号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長

災害救助用食料（米穀）受領報告書

災害救助用食料（米穀）を下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

1. 引渡業者

2. 引渡場所

3. 引渡数量	精米	k g
	玄米	k g

4. 添付書類

- ・災害救助用食料（米穀）受領書（写）
- ・納品書

(様式第 8 号)

年 月 日

(漬物保管者) 様

大 阪 府 知 事

災害救助用食料（漬物）引渡指示書

被災者及び災害救助従事者の給食に供するため、災害救助用漬物の保管に関する協定第 3 条及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第 5 の 1 の（2）に基づき、災害救助用食料の引渡しについて、下記のとおり指示します。

記

1. 引渡市町村

2. 引渡場所

3. 引渡数量 漬物 k g

(内訳)

醤油漬 k g

沢庵漬 k g

梅 干 k g

奈良漬 k g

(様式第9号)

年 月 日

(漬物保管者) 様

市 町 村 長

災害救助用食料（漬物）受領書

大阪府災害救助用食料（漬物）を下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名

職 名

氏 名

2. 引取場所

3. 引渡数量 漬物 k g

(内訳)

醤油漬 k g

沢庵漬 k g

梅 干 k g

奈良漬 k g

(様式第10号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長

災害救助用食料（漬物）受領報告書

大阪府災害救助用食料（漬物）を下記のとおり受領しましたので報告します。

記

1. 引渡業者

2. 引渡場所

3. 引渡数量 漬物 k g

（内訳）

醤油漬 k g

沢庵漬 k g

梅 干 k g

奈良漬 k g

4. 添付書類 ・災害救助用食料（漬物）受領書（写）
 ・納品書

【資料８－１ 要配慮者利用施設一覧表】

(注) 「淀川」の欄：淀川の浸水想定区域内の施設は○

「寝屋川」の欄：寝屋川流域の浸水想定区域内の施設は○

1. 病院・診療所（有床に限る。）

(参考 大阪府医療機関情報システムＨＰ)

医療機関名	所在地	診療科目	淀川	寝屋川
牧リハビリテーション病院	三ツ島3丁目6-34	リハビリテーション科	○	
萱島生野病院	上島町 22-11	内科 神経内科 脳神経外科 外科 心臓血管外科 整形外科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 救急科 麻酔科 消化器内科 循環器内科 人工透析内科 腎臓内科	○	○
飯藤産婦人科	末広町2-7	産婦人科 小児科 麻酔科	○	○
神谷産婦人科	本町 25-8	産婦人科 内科 小児科	○	○
正幸会病院	中町 11-54	内科 放射線科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科	○	○
蒼生病院	大字横地 596	内科 消化器内科 糖尿病内科 内分泌内科 循環器内科 神経内科 呼吸器内科 外科 消化器外科 腹部外科 乳腺外科 肛門外科 形成外科 整形外科 リウマチ科 眼科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 麻酔科 放射線科 リハビリテーション科 歯科口腔外科	○	○
摂南総合病院	柳町1-10	内科 呼吸器科 消化器科 胃腸科 循環器科 小児科 外科 眼科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 放射線科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 麻酔科 脳神経外科 整形外科	○	○
いぶきクリニック	幸福町1-37	内科 泌尿器科 放射線科	○	○
金子産婦人科	大倉町6-14	産婦人科	○	○
長瀬診療所	三ツ島4丁目 21-35	消化器内科 外科 内科 整形外科 泌尿器科 皮膚科 リハビリテーション科	○	○
栗林クリニック	元町4-5	内科 産婦人科 リハビリテーション科	○	○
あいわ診療所	新橋町2-12	腎臓内科 内科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 外科 放射線科	○	○

(大阪府医療機関情報システムＨＰを参考に一部加工)

2. 高齢者福祉施設

(保健福祉部調べ、令和8年3月現在)

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
デイサービス結朝日町	朝日町 11-10	○	○
ミック健康の森門真	一番町 24-11 テンプルワン 1 階	○	○
リールデイサービス門真	江端町 13-13	○	○
リールホーム門真	江端町 13-13	○	○
グループホーム門真千寿園	大字野口 822	○	○
デイサービスセンター門真千寿園	大字野口 822	○	○
特別養護老人ホーム門真千寿園	大字野口 822	○	○
おもてなしハイジ	大倉町 15-1	○	○
フラップデイサービス沖町	沖町 17-7	○	○
リ・エール沖町	沖町 17-7	○	○
地域高齢者交流サロン	沖町 28-2	○	○
門真ショートステイそよ風	沖町 32-9	○	○
クルーヴくすのき・萱島	上島町 46-1	○	○
げんき smile	上野口町 9-9	○	○
デイ100おおわだ	上野口町 9-7 シャルル大和田駅前 1 階	○	○
高齢者ふれあいセンター	岸和田 3 丁目 44-11	○	○
すもーとハウス	北岸和田 1 丁目 2-23	○	○
ナーシングホーム智島	北島町 12-20	○	○
結まーる北島町	北島町 26-9	○	○
大谷整形外科クリニック	幸福町 20-3	○	○
ピュアライフ寿町	寿町 11-16	○	○
アイビス門真	五月田町 10-16	○	○
デイサービス笑楽門真	下馬伏町 9-34	○	○
リ・エール四宮	四宮 4 丁目 1-39	○	○
夢咲くLOVE門真	島頭 1 丁目 12-8	○	○
介護老人保健施設蒼の里	島頭 3 丁目 1-15	○	○
医療法人祥光会こう整形外科	島頭 3 丁目 3-5 クレール白鳩 1 階	○	○
メディケアゆう	島頭 4 丁目 10-16	○	○
シニアライフ門真	小路町 13-2	○	○
デイサービスはる。	小路町 2-1 コトブキマンション 101	○	○
なるなるデイサービス	常称寺町 26-1-1	○	○
MYYケアリング萱島	城垣町 20-18	○	○
アプリシェイト門真	新橋町 13-16	○	○
門真小規模多機能施設ラガール	新橋町 27-12	○	○
門真グループホームラガール	新橋町 27-12	○	○
うちだデイサービスセンター	末広町 1-16	○	○
おふくろデイサービス	巢本町 2-14	○	○
リハビリデイサービスかたぐるま	千石西町 4-20 第 3 やまだハイム 1 階	○	○
ケアハウスロータス	堂山町 25-25	○	○
Welfare 大和田駅前寿洛苑	野里町 11-6	○	○
デイサービスマルニ	浜町 23-1	○	○
ななゆめホーム門真浜町	浜町 4-31	○	○

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
デイサービスぽぽ	ひえ島町 18-18	○	○
有料老人ホーム(住宅型)まちの善 花博通り	ひえ島町 28-4	○	○
リハビリ特化型デイサービスリ・ハート	東江端町 1-11	○	○
医療法人津樹会津本医院	舟田町 5-32	○	○
アシストリハビリデイサービス	三ツ島 1 丁目 3-4	○	○
青蓮荘	三ツ島 3 丁目 13-25	○	
デイルーム青蓮荘	三ツ島 3 丁目 13-25	○	
老人福祉センター	御堂町 12-5	○	○
医療法人博由会くさかクリニック	向島町 3-1	○	○
ケアホームちどり	柳田町 15-23	○	○
ケアホームちどりデイサービスセンター	柳田町 15-23	○	○
Welfare 門真	柳田町 20-20	○	○
フィオレ・シニアレジデンス門真	柳田町 4-28	○	
FMCグループホーム一番町	一番町 6-7	○	○
MUーリハビリセンター	沖町 18-8	○	○
デイサービス和楽	沖町 25-9	○	○
住宅型有料老人ホーム ヴァルール門真	沖町 32-3	○	○
Carevilla 門真	下馬伏町 10-4	○	○
ラフィン・ハーツ門真	下馬伏町 9-32 グレイス門真	○	○
SOMPOケア光の森デイサービス	岸和田 2 丁目 16-10	○	○
そんぼの家GH門真	岸和田 2 丁目 16-10	○	○
SOMPOケア門真ゆりデイサービス	岸和田 2 丁目 21-31	○	○
IKOI ナーシングホーム門真	岸和田 3 丁目 27-15	○	○
デイサービスみかんの家	岸和田 4 丁目 7-15	○	○
なるなるデイサービスなるビル	宮野町 2-3 なるビル 2 階	○	○
げんき屋デイサービス大和田	宮野町 3-12	○	○
デイサービスセンター・三養苑	桑才町 19-25	○	○
特別養護老人ホーム三養苑	桑才町 19-25	○	○
サンホーム桑才	桑才町 22-12	○	○
デイサービスりんく門真	五月田町 30-7	○	○
デイサービスみかんの家 五月田	五月田町 9-32	○	○
デイサービスさくらんぼ	向島町 3-1	○	○
リハビリデイサービスセンターみらい	幸福町 15-12	○	○
デイサービスハイジ幸福町	幸福町 20-2	○	○
ソラスト れんか門真	三ツ島 1 丁目 17-10	○	○
メディケアゆう門真	三ツ島 2 丁目 10-4	○	○
ハピネスさつきの里	三ツ島 2 丁目 2-28	○	○
有料老人ホーム ハピネスりんどうの里	三ツ島 2 丁目 2-38	○	○
フォーユー門真	三ツ島 2 丁目 8-15	○	○
牧リハビリテーション病院	三ツ島 3 丁目 6-34	○	○
レガート門真	四宮 3 丁目 2-5	○	○
デイサービスセンター四宮三養苑	四宮 5 丁目 4-22	○	○
特別養護老人ホーム四宮三養苑	四宮 5 丁目 4-22	○	○
短期入所生活介護四宮三養苑	四宮 5 丁目 4-22	○	○
デイサービス和生や	舟田町 45-22	○	○
みっきーリハビリセンター	舟田町 5-31 2 階	○	○

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
あれぐらデイサービス	小路町 10-7	○	○
けいはん医療生活協同組合 みどりデイサービスセンター	上島町 38-8	○	○
ポラリスデイサービスセンター門真上島	上島町 5-22	○	○
デイサービスわが家	上野口町 16-2	○	○
ハーモニー門真	上野口町 59-16	○	○
けいはん医療生活協同組合 グループホームみどり	城垣町 2-33	○	○
けいはん医療生活協同組合デイサービスにじ	城垣町 2-33	○	○
けいはん医療生活協同組合 小規模多機能ホームはすね	城垣町 2-33	○	○
エイジフリー・ライフなみはや	常称寺町 10-1	○	○
パナソニックエイジフリーケアセンター なみはや・デイサービス	常称寺町 10-1	○	○
医療法人健康会デイサービスセンター 友遊大和田	常称寺町 29-18-101	○	○
デイサービスわが家の湯	常盤町 6-19	○	○
門真介護医療院	新橋町 33-12	○	○
通所介護事業所 オラ・コア	新橋町 3-3-313	○	○
ハーモニアスライフ門真	石原町 43-4	○	○
芭食サービスくつろぎ石原町	石原町 5-21	○	○
フォーユー門真なみはや	千石西町 6-1	○	○
デイ100	打越町 9-8	○	○
デイサービスセンターつくしの里	大橋町 12-8	○	○
特別養護老人ホームつくしの里	大橋町 12-8	○	○
デイサービス集	大橋町 6-10	○	○
デイサービスブドウ	島頭 4 丁目 11-11	○	○
ブドウショートステイ	島頭 4 丁目 11-11	○	○
南郷デイサービス門真	島頭 4 丁目 1-1 あおいビル 2 階	○	○
はいらいふ門真	島頭 4 丁目 26-1	○	○
コンフォート門真	島頭 4 丁目 8-1	○	○
デイセンターリハビリプラザ門真	島頭 4 丁目 8-1	○	○
ガーデンヒルズ門真	堂山町 24-5	○	○
地域密着型介護老人福祉施設はすゆめ	堂山町 25-15	○	○
ロータスショートステイはすゆめ	堂山町 25-15	○	○
ロータスデイサービスはすゆめ	堂山町 25-15	○	○
特別養護老人ホーム門真荘	堂山町 25-20	○	○
特別養護老人ホーム門真荘 短期入所生活介護事業所	堂山町 25-20	○	○
ここ和	堂山町 7-5	○	○
介護付有料老人ホームクオレ門真	南野口町 10-8	○	○
デイサービスめばえ	浜町 25-7	○	○
リハビリデイ ファミリア門真	北岸和田 1 丁目 1-22 メゾンジョイ 1 階	○	○
医療法人柏友会介護老人保健施設 門真老健ひかり	北岸和田 1 丁目 14-23	○	○
門真レジデンスひかりデイサービスセンター	北岸和田 1 丁目 14-23	○	○

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
デイサービスセンター智島	北島町 12-20	○	○
サンハウス北島	北島町 2-16	○	○
個別リハビリデイサービスオンリー・湯	末広町 38-31 モナリサ 1 階	○	○
デイサービス花の里	野里町 12-21	○	○
デイサービスセンター大和田ちどり	野里町 26-17	○	○
小規模多機能ホーム大和田ちどり	野里町 26-17	○	○
スーパーコート門真	柳町 11-27	○	○
樹楽 門真	柳町 12-22 KIRA 古川橋1階	○	○
フルール摂南	柳町 3-32	○	○
介護老人保健施設摂南の郷	柳町 3-33	○	○
ハイジ鈴の音	柳田町 10-12	○	○
PDハウス門真	柳田町 26-23	○	○
はるかの郷短期入所生活介護事業所	柳田町 27-21	○	○
はるかの郷通所介護事業所	柳田町 27-21	○	○
特別養護老人ホームはるかの郷	柳田町 27-21	○	○
ロイヤルガーデン	柳田町 27-22	○	○
プレタ門真五月田町	五月田町 33-5	○	○
はいらいふ門真2号館	島頭 4 丁目 26-21	○	○
住宅型有料老人ホーム Mare 門真	石原町 7-1	○	○
住宅型有料老人ホームグレイス門真	下馬伏町 9-32	○	○

3. 障がい者福祉施設

(保健福祉部調べ、令和8年3月現在)

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
ルージュ作業所	石原町14-20	○	○
用務員育成所	石原町3-17	○	○
アイ・i	泉町1-24	○	○
ほにいず	打越町3-3	○	○
門真市立 こども発達支援センター	大字北島546	○	○
かみしまホーム1	上島町18-1-103	○	○
かみしまホーム2	上島町18-1-207	○	○
グループホームジェイ・エス上島	上島町18-2-403	○	○
グループホームジェイ・エス上島2	上島町18-2-505	○	○
かみしまホーム3	上島町18-2-605	○	○
フォレスト門真	岸和田3丁目20-6	○	○
仲間の家たけのこ	岸和田3丁目38-18	○	○
はなまる	北岸和田1丁目7-7	○	○
しのみやホーム1	北岸和田2丁目8-3-406	○	○
しのみやホーム2	北岸和田2丁目8-3-505	○	○
しのみやホーム3	北岸和田2丁目8-3-506	○	○
ケアハウスそら門真	北岸和田3丁目6-22	○	○
ジェイ・エス ステージ	桑才新町24-1	○	○
門真ワークプレイス	下馬伏町9-28	○	○
ヒマワリホーム	幸福町21-5	○	○
ぴあ	幸福町28-15 クレアードール1階	○	○
ホーム・アリエス	栄町9-3	○	○
グループホームジェイ・エス四宮	四宮5丁目7-13 ロイヤルハイツ門真208	○	○
グループホームジェイ・エス四宮3	四宮5丁目7-13 ロイヤルハイツ門真210	○	○
グループホームジェイ・エス四宮2	四宮5丁目7-13 ロイヤルハイツ門真701	○	○
グループホームジェイ・エス四宮4	四宮5丁目7-13 ロイヤルハイツ門真710	○	○
かどまつ苑	城垣町1-27	○	○
サニーデイ	新橋町17-8ライズビル1階	○	○
ふろんていあ	新橋町17-8ライズビル2階南	○	○
放課後等デイサービスげんきハウス	新橋町13-15 サンリーフ21 1階	○	○
チャイルドハート門真駅前学館	新橋町15-1 リーフスタイル門真1階	○	○
チャイルドハート門真学館	新橋町16-5 グレイス辻本1階	○	○
self-A・レーヴ	新橋町6-12清萌ビル3-B	○	○
ライフケア 花風	末広町11-21	○	○
ハッピーテラス門真教室	末広町17-18 ポケットアベニュー1階	○	○
就労支援センター門真	末広町32-5 ポポロタカヒロ205	○	○

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
大阪精神障害者就労支援 ネットワーク J S N門真	末広町40-3 アリーナ古川橋5階	○	○
ジェイ・エス・ステージジュニア	千石東町2-41-13・14・15 のうち1階部分	○	○
ジェイ・エス ステージB	千石東町2-5-7	○	○
Y C Cこども教育研究所きらきら	常盤町7-8-1-B	○	○
Y C Cもこもこ大和田教室	野里町8-25 東マンション1階	○	○
ファミリアキッズ門真	浜町6-19高栄マンション1階	○	○
ソシアひえ島	ひえ島町25-3	○	○
グレース工房	東田町12-1	○	○
タートル	舟田町20-20	○	○
マンボウのおうち	古川町12-111	○	○
NPO法人門真市手をつなぐ育成会 キッズ・レインボー	本町14-13	○	○
パンドミー10	三ツ島3丁目5-35	○	○
アースファーム	三ツ島5丁目1-12	○	○
障セ・ウィタン	三ツ島6丁目23-9	○	○
門真市障がい者福祉センター	御堂町14-1門真市 保健福祉センター2階	○	○
門真市障がい者福祉センター 放課後等デイサービスすてっぷ	御堂町14-1門真市 保健福祉センター2階	○	○
ケアホームジェイ・エス御堂	御堂町15-1-1-107	○	○
ケアホームジェイ・エス御堂2	御堂町15-1-1-303	○	○
地域活動支援センター あん	宮野町2-20東栄ビル3階	○	○
ホワイトハウス	宮野町6-6-10B	○	○
療育教室門真校	宮前町2-19	○	○
LITALICOジュニア大日教室	向島町3-35ベアーズB棟1階	○	○
放課後等デイサービスなかよしハウス	柳田町7-20 シェルマンド薩摩101	○	○
ジョブハウスくすの木	柳町1-18-103	○	○
放課後等デイサービス ウィズユー門真	柳町12-22 1階	○	○
こもれび	柳町16-8	○	○
就労継続支援B型事業所ソラール	脇田町12-3-2	○	○
サンライズ	一番町12-1	○	○
O K A E R I 門真	栄町27-9-101	○	○
アップルツリー	栄町29-12コンパクト オフィス栄町左2	○	○
児童発達支援・放課後等 デイサービスgrow up	下馬伏町10-14-101	○	○
ワーク支援センター光明	下馬伏町1-23 1階	○	○
第2ジェイ・エス ステージ	下馬伏町19-9	○	○
Dogs音頭 門真 レン棟	下馬伏町21-1	○	○
Dogs音頭 門真 ポーラ棟	下馬伏町21-30	○	○
就労継続支援B型施設 smile	岸和田3丁目45-20 1階	○	○
グループホーム	岸和田3丁目45-9-201	○	○
lien	宮前町9-3	○	○

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
つぼみ（２０１）	宮野町6-6大和田 ノースマンション201	○	○
つぼみ（２０３）	宮野町6-6大和田 ノースマンション203	○	○
つぼみ（２０５）	宮野町6-6大和田 ノースマンション205	○	○
つぼみ（２０７）	宮野町6-6大和田 ノースマンション207	○	○
つぼみ（２０８）	宮野町6-6大和田 ノースマンション208	○	○
つぼみ（３０７）	宮野町6-6大和田 ノースマンション307	○	○
つぼみ（３０８）	宮野町6-6大和田 ノースマンション308	○	○
グループホームジェイ・エス くわざいA	桑才新町24-2 1階	○	○
ショートステイジェイ・エス くわざいA	桑才新町24-2 1階	○	○
グループホームジェイ・エス くわざいB	桑才新町24-2 2階	○	○
ショートステイジェイ・エス くわざいB	桑才新町24-2 2階	○	○
グループホームラテ門真	桑才町10-29	○	○
デイリハセンターさくらの木	五月田町11-5	○	○
マンボウと海がめ	幸福町20-14	○	○
わーくすあさがお	幸福町20-3 ヤマセイ幸福町ビル2階	○	○
ぷらすファーム	幸福町28-19-1	○	○
Dogs音頭 門真 チャロ棟	江端町23-11	○	○
グループホーム歩歩	三ツ島2丁目5-14	○	○
グループホーム二階堂	四宮1丁目2-17-304	○	○
グループホームジェイ・エス二階堂	四宮1丁目2-17 CASA SOLAR 205	○	○
グループホームジェイ・エス二階堂 2	四宮1丁目2-17 CASA SOLAR 303	○	○
グループホームジェイ・エス二階堂 3	四宮1丁目2-17 CASA SOLAR 401	○	○
グループホームジェイ・エス二階堂 4	四宮1丁目2-17 CASA SOLAR 503	○	○
ラビングホーム門真四宮	四宮5丁目3-6	○	○
ラビングホーム門真城垣町	城垣町18-11	○	○
ラビングホーム門真北岸和田	北岸和田2-7-22	○	○
しののめ	寿町20-27 エーデルビューロ401	○	○
エムケア舟田	舟田町11-9	○	○
就労継続支援B型事業所 Meli	舟田町33-28	○	○
障がい者グループホーム おはようおかえり	小路町2-28-1	○	○

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
スマイル	小路町5-18	○	○
グループホーム和み	上野口町15-3	○	○
ソシア上野口	上野口町20-17	○	○
グループホーム 和らぎ	城垣町11-3	○	○
リアル門真Ⅱ	城垣町24-22	○	○
リアル門真Ⅰ	城垣町24-23	○	○
あさがおねっと大和田	常称寺町27-20 プラシーボ1階	○	○
ＹＣＣもこもこ門真教室	常盤町12-5	○	○
スマイルキャンパス	常盤町7-12	○	○
はなまるホーム	新橋町17-11 6階	○	○
ハートフェルト・フローラル ・プロジェクト門真市	新橋町22-15 1階	○	○
一般社団法人 ワーク・サポート・センター	深田町1-6-101, 102	○	○
グループホームジェイ・エス いしはら	石原町13-7	○	○
ミラル	石原町29-15	○	○
就労継続支援Ｂ型施設すたーと	千石東町38-7	○	○
グローアップ	速見町5-5-102	○	○
和やか	打越町3-3-202, 303	○	○
リアル門真Ⅲ	大倉町4-10-103	○	○
ラヴィアンローズ門真事業所	大池町13-19	○	○
オリーブプラント	島頭1丁目6-25 1階	○	○
komomo	島頭3丁目22-7 1階	○	○
まちけん家	島頭4丁目10-17	○	○
ブドウショートステイ	島頭4丁目11-11	○	○
ウィズホーム門真	島頭4丁目1-6	○	○
大花ハウス	東田町9-12	○	○
つぼみ（咲）	北岸和田1丁目3-7-206	○	○
グループホームテラス	北岸和田1丁目13-11	○	○
K×Kハウス	北岸和田2丁目8-1-101	○	○
はなまる2	北岸和田2丁目8-1-402	○	○
グループホーム いなほ門真北岸和田	北岸和田3丁目4-8	○	○
グループホーム いなほ門真北巢本	北巢本34-4	○	○
ナーシングホーム智島	北島町12-20	○	○
メリーズホーム本町	本町40-4	○	○
グループホームゆらめき	本町42-11	○	○
こどもサポートルームsi-po	末広町10-6 1階	○	○
si-po kids 療育園	末広町10-4	○	○
ホーム・タウルス201	末広町32-18-201	○	○
ホーム・タウルス202	末広町32-18-202	○	○
ホーム・タウルス301	末広町32-18-301	○	○
ホーム・タウルス308	末広町32-18-308	○	○
就労支援センター門真	末広町32-5-205	○	○
みらぼ	末広町39-19-102	○	○
発達支援ルーム ゆあーず門真	末広町40-1 2階	○	○
かすみそう	末広町40-1古川橋MKビル4階	○	○

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
bird	末広町8-13-402	○	○
Gling・Glo大和田	野里町27-19	○	○
ともいき野里ホーム	野里町28-15	○	○
ワークスペースおおわだ	野里町8-1 3階	○	○
児童発達支援umbrella	野里町9-9-301	○	○
さくら工房	柳町5-1-121	○	○
和音	月出町 20-3	○	○
ホーム・レオ	末広町 40-5 アドラブル古川橋 205 号	○	○
ありがとう門真	柳町 9-18 サンシャイン東 101 号室	○	○
tobira 門真	五月田町 10-14-305.308.407.516	○	○
ベルファミーユカドマ	常盤町 25-4	○	○
ベルファミーユ北岸和田	北岸和田 3 丁目 10-8	○	○
tobira 門真Ⅱ	三ツ島 6 丁目 14-11 101.111.115.212	○	○
tobira 門真Ⅲ	三ツ島 6 丁目 14-11 202.203.306.311	○	○
ユアスマイル門真	東田町 20-17	○	○
ワークスペースゆい	末広町 8-16	○	○
就労継続支援 B 型事業所 ソラール 東田町	東田町 16-21	○	○
ふるかわばし笑店	末広町 1-7 末広ビル 2F	○	○
笑実Link	新橋町 6-12 エクセレント・キヨメ 4 階	○	○
にゃんぱる(猫春)	上野口町 12-9 ジュネスシャトー1 階	○	○
ファイナル・ステップ	ひえ島町 24-1	○	○
こども遊育プレイス ぱれっと	寿町 21-1 ロイヤルマンション MADOKA1階	○	○
児童発達支援・放課後等デイサービス umbrella lab.	常盤町 24-8	○	○
児童発達支援・放課後等デイサービス grow up 大池教室	大池町 12-3	○	○
ままはぐ門真舟田事業所	舟田町 12-26 グリーンプラザ店舗 1 号室	○	○
放課後児童デイサービス バンビーノ バンビーナ 古川橋教室	末広町 19-4 ビーハイヴ 1 階	○	○
門真介護医療院	新橋町 33-12	○	○
デイサービス結 朝日町	朝日町 11-10	○	○
なるなるデイサービスなるビル	宮野町 2-3 2F	○	○
ショートステイ守ん家	北島町 2-2 カサアスール 201.406	○	○
Willow base	新橋町 17-8 ライズビル 4 階北	○	○

4. 放課後児童クラブ

(こども部調べ、令和8年4月現在)

名称	所在地	淀川	寝屋川
門真小学校放課後児童クラブ	柳町4-1	○	○
大和田小学校放課後児童クラブ	大橋町21-46	○	○
二島小学校放課後児童クラブ	三ツ島1丁目5-10	○	○
北巣本四宮小学校放課後児童クラブ	北巣本町2-11	○	○
古川橋小学校放課後児童クラブ	御堂町18-9	○	○
沖小学校放課後児童クラブ	沖町28-1	○	○
上野口小学校放課後児童クラブ	上野口町31-1	○	○
速見小学校放課後児童クラブ	速見町4-1	○	○
五月田小学校放課後児童クラブ	北島町27-1	○	○
東小学校放課後児童クラブ	岸和田3丁目42-1	○	○
門真みらい小学校放課後児童クラブ	浜町22-41	○	○
水桜学園放課後児童クラブ	脇田町4-1	○	○

5. 保育所等

(こども部調べ、令和8年4月現在)

名称	所在地	淀川	寝屋川
門真市立砂子みなみこども園	千石西町10-8	○	○
門真市立大和田こども園	大橋町5-21	○	○
認定こども園ふじ幼稚園	泉町3-20	○	○
いずみっこ保育園	泉町3-6	○	○
幼保連携型認定こども園 うちこしこども園	打越町3-3	○	○
ファースト保育園 (三ツ島保育園分園)	大池町22-24	○	○
麦の子共同保育園	沖町19-4	○	○
幼保連携型認定こども園 智鳥保育園	北島町14-28	○	○
北巣本保育園	北巣本町37-11	○	○
なごみ広場	栄町4-16	○	○
幼保連携型認定こども園 きたじまこども園	五月田町4-1	○	○
めぐみっこクラブ	四宮3丁目10-24 (門真めぐみ幼稚園内)	○	○
めぐみ保育園	四宮5丁目6-15	○	○
めぐみ白鳥こども園	四宮6丁目7-13	○	○
認定こども園 まことしょうじこども園	小路町7-34	○	○
ぬくもりのおうち保育 門真市駅前園	新橋町13-16 ハニーボックス門真2階E	○	○
幼保連携型認定こども園 すえひろこども園	末広町2-15	○	○
小規模保育園きずな	末広町5-7	○	○
はすのみ保育園	堂山町25-20	○	○
幼保連携型認定こども園 おおわだ保育園	野里町41-39	○	○
企業主導型保育園Baby leaf	野里町9-25 グランドハイツカワモト102号	○	○
おひさま保育園	古川町14-3	○	○
古川園	古川町7-3	○	○
門真保育園	本町19-5	○	○
まめっこくらぶ	三ツ島3丁目11-1	○	○
幼保連携型認定こども園 三ツ島保育園	三ツ島6丁目25-1	○	○
えがお保育園	宮野町3-21メリックⅢ2階	○	○
幼保連携型認定こども園 大阪愛徳幼稚園	元町5-16	○	○
ぬくもりのおうち保育 門真園	柳田町3-9コーポノーブル101	○	○
幼保連携型認定こども園 たちばな幼稚園	柳田町6-2	○	○
柳町園	柳町14-10	○	○
幼保連携型認定こども園 脇田こども学園	脇田町2-8	○	○

名称	所在地	淀川	寝屋川
リールキッズ門真保育園	岸和田3丁目36-10 サンピカA201C	○	○
スマイル保育園	宮野町3-21 メリック第三ビル3階・4階	○	○
まき保育園「みどり」	三ツ島3丁目6-34	○	○
プチキッズまことしょうじ保育園	小路町2-12クリエ門真102号	○	○
きらぼし保育園 大和田園	常盤町5-20	○	○
古川橋なの花保育園	速見町6-10 リーフスタイル古川橋1階	○	○
あすなろ保育園（蒼生病院）	大字横地596 3階	○	○
たぬきの子保育園	末広町13-22 末広マンション	○	○
摂南総合病院内保育所	柳町1-10 3階	○	○
ユキインターナショナル プレスクール	宮野町3-2	○	○
門真市民プラザ内 なかよし広場	大字北島546	○	○
門真保健福祉センター内 地域子育て支援センター 「ひよこる〜む」	御堂町14-1	○	○

6. 幼稚園

（こども部調べ、令和8年3月現在）

名称	所在地	淀川	寝屋川
すずらん幼稚園	上島町17-32	○	○
門真めぐみ幼稚園	四宮3丁目10-24	○	○
さくら幼稚園	千石東町10-10	○	○
大阪ひがし幼稚園	三ツ島3丁目12-28	○	○

7. 小・中学校

(教育部調べ、令和8年4月現在)

名称	所在地	淀川	寝屋川
門真小学校	柳町4-1	○	○
大和田小学校	大橋町21-46	○	○
二島小学校	三ツ島1丁目5-10	○	○
北巣本四宮小学校	北巣本町2-11	○	○
古川橋小学校	御堂町18-9	○	○
沖小学校	沖町28-1	○	○
上野口小学校	上野口町31-1	○	○
速見小学校	速見町4-1	○	○
五月田小学校	北島町27-1	○	○
東小学校	岸和田3丁目42-1	○	○
門真みらい小学校	浜町22-41	○	○
第二中学校	沖町10-1	○	○
第三中学校	柳田町12-6	○	○
第五中学校	北岸和田3丁目12-1	○	○
第七中学校	北島町29-1	○	○
門真はすはな中学校	中町2-1	○	○
水桜学園	脇田町4-1	○	○

(注) 「淀川」の欄：淀川の浸水想定区域内の施設は○（国土交通省近畿地方整備局作成・公表の「淀川水系浸水想定区域図」（平成29年6月公表）による。）

「寝屋川」の欄：寝屋川流域の浸水想定区域内の施設は○（大阪府作成・公表の「洪水リスク表示図」（平成31年3月）による。）

【資料 8－2 し尿収集委託業者一覧表】

(環境水道部調べ、令和 3 年 2 月現在)

業 者 名	所 在 地	電 話
株式会社住栄興業	柳田町14-3	06-6905-1517

【資料 8－3 一般ごみ等収集業務委託業者一覧表】

(環境水道部調べ、令和 7 年 3 月現在)

業 者 名	所 在 地	電 話
株式会社双葉化学商会	守口市八島町 1-12	06-6115-5803
玉木運送株式会社	三ツ島 5 丁目30-29	072-883-7365
株式会社住栄興業	柳田町14-3	06-6905-1517
有限会社 脇田グループ	三ツ島 6 丁目17- 2	072-884-2336

【資料８－４ 公営葬儀業者一覧表】

飯盛霊園組合

(環境水道部調べ、令和３年２月現在)

構 成 市	所 在 地	電話番号
門真市、守口市、大東市、四條畷市	四條畷市大字下田原 448 番地	0743-78-1195 FAX 0743-78-1196

指定業者一覧表 (門真市内)

(飯盛霊園組合ＨＰ、令和８年３月時点)

業 者 名	所 在 地	電話番号
十萬葬儀社	中町10-16	06-6900-5116
(株) ティア 葬儀会館ティア門真	北巢本町19-31	0120-54-9401
(株) 明倫社	北岸和田 3 丁目 4 -13	0120-14-1059 072-884-4444
(有) 脇田グループ 脇田葬祭なごみ会館	三ツ島 6 丁目17- 2	0120-07-2074 072-884-2336
(株) 八光殿 ティア門真大東	岸和田 4 丁目 5 -12	0120-833-807
(株) 家族葬の フローラルホール 門真会館	島頭 4 丁目10-13	0120-0983-68
(株) 彩華 門真ホール	北巢本町31-21	0120-799-792 06-6115-9970
(株) 華の誠	大橋町3-2-202	072-647-9531

【資料 8－5 大阪府内災害拠点病院一覧表】

災害拠点病院(基幹災害拠点病院)

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数
地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立急性期・総合医療センター	558-8558	大阪市住吉区万代東3－1－56	06-6692-1201	06-6606-7000	865

災害拠点病院(地域災害拠点病院)

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数
大阪市立総合医療センター	534-0021	大阪市都島区都島本通2丁目13番22号	06-6929-1221	06-6929-2041	1063
独立行政法人国立病院機構大阪医療センター	540-0006	大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467	686
大阪赤十字病院	543-8555	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111	06-6774-5131	964
大阪公立大学医学部附属病院	545-8586	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2121	06-6646-6215	972
社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会千里病院	565-0862	吹田市津雲台1丁目1番6号	06-6871-0121	06-6871-0130	343
大阪大学医学部附属病院	565-0871	吹田市山田丘2-15	06-6879-5111	06-6879-5019	1086
大阪医科薬科大学病院	569-8686	高槻市大学町2番7号	072-683-1221	072-682-3822	832
関西医科大学附属	573-1191	枚方市新町2丁目3番1号	072-804-0101	072-804-0131	751
学校法人関西医科大学関西医科大学総合医療センター	570-8507	守口市文園町10-15	06-6992-1001	06-6992-4846	477
市立東大阪医療センター	578-8588	東大阪市西岩田3丁目4番5号	06-6781-5101	06-6781-2194	547
学校法人近畿大学病院	589-8511	大阪狭山市大野東377-2	072-366-0221	072-366-0206	929
堺市立総合医療センター	593-8304	堺市西区家原寺町1-1-1	072-272-1199	072-272-9911	487
りんくう総合医療センター(大阪府泉州救命救急センター)	598-8577	泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111	072-469-7929	388
医療法人警和会 大阪警察病院	543-0035	大阪市天王寺区北山町10-31	06-6771-6051	06-6775-2838	580
多根総合病院	550-0025	大阪市西区九条南1-12-21	06-6581-1071	06-6581-2520	304
医療法人徳洲会岸和田徳洲会病院	596-8522	岸和田市加守町4丁目27-1	072-445-9915	072-4459791	341

【資料 9－1 都市計画公園一覧表】

(まちづくり部調べ、令和 8 年 3 月現在)

公園番号	公園名称	所在地	開設年	整備面積 (㎡)
P-001	茨田公園	堂山町12	昭和 49年	1,668.90
P-002	新橋公園	新橋町5	昭和 49年	1,191.18
P-005	東打越公園	打越町12	昭和 50年	2,700.44
P-006	幸福町公園	幸福町28	昭和 50年	2,654.12
P-007	柳町公園	柳町13	昭和 53年	3,066.03
P-008	北打越公園	打越町30	昭和 53年	8,478.67
P-009	下三ツ島公園	三ツ島 2 丁目11	昭和 53年	2,633.70
P-010	若葉公園	深田町 1	昭和 58年	1,735.79
P-011	下馬伏南公園	脇田町15	昭和 59年	2,208.80
P-012	四宮公園	四宮 4 丁目 4	昭和 62年	12,848.55
P-013	弁天池公園	岸和田 1 丁目 8	平成 4 年	34,777.78

【資料 9－2 都市計画道路一覧表】

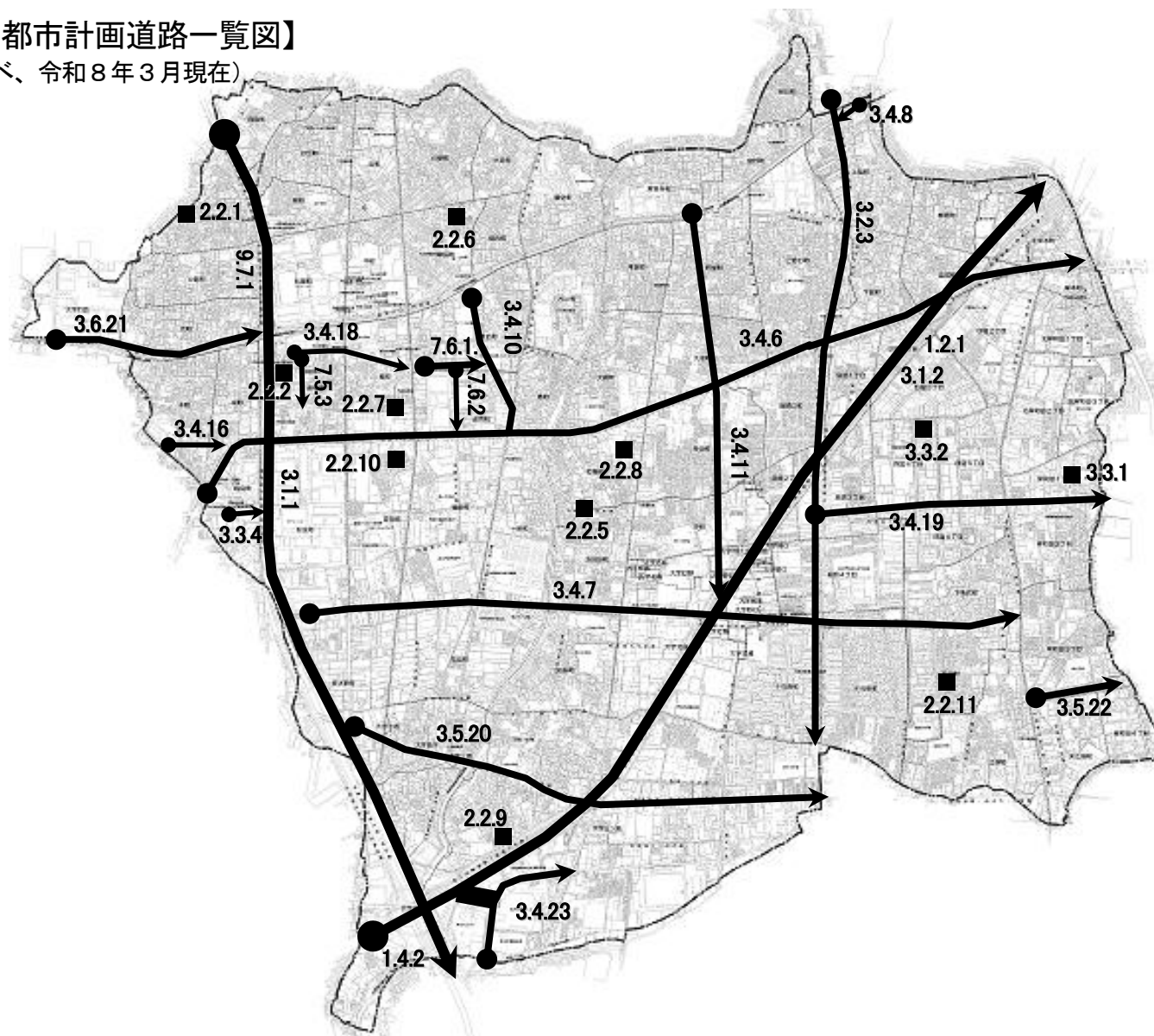
【23路線】

(まちづくり部調べ、令和 8 年 3 月現在)

番号	道路名称	延長 (m)	幅員 (m)	整備済 (m)
1. 2. 223-1	大阪枚方京都線	3, 920	30	3, 920
3. 1. 223-1	大阪中央環状線	3, 760	60	3, 760
3. 1. 223-2	大阪枚方京都線	4, 490	72	4, 490
3. 2. 223-3	寝屋川大東線	2, 800	32	770
3. 3. 223-4	菊水門真線	260	25	260
3. 4. 223-6	大阪四日市線	4, 000	18	4, 000
3. 4. 223-7	桑才下馬伏線	3, 130	18	80
3. 4. 223-8	萱島線	110	18	0
3. 4. 223-10	古川橋駅桑才線	590	20	590
3. 4. 223-11	大和田駅三ツ島線	1, 600	18	850
3. 4. 223-16	三郷大和田線	270	16	270
3. 4. 223-18	新橋柳線	<u>540</u>	16	<u>540</u>
3. 4. 223-19	島頭岸和田線	1, 190	16	1, 190
3. 4. 223-23	門真南駅前線	660	18	660
3. 5. 223-20	桑才深野線	2, 080	14	0
3. 5. 223-22	岸和田南線	450	12	450
3. 6. 223-21	旧大阪四日市線	1, 030	8	1, 030
7. 5. 223-3	新橋線	220	14	220
7. 6. 223-1	末広線	270	10	270
7. 6. 223-2	速見線	400	9	400
9. 7. 223-1	大阪モノレール専用道	<u>5, 080</u>	8	1, 320
1. 4. 223-2	大阪門真線	580	18	0

【資料 9－3 都市計画公園・都市計画道路一覧図】

(まちづくり部調べ、令和 8 年 3 月現在)



<凡例>

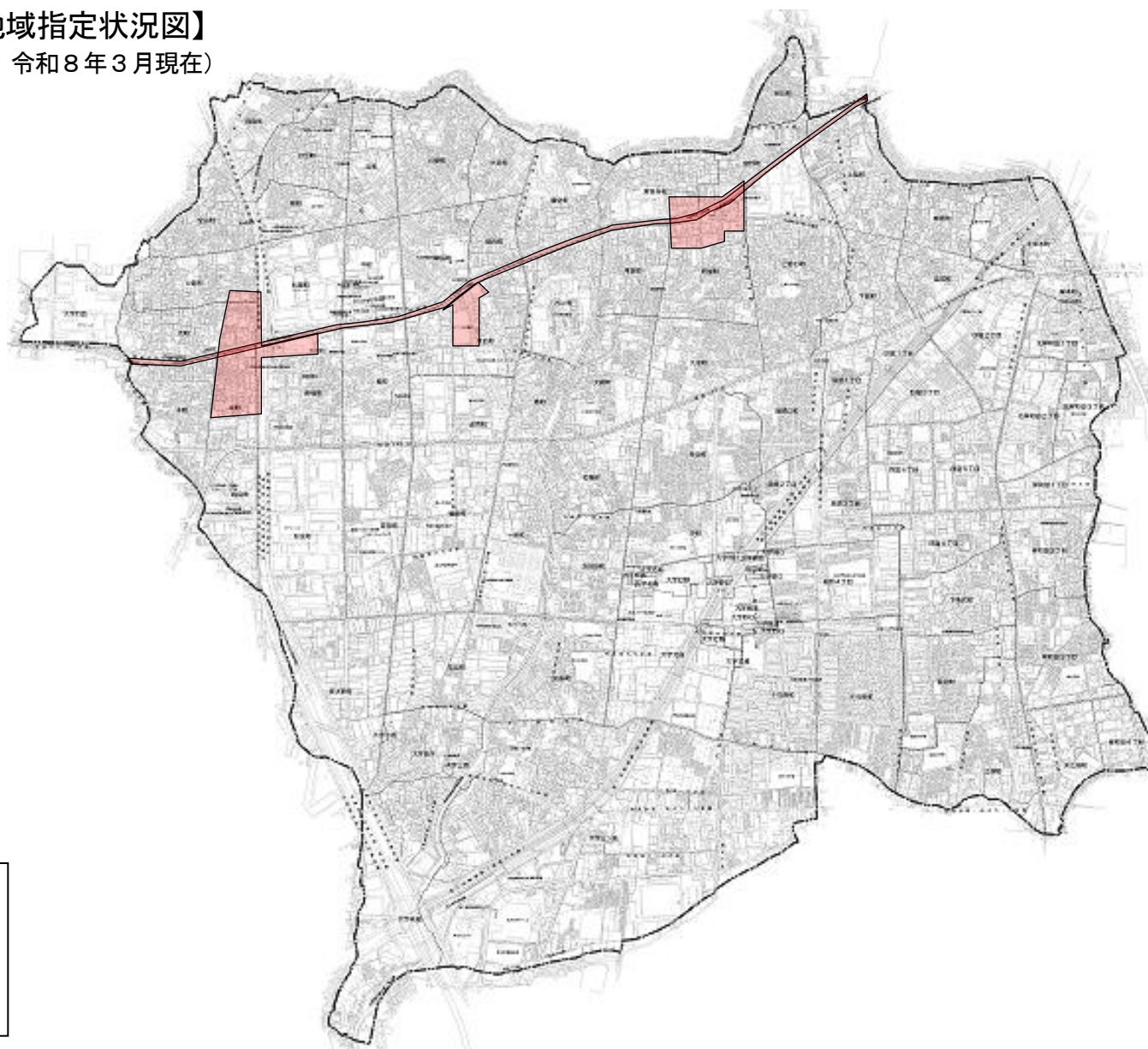
●→ 都市計画道路 (番号)

■ 都市計画公園 (番号)

※番号は 223-を省略
(2. 2. 1 は 2. 2. 223-1 の略)

【資料 9－4 防火・準防火地域指定状況図】

(まちづくり部調べ、令和8年3月現在)



<凡例>

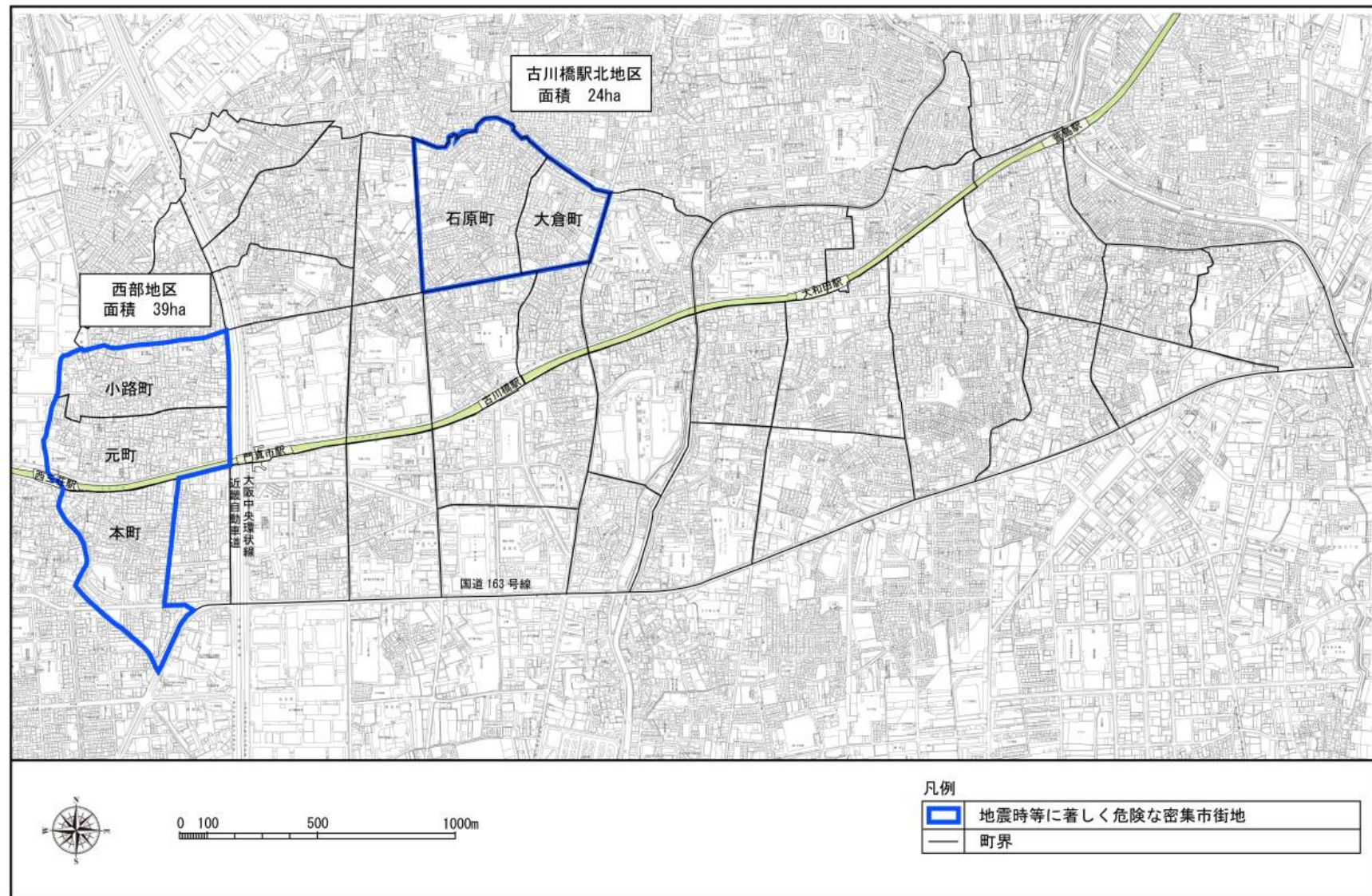
防火地域

※防火地域以外は準防火地域

【資料9－5 地震時等に著しく危険な密集市街地】

(まちづくり部調べ、令和7年2月現在)

門真市北部地区地震時等に著しく危険な密集市街地（計 63ha）



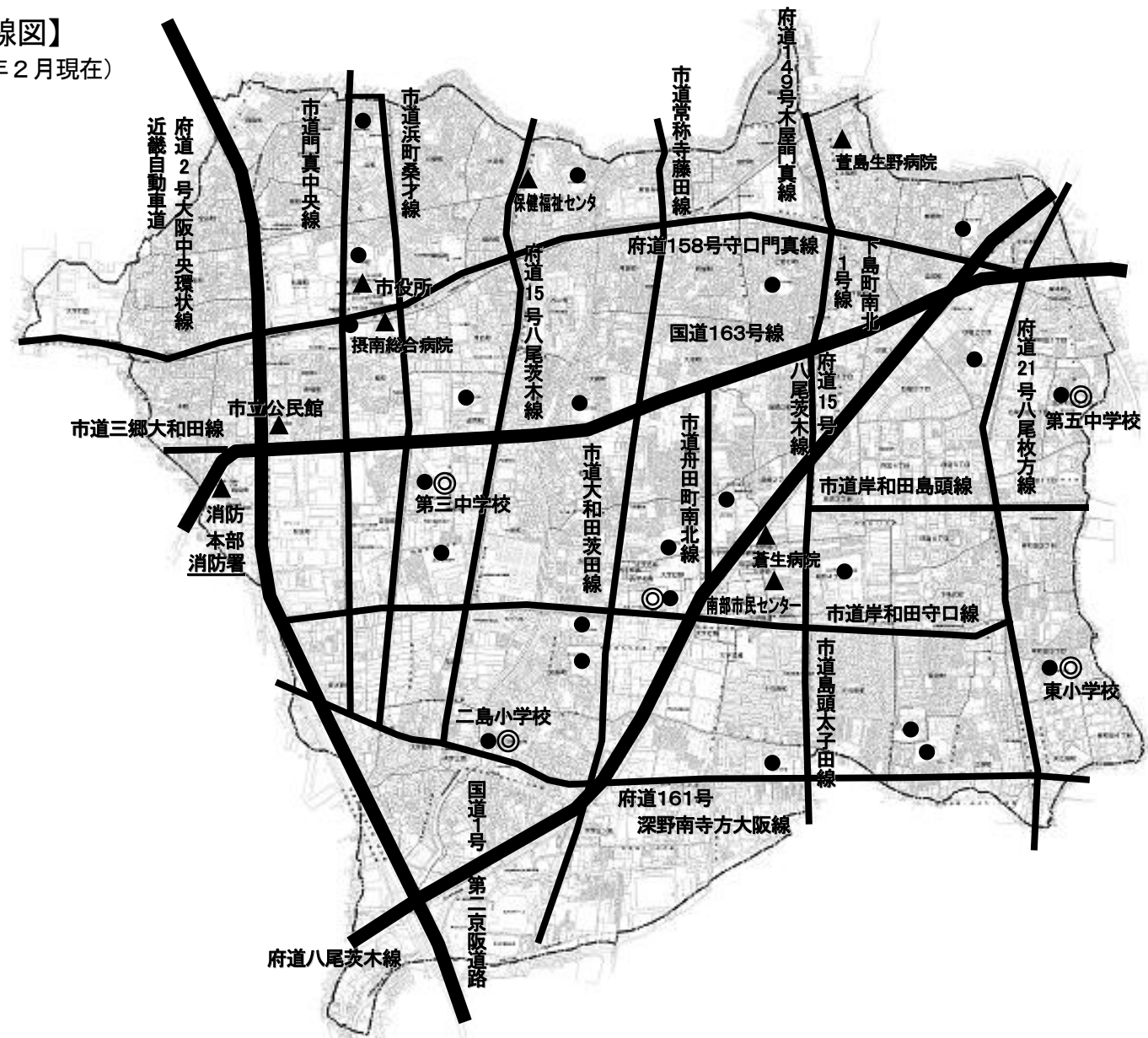
【資料10－1 公用車一覧表】

(総務部調べ、令和8年3月現在)

用 途	台 数	備 考
普通乗用	3	
普通貨物	3	
普通特殊	13	ごみ収集車、糞尿車、車いす移動車
軽乗用	2	
軽貨物	29	
軽特殊	4	
小型乗用	1	
小型貨物	10	
小型特殊	3	フォークリフト、パワーショベル
消防	21	小型動力ポンプ付積載車、ポンプ自動車、指令車
大型特殊	8	フォークリフト、バックホー等

【資料 10－2 緊急交通路予定路線図】

(総務部危機管理課調べ、令和3年2月現在)



<凡例>

- 広域緊急交通路
- 地域緊急交通路
- ◎ 臨時ヘリポート
- 避難所
- ▲ 防災拠点 (施設名)

【資料10－3 ヘリポート候補地一覧表】

(総務部危機管理課調べ、令和3年2月現在)

No.	ヘリポート 候補地	使用用途			時間帯
		災害時用臨時 ヘリポート (救助・救急等災 害に関する事案)	ドクターヘリ (傷病人搬送)	自衛隊 ヘリポート (物資搬送)	
1	二島小学校	○	○		日の出から 日没(原則)まで
2	東小学校	○	○		
3	第三中学校	○	○		
4	第五中学校	○	○	○	
5	古川橋小学校		○		
6	門真市民プラザ	○	○	○	

【資料11－1 一時避難地一覧表】

(総務部危機管理課調べ、令和8年4月現在)

施 設 名	所 在 地	施 設 名	所 在 地
茨田公園	堂山町 12	大橋町公園	大橋町 10
新橋公園	新橋町 5	三ツ島公園緑地	三ツ島 6 丁目 18
中町公園	中町 1	三ツ島公園	三ツ島 6 丁目 22
石原町公園	石原町 21	東江端町 3 号公園	東江端町 8
東打越公園	打越町 12	岸和田 1 号公園	岸和田 3 丁目 22
幸福町公園	幸福町 28	四宮 1 号公園	四宮 2 丁目 9
柳町公園	柳町 13	四宮 3 号公園	四宮 6 丁目 9
北打越公園	打越町 30	元町中央公園	元町 14
下三ツ島公園	三ツ島 2 丁目 11	門真南公園	三ツ島 3 丁目 3
若葉公園	深田町 1	門真南緑地	三ツ島 3 丁目 9
下馬伏南公園	脇田町 15	東江端町 2 号公園	東江端町 4
四宮公園	四宮 4 丁目 4	浜町児童遊園	浜町 3
浜町公園	浜町 14	月出町中央公園	月出町 6
速見町公園	速見町 10	さくら広場 ※2	大字門真 1006
サン・ジョゼ広場	末広町 43	コノミヤ門真千石東店駐車場 ※2	千石東町 31 番 1 号
岸和田北部遊水公園	岸和田 2 丁目 19	本町市住児童遊園及び本町市 営住宅内広場	本町 35
末広町北公園	末広町 38	大阪国際大学守口キャンパス ※2	守口市藤田町 6 丁目 21-57
一番柳田町北 2 号緑地公園	柳田町 4	北島東町公園	北島東町 4 番
一番柳田町北 1 号公園	一番町 10	大和田駅前広場	野里町 6 番
浜町みらい公園	浜町 22 番		

※1 1,000 m²以上の公園等から抽出 ※2 防災協定により、大規模災害時に利用可能

【資料 11－2 広域避難地一覧表】

(総務部危機管理課調べ、令和7年3月現在)

施 設 名	所 在 地	面積及び収容予定人員
弁天池公園	岸和田 1 丁目 8	3.47 ヘクタール 内有効避難面積 1.7 ヘクタール (収容予定人員 8,500 人)

【資料 11－3 避難所一覧表】（総務部危機管理課調べ、令和 8 年 4 月現在）

No.	避 難 所	所 在 地	電話（F A X）
1	門真小学校	柳町 4-1	06-6909-2000（06-6909-1175）
2	大和田小学校	大橋町 21-46	072-881-0049（072-882-4551）
3	二島小学校	三ツ島 1 丁目 5-10	072-883-0016（072-883-0015）
4	北巢本四宮小学校	北巢本町 2-11	072-882-7427（072-882-7428）
5	古川橋小学校	御堂町 18-9	06-6901-4444（06-6901-4447）
6	沖小学校	沖町 28-1	072-882-6165（072-882-6166）
7	上野口小学校	上野口町 31-1	072-882-0882（072-882-0894）
8	速見小学校	速見町 4-1	06-6909-6500（06-6909-6547）
9	五月田小学校	北島町 27-1	072-884-3061（072-884-3062）
10	東小学校	岸和田 3 丁目 42-1	072-884-4511（072-884-4712）
11	門真みらい小学校	浜町 22-41	06-6902-2890（06-6902-2894）
12	第二中学校	沖町 10-1	072-881-5021（072-881-5022）
13	第三中学校	柳田町 12-6	06-6908-9314（06-6908-9326）
14	第五中学校	北岸和田 3 丁目 12-1	072-883-4848（072-883-4849）
15	第七中学校	北島町 29-1	072-885-2301（072-885-3401）
16	門真はすはな中学校	中町 2-1	06-6901-5243（06-6901-0203）
17	水桜学園	脇田町 4-1	072-883-1621（072-883-1622）
18	門真なみはや高等学校	島頭 4 丁目 9-1	072-881-2331（072-881-8274）
19	門真西高等学校	柳田町 29-1	06-6909-0318（06-6909-0798）
20	門真市民プラザ	北島 546	—
21	生涯学習新施設 （旧 砂子小学校） （予定：令和 10 年～）	三ツ島 6 丁目 2-1	—

【資料 11－4 洪水時避難所一覧表】（総務部危機管理課調べ、令和 8 年 4 月現在）

No.	名称	住所	階数	想定最大浸水深（m）	洪水時 利用可能階数	利用可能 階数	収容可能床 面積（㎡）
1	門真小学校	柳町 4-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,920
2	大和田小学校	大橋町 21-46	3 階	1.0～2.0	2 階以上	2 階分	1,515
3	二島小学校	三ツ島 1 丁目 5-10	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,882
4	北巢本四宮小学校	北巢本町 2-11	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,140
5	古川橋小学校	御堂町 18-9	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,362
6	沖小学校	沖町 28-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,264
7	上野口小学校	上野口町 31-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,544
8	速見小学校	速見町 4-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,604
9	五月田小学校	北島町 27-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,143
10	東小学校	岸和田 3 丁目 42-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	2,881
11	門真みらい小学校	浜町 22-41	4 階	2.0～5.0	3 階以上	2 階分	2,949
12	第二中学校	沖町 10-1	3 階	1.0～2.0	2 階以上	2 階分	3,941
13	第三中学校	柳田町 12-6	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	4,394
14	第五中学校	北岸和田 3 丁目 12-1	4 階	0.5～1.0	2 階以上	3 階分	4,049
15	第七中学校	北島町 29-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	4,157
16	門真はなみち中学校	中町 2-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	7,529
17	水桜学園	脇田町 4-1	4 階	0.5～3.0	2 階以上	3 階分	
18	門真なみだろ高等学校	島頭 4 丁目 9-1	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	2,748
19	門真西高等学校	柳田町 29-2	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	2,034
20	門真市民プラザ	北島 546	4 階	1.0～2.0	2 階以上	3 階分	3,450
21	本町市営住宅 ※2 （1 期～3 期）	本町 35-1 本町 35-2	7 階	1.0～2.0	2 階以上	6 階分	1,742
22	門真千石西町住宅 ※2 （1 号棟～8 号棟）	千石西町 12-1 千石西町 12-2 千石西町 12-3 千石西町 12-4 千石西町 11-5 千石西町 11-6 千石西町 11-7 千石西町 11-8	14 階 14 階 10 階 9 階 8 階 14 階 10 階 10 階	0.5～3.0	2 階以上	73 階分	14,387
23	生涯学習新施設 （旧 砂子小学校） （予定：令和 10 年～）	三ツ島 6 丁目 2-1	4 階	0.5～3.0	2 階以上	3 階分	

※校舎・施設等の全床面積から 1 階分の収容可能床面積を算出し、そこから洪水時利用可能階数分を乗じて収容可能床面積を算出。

また、大規模改修中の学校があるため、現在の状況と一致しない部分がある。

※2 洪水時避難ビルに指定し、「水害が発生したときや、その発生のおそれがある場合に限って、廊下や階段などの開放されたスペースに避難することが可能」

【資料 11－5 給食調理施設一覧表】

(教育委員会事務局調べ、令和 8 年 4 月現在)

No.	避 難 所	燃料の種類			回転釜		備 考
		都市ガス	プロパン	オール電化	釜数	食数	
1	門真小学校	○			6	1,200	
2	大和田小学校	○			5	1,000	
3	二島小学校		○		6	1,200	
4	北巢本四宮小学校	○			6	1,200	
5	古川橋小学校	○			5	1,000	
6	沖小学校	○			6	1,200	
7	上野口小学校	○			6	1,200	
8	速見小学校	○			6	1,200	
9	五月田小学校		○		6	1,200	
10	東小学校	○			6	1,200	
11	門真みらい小学校	○			7	1,400	
12	第二中学校	○			6	1,200	
13	第三中学校	○			6	1,200	
14	第五中学校	○			6	1,200	
15	第七中学校	○			6	1,200	
16	門真はすはな中学校			○	5	1,000	
17	水桜学園	○					

(1 釜 : 精米量 20 k g 1 食 : 100 g)

【資料 11－6 広域避難の受入概要】

（参考：大阪府地域防災計画〔原子力災害対策〕、令和 4 年 12 月）

1 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。大阪府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

（1）前提となる被害想定

1）対象とする原子力施設

前提とする原子力災害の想定は、福井県嶺南地域に立地する次の原子力施設での事故災害とする。

＜福井県嶺南地域に立地する原子力施設＞

事業者名	施設名	所在地	設備番号	炉型
関西電力株式会社	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1 号	加圧水型軽水炉（PWR）
			2 号	同上
			3 号	同上
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1 号	加圧水型軽水炉（PWR）
			2 号	同上
			3 号	同上
			4 号	同上
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1 号	加圧水型軽水炉（PWR）
			2 号	同上
			3 号	同上
			4 号	同上
日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1 号	沸騰水型軽水炉（BWR）
			2 号	加圧水型軽水炉（PWR）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖炉もんじゅ	福井県敦賀市白木	－	高速増殖炉（FBR）
	新型転換炉原型炉ふげん	福井県敦賀市明神町	－	新型転換炉（ATR）

2）災害の想定

原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。このため、原子力災害対策指針では、1 の原子力施設から概ね 5 km 圏を P A Z（予防的防護措置を準備する区域）、概ね 30 km 圏を U P Z（緊急防護措置を準備する区域）と定め、事前の対策を講じておくこととしている。

（2）避難対象地域

1）避難対象地域とその人口

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパート方式により支援することとし、カウンターパートを設定している。

大阪府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）で U P Z と定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

〈関西圏における避難対象地域とその人口〉

府県名	市町名	避難対象人口 (概数)	カウンターパート設定
福井県 (5市町)	敦賀市	64,548 人	兵庫県、奈良県
	小浜市	28,814 人	
	高浜町	10,132 人	
	おおい町	8,143 人	
	若狭町	14,338 人	
	計	125,975 人	
滋賀県 (2市)	長浜市	24,436 人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
	高島市	27,354 人	
	計	51,790 人	
京都府 (7市町)	福知山市	426 人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)
	舞鶴市	79,743 人	
	綾部市	7,717 人	
	宮津市	17,185 人	
	南丹市	3,351 人	
	京丹波町	2,740 人	
	伊根町	1,370 人	
	計	112,532 人	
3府県(14市町) 計		290,297 人	

2 門真市における広域避難の受入れ

(1) 滋賀県からの要請

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、大阪府に対して避難の受入れを要請する。

(2) 門真市の受入れ

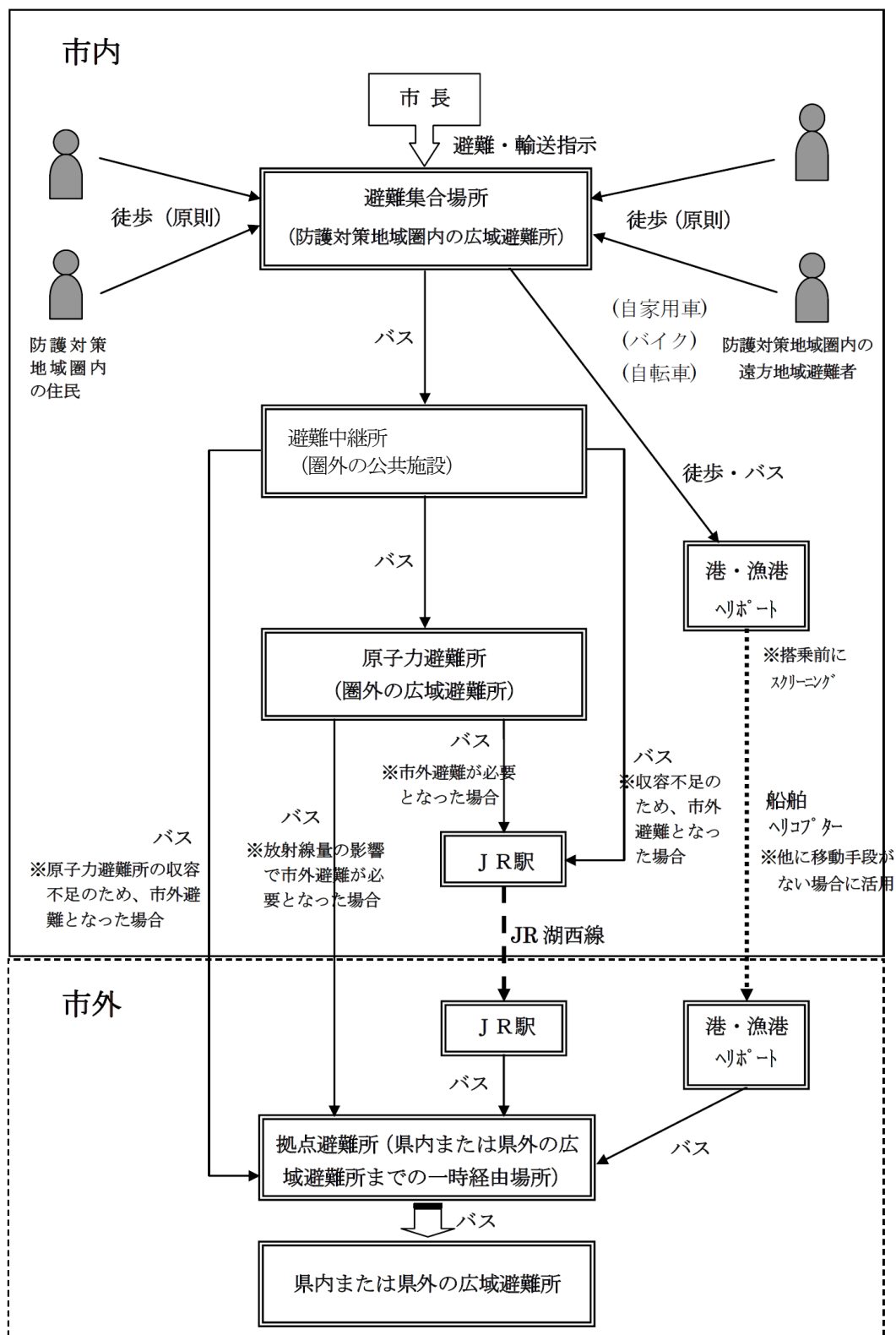
滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、次のとおり受け入れる。

〈避難元《滋賀県》・避難先《門真市》マッチング割当〉

滋賀県 避難元市	マッチング割当	避難先	
	避難元地域(自治会区)	地域	市町村
高島市	旧今津町 藺生区,梅原区,下弘部区,梅原団地自治会,大床区	北河内	門真市

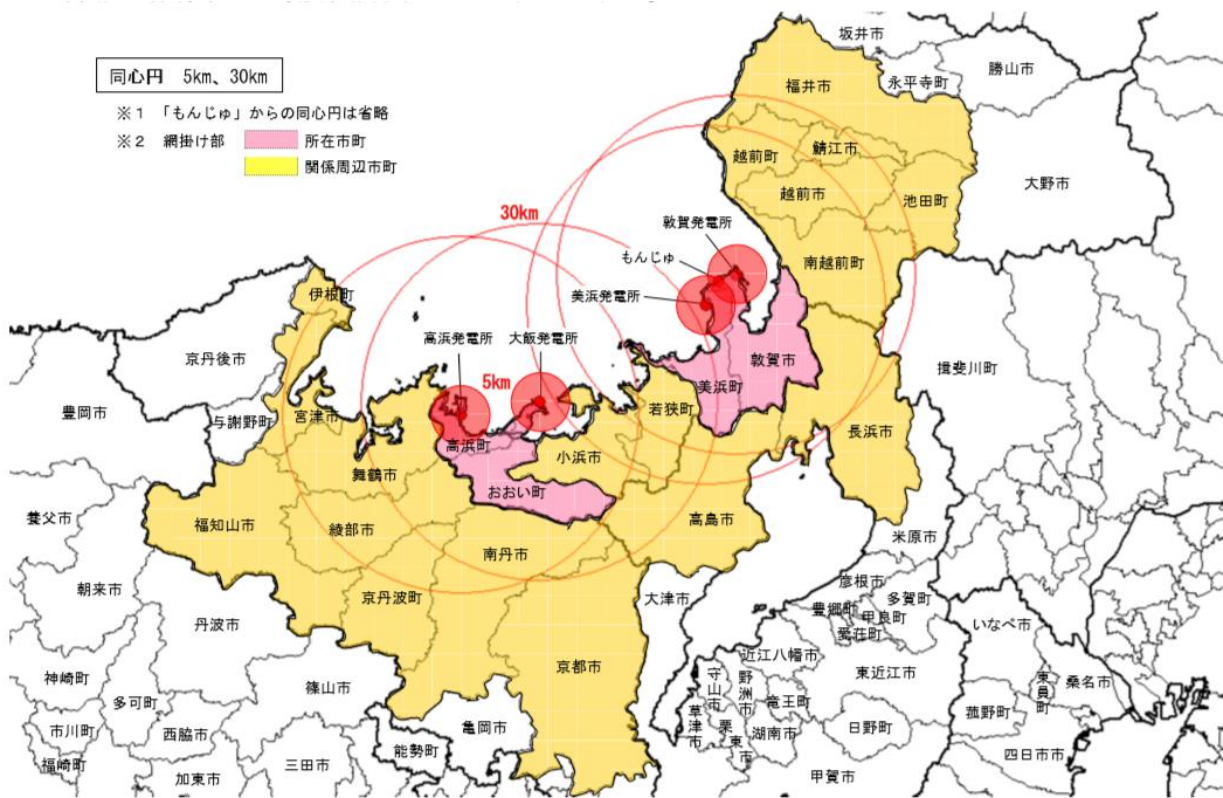
3 広域避難の流れ

(出典：高島市原子力災害住民避難計画)



4 原子力発電所（近畿圏内）の位置図について

（出典：関西防災・減災プラン〔原子力災害対策編〕、平成 25 年 6 月）



5 関西広域連合における原子力災害対応の概要について

(出典：関西防災・減災プラン〔原子力災害対策編〕、平成 31 年 3 月)

○災害への備え

- ・情報の収集・連絡体制等の整備
- ・災害応急体制の整備
- ・モニタリング体制の整備
- ・原子力災害医療体制の整備
- ・安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備
- ・飲食物の出荷制限、摂取制限
- ・水道水の摂取制限
- ・住民等への的確な情報伝達体制の整備
- ・自助・共助の取組の推進
- ・住民等に対する知識の普及啓発
- ・防災訓練への参加等

○災害への対応

【初期対応段階】

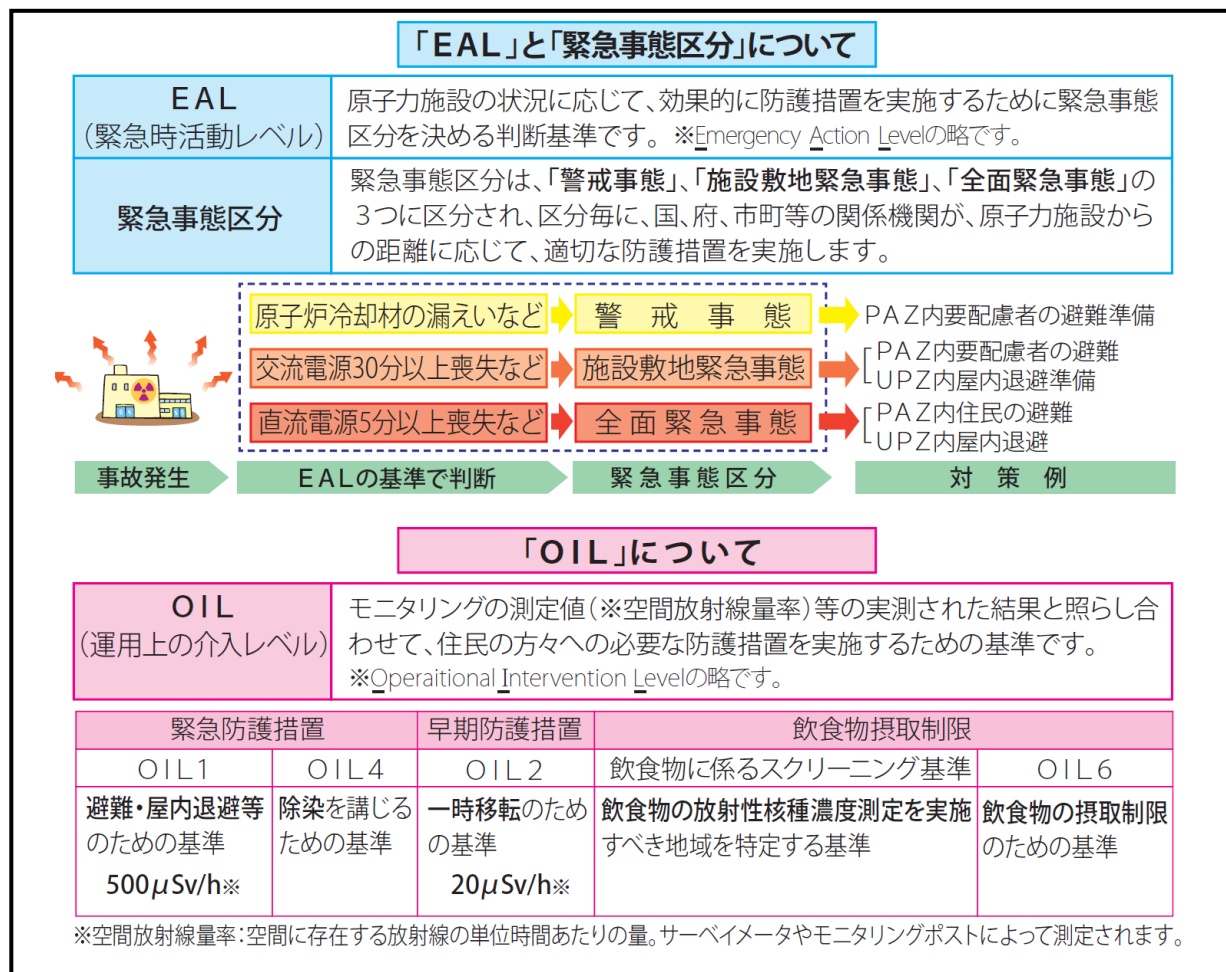
- ・活動体制の確立
- ・屋内退避、避難収容等の防護活動
- ・広域避難の調整
- ・飲食物の出荷制限、摂取制限
- ・水質汚染対策
- ・原子力災害医療
- ・住民等への的確な情報伝達

【復旧段階】

- ・モニタリング情報の共有・発信（継続）
- ・被災者の生活支援
- ・風評被害等の影響の軽減
- ・放射性物質による環境汚染への対応
- ・原子力損害賠償

■「EAL」、「緊急事態区分」、「OIL」について

(出典：京都府原子力防災のしおり、平成 26 年 3 月)



【資料 11－7 一時滞在施設一覧表】

(総務部危機管理課調べ、令和 8 年 4 月)

施 設 名	所 在 地	電話番号
ルミエールホール (市民文化会館)	末広町 29- 1	06-6908-5300
市立文化創造図書館 KADOMADO (予定：令和 8 年 5 月～)	幸福町 11-50	